経済産業省
中部経済産業局

改正省エネ法に基づく定期報告書及び中長期計画書の作成のポイント

令和６年６月１７日

中部経済産業局　エネルギー対策課

報告書の提出方法の変更について

■ **定期報告書作成支援ツール**（アプリ、エクセル）は**令和５年度をもって廃止**となりました。

■ **令和６年度以降はEEGSによる定期報告書の作成・提出を原則**とします。

※EEGSの利用にあたっては事前に地方経済産業局に様式43「電子情報処理組織使用届出書」の提出が必要です。ログインIDは特定事業者・特定荷主共通です。

※アクセスキーの期限切れ、ログインIDが不明の場合は、経済産業局まで原則メールにてお問い合わせ下さい。

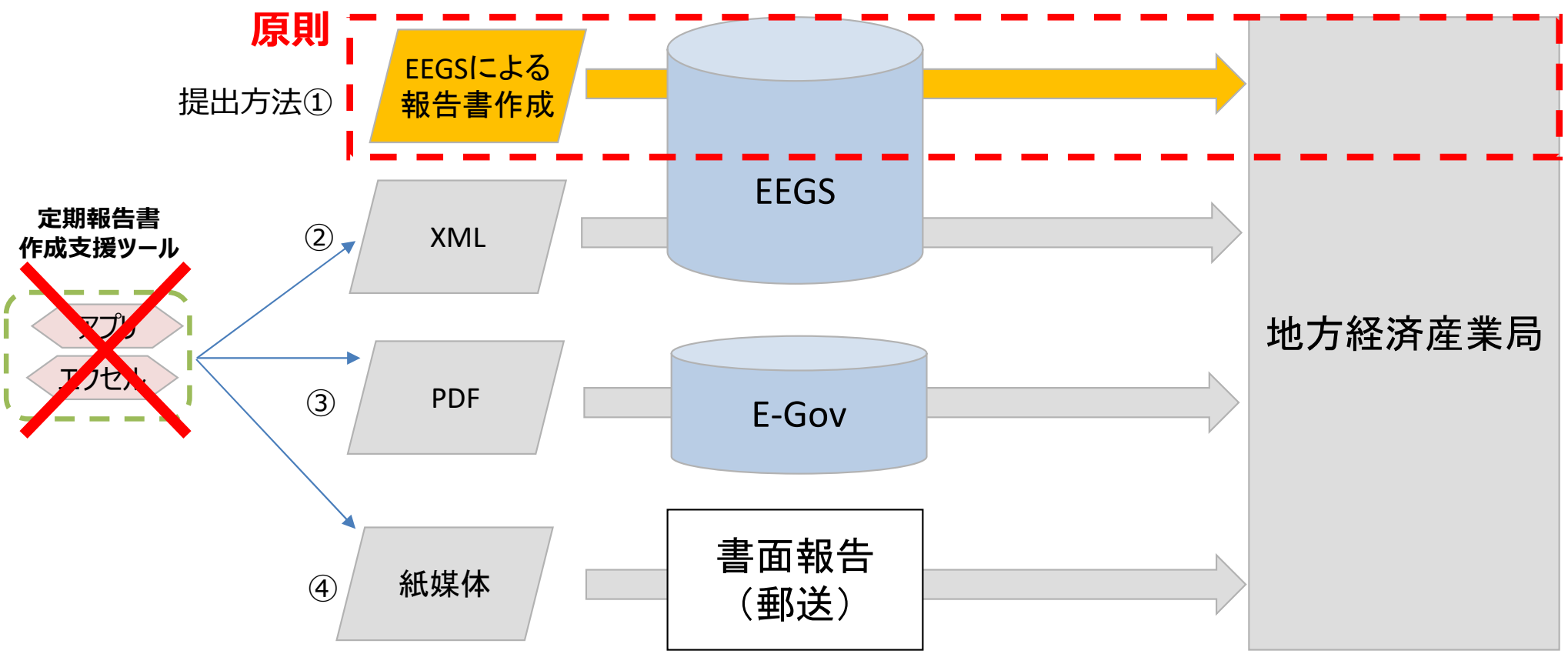

EEGSによる定期報告書作成・提出の流れ

事業者ユーザ

A	**事業者（事務局）**	EEGSに管理者として登録されているユーザ。事業者ごとに１ユーザのみであり、EEGSから自動的に発行されたログインIDを持つ。管理者として事業者・事業所ユーザのアカウントを発行できるほか、事業者全体の報告内容、全事業所の報告内容について、登録、変更、削除が可能。（最初に経済産業局に申請いただいた際に担当者として登録されている方です）
B	**事業者**	「事業者（事務局）」がアカウントを発行するユーザ。ログインIDはメールアドレス。事業者全体の報告内容、全事業所（工場・事業場）の報告内容について、登録・変更・削除が可能なユーザ。（各事業所からの情報を集めて、EEGS上で作業する担当者のイメージ）
C	**事業所**	「事業者（事務局）」がアカウントを発行するユーザ。ログインIDはメールアドレス。自事業所（工場・事業場）の報告内容について、登録、変更、削除が可能。他事業所の報告内容の確認はできない。（指定工場や支社の担当者のイメージ）

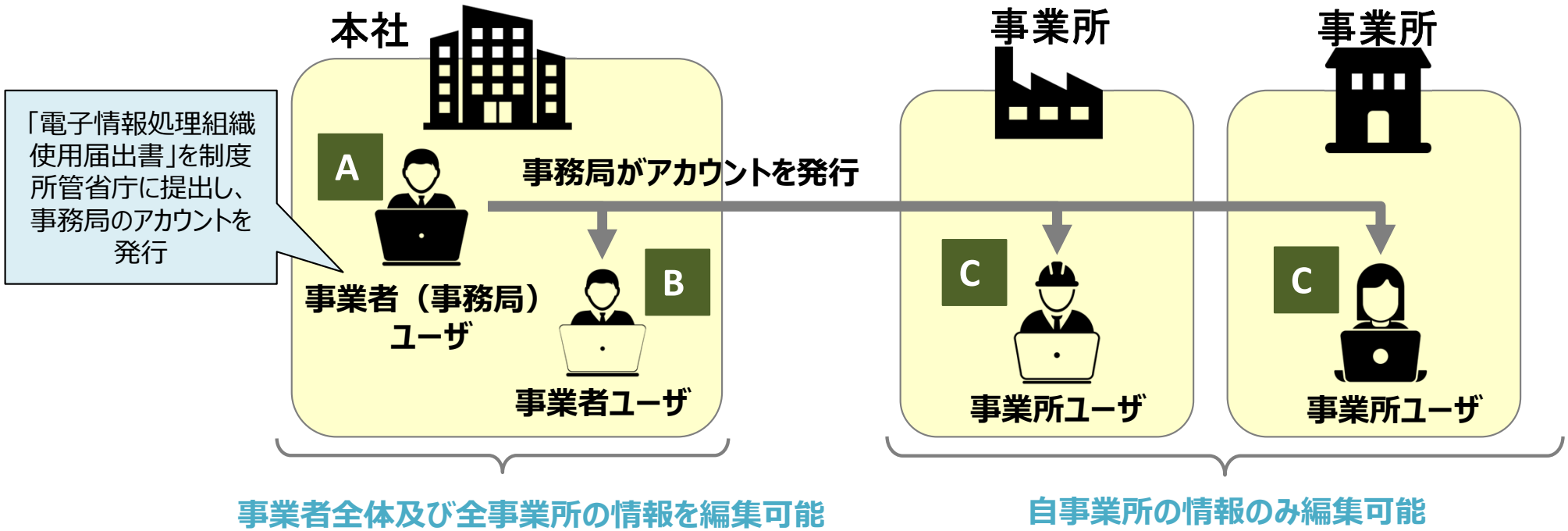

※担当者情報管理の具体的な操作方法についてはEEGS操作マニュアル（共通編　P97)を参照ください。

EEGSの操作＜はじめに＞　概略

- EEGSへの入力は、かならず順番を守って作業するのがポイントです。
- 各情報を入力作成したら、**毎回、入力内容保存**をするようにしてください！
- 定期報告書画面では、**毎回**「**報告書データの更新**」も必ず押すようにしてください。

EEGS入力操作順イメージ

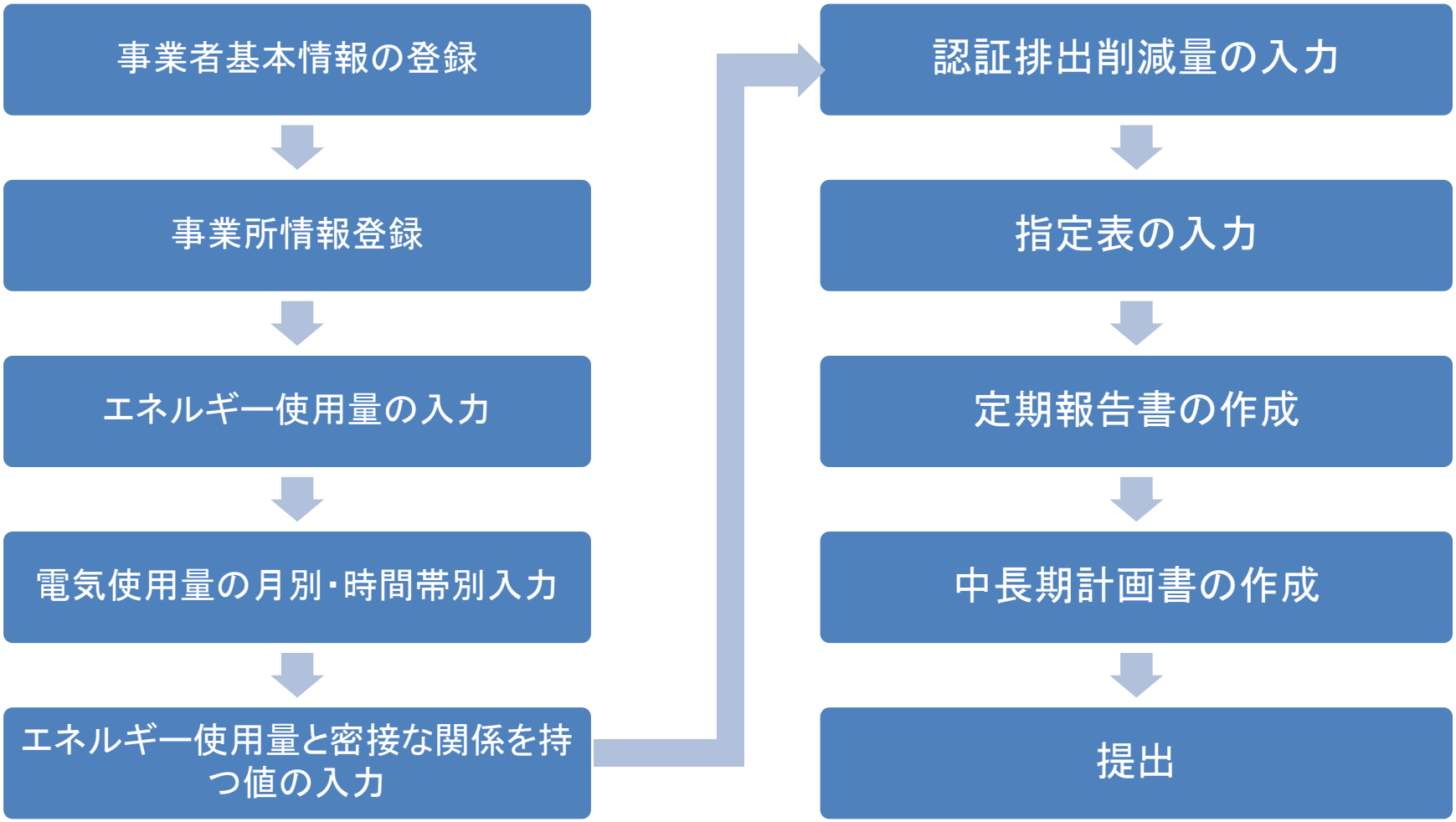

（参考）令和６年度の報告時に新たに必要となる情報

- 令和６年度の報告に当たり、今年度から新たに追加で必要となる情報は主に以下の通りです。

追加項目	必要となる情報
非化石エネルギーの使用量	非化石エネルギーの使用量
購入した熱・電気種別及び 非化石割合に係る情報	供給事業者から熱・電気を調達した際のメニューやその使用量・非化石割合
非化石エネルギーの使用状況	使用したエネルギーに占める非化石エネルギーの割合 設定された定量指標の達成状況やそれらを算出する根拠となる情報
使用量算出に係る情報	非化石エネルギーの使用量算出に用いた証書等の番号
非化石エネルギーへの転換に関する事項	非化石エネルギーへの転換に向けて提出した中長期計画書の内容を踏まえ、 目標実現に向けて実際に執った措置の実施状況と結果
電気需要最適化を踏まえた 電力使用量の内訳、措置の実施日数	月別又は時間帯別の電力の使用量 DRを実施した日数

EEGSの操作①　事業者基本情報登録

- はじめに事業者登録を行ってください。

「管理機能」→「事業者管理」→「事業者情報の入力」

EEGSの操作①　事業者基本情報登録

- 省エネ法　特定事業者の場合の必須項目があります。

事業者情報

特定排出者コード／特定漏えい者コード、特定事業者番号(特定連鎖化事業者番号)、特定荷主番号、特定輸送事業者指定番号、事業者名に変更がある場合は、「電子情報処理組織使用変更届出書」の提出が必要です。

特定排出者コード／特定漏えい者コード

特定事業者番号／特定連鎖化事業者番号
※省エネ法(特定事業者・特定連鎖化事業者)のみ　※経済産業局から通知された7桁の指定番号を入力

管理関係事業者番号　※経済産業局から通知された7桁の指定番号を入力

特定荷主番号／認定管理統括荷主番号　※経済産業局から通知された6桁の指定番号を入力

＊法人番号　0000000000000　法人情報検索
※事業者種類の選択がフロン法のみの場合、任意入力項目です。

＊事業者名

＊事業者名(ふりがな)

法人名（英語表記）

＊郵便番号　(半角入力)　郵便番号から住所を取得　郵便番号がわからない場合はこちら

＊都道府県　愛知県

＊住所　名古屋市中区三の丸2-5-2

＊住所(ふりがな)

郵便番号を入れたあと、郵便番号から住所を取得
を押すことを推奨しています

本欄は都道府県を除いて、**市以降から記載してください**
（表紙の出力の際に県名が重複してしまいます）

EEGSの操作①　事業者基本情報登録

- 省エネ法　特定事業者の場合の必須項目があります。

※省エネ法上、事業者情報の変更に際しては、定期報告書の本欄をもって報告していただきます。
※「名称変更」の場合は、電子情報処理組織使用変更届出書（様式44）も併せてご提出ください。

EEGSの操作①　事業者基本情報登録

- 事業者基本情報登録画面の選択項目について、詳細は以下の通りです。

①　ベンチマーク指標について

右表の事業を行っており、該当事業のエネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で 1,500 キロリットル以上である場合、ベンチマーク指標に関する報告が必要です。

業種毎のベンチマーク制度の詳細、指標計算表は、定期報告書記入要領（別冊２）及び　省エネポータルサイトをご覧下さい。

※自社で行っている各種事業が、右表のベンチマーク制度対象業種かどうかを確認してください。

※登録する事業所の中に、「日本標準産業分類」のベンチマーク該当細分類がある場合は、要注意です。

区分	事業	日本標準産業分類	
		分類コード	項目名
１Ａ	高炉による製鉄業	2211	高炉による製鉄業
１Ｂ	電炉による普通鋼製造業	2221	製鋼・製鋼圧延業
１Ｃ	電炉による特殊鋼製造業	2221 2253 2255	製鋼・製鋼圧延業 鋳鋼製造業 鍛鋼製造業
２	電力供給業	3311	発電所
３	セメント製造業	2121	セメント製造業
４Ａ	洋紙製造業	1421	洋紙製造業
４Ｂ	板紙製造業	1422	板紙製造業
５	石油精製業	1711	石油精製業
６Ａ	石油化学系基礎製品製造業	1631	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）
６Ｂ	ソーダ工業	1621	ソーダ工業
７Ａ	通常コンビニエンスストア業	5631	コンビニエンスストア
７Ｂ	小型コンビニエンスストア業	5631	コンビニエンスストア
８	ホテル業	7511	旅館、ホテル
９	百貨店業	5611	百貨店、総合スーパー
１０	食料品スーパー業	5811	各種食料品小売業
１１	ショッピングセンター業	6911	貸事務所業
１２	貸事務所業	6911	貸事務所業
１３	大学	8161	大学
１４	パチンコホール業	8064	パチンコホール
１５	国家公務	9711 9721 9731	立法機関 司法機関 行政機関
１６	データセンター業	37xx 38xx 39xx 40xx	通信業 放送業 情報サービス業 インターネット付随サービス業
１７	圧縮ガス・液化ガス製造業	1623	圧縮ガス・液化ガス製造業

EEGSの操作①　事業者基本情報登録

- 事業者基本情報登録画面の選択項目について、詳細は以下の通りです。

②連携省エネルギー措置について

複数の事業者が連携して省エネルギー取組を実施した場合に、省エネ法の定期報告において、連携による省エネ量を事業者間で分配して報告することができる制度です。
本欄は、予め認定を受けた事業者のみ、「はい」を選択してください。

③温室効果ガス排出量の算定に際して法定外の算定方法又は係数を使用するかについて

法定外の算定方法又は係数を使用する場合は、「はい」を選択してください。
ここで「はい」を選択した場合のみ、エネルギー使用量の入力画面で「独自係数または実測排出量の入力画面」が選択できます。

④電気の使用量の報告形式について

特定第２表１－２「電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳」の作成にあたり、 電気使用量を 月別 又は 時間帯別 で入力する必要があります。
スマートメーター等の設置により時間帯別の電力使用量が分かる場合は、時間帯別を、その他の場合は、月別を選択ください。
※ここの選択により、エネルギー使用量の入力画面のうち「電気使用量の月別・時間帯別入力」画面の方法が変わります。

EEGSの操作②　事業所情報登録

- 事業所を登録します。

EEGSの操作②　事業所情報登録

- 事業所を登録します。

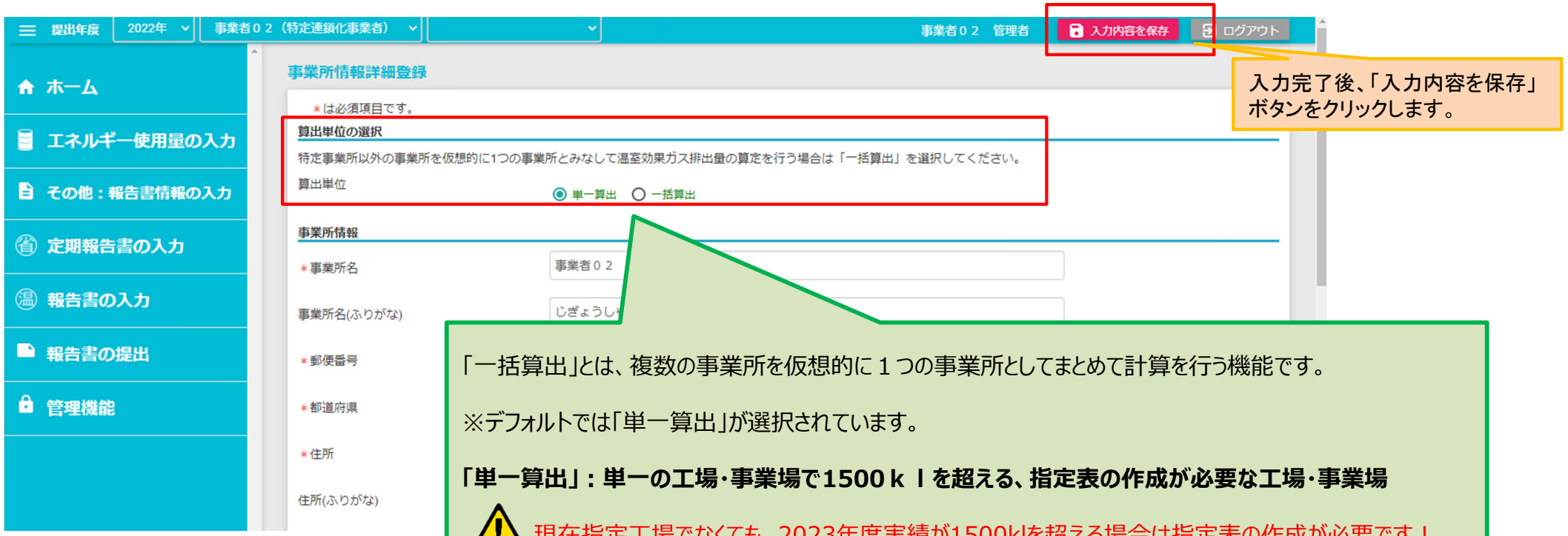

入力完了後、「入力内容を保存」ボタンをクリックします。

「一括算出」とは、複数の事業所を仮想的に１つの事業所としてまとめて計算を行う機能です。

※デフォルトでは「単一算出」が選択されています。

「単一算出」：単一の工場・事業場で1500ｋｌを超える、指定表の作成が必要な工場・事業場

⚠ 現在指定工場でなくても、2023年度実績が1500klを超える場合は指定表の作成が必要です！

「一括算出」：それ以外の工場・事業場
（「一括算出」を選択すると、この事業所に関して、省エネ法（工場）の指定表や温対法・フロン法の様式第１別紙が作成できません）

EEGSの操作②　事業所情報登録

- 事業所の登録においては、存在する**全ての事業所を１つずつ登録する必要はありません**
- 特定第３表の作成ルールに適合するように、事業所を作成してください

単独で1,500klを超える工場・事務所等の場合

➢単独で事業所登録してください。
（指定工場の場合、「事業所名」欄を登録されている指定工場名にしてください）

➢「単一算出」を選択してください。

➢一つの工場で細分類が異なる複数の事業を行っている場合、その工場の主たる事業の細分類番号にまとめて計上されます。（複数の事業分類にわけて整理することは出来ません）

＜例＞

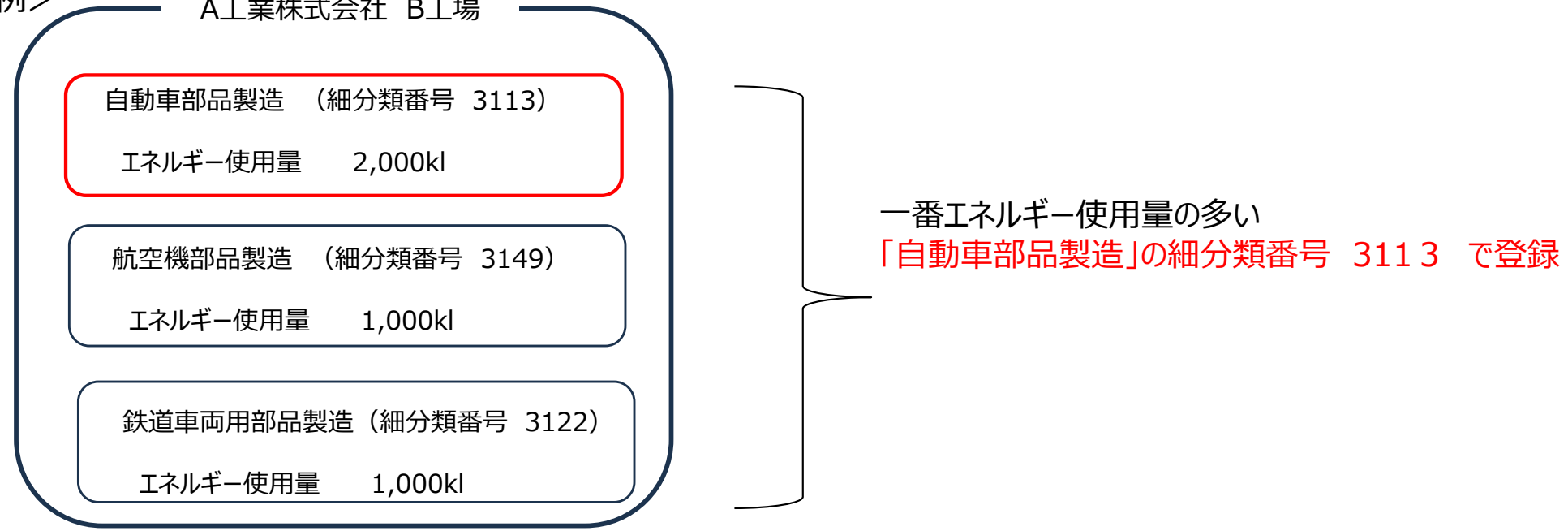

EEGSの操作②　事業所情報登録

- 事業所の登録においては、存在する**全ての事業所を１つずつ登録する必要はありません**
- 特定第３表の作成ルールに適合するように、事業所を作成してください

単独で1,500klを超えない工場・事務所等の場合

➢細分類番号と原単位分母（エネルギー使用量と密接な関係を持つ値）の両方が同じ工場・事務所は、まとめて１つの事業所とみなして登録することができます。（事業所名は任意で登録可）
（まとめず、工場・事務所等ごとに作成いただいても構いません。）

➢「一括算出」を選択してください。

＜例＞

C工場　自動車部品製造　（細分類番号　3113）
エネルギー使用量　　1,200kl
原単位分母：生産数量

→ C工場単独で1事業所として登録
（D工場と原単位分母が異なるため、まとめて１事業所として登録できない）

D工場　自動車部品製造　（細分類番号　3113）
エネルギー使用量　　700kl
原単位分母：売上高

→ D工場単独で1事業所として登録
（D工場と原単位分母が異なるため、まとめて１事業所として登録できない）

E工場　航空機部品製造　（細分類番号　3149）
エネルギー使用量　　1,000kl
原単位分母：生産数量

F工場　航空機部品製造　（細分類番号　3149）
エネルギー使用量　　500kl
原単位分母：生産数量

→ 細分類番号と原単位分母が同一のため
1事業所とみなして登録が可能
※個別に登録も可能です。（特定第３表で自動的に合算されます。

EEGSの操作③　エネルギー使用量の入力

- **<u>事業所ごとに</u>**、エネルギー使用量を入力していきます。
  （ここで記した内容が、特定表や指定表の一部に反映されます）

EEGSの操作③　エネルギー使用量の入力

- エネルギー使用量を入力していきます。
  （ここで記した内容が、特定表や指定表の一部に反映されます）

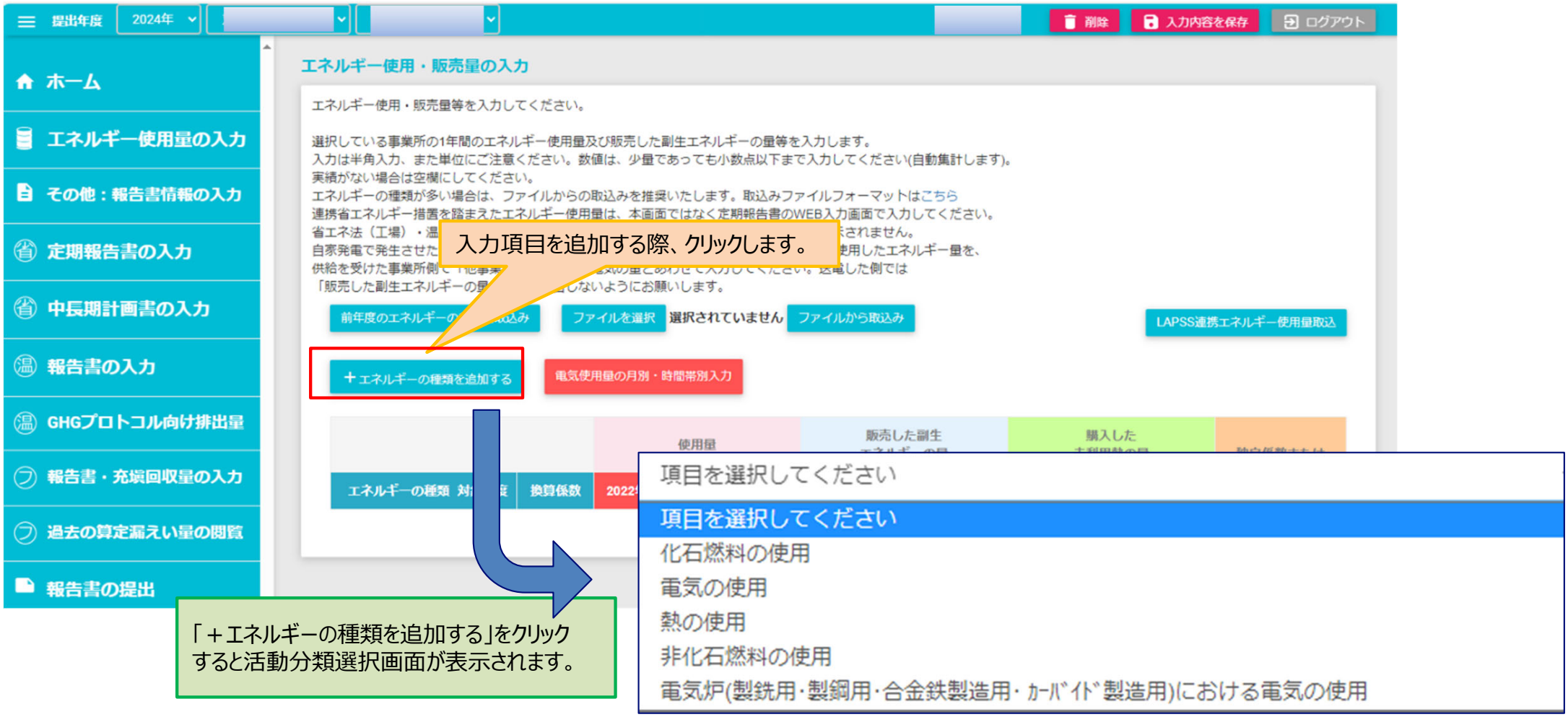

エネルギー使用量を入力することで、特定第2表 1-1 はじめ各表が完成していきます！
昨年の特定第２表１－１を参照しながら、漏れのないように選択してください。

EEGSの操作③　エネルギー使用量の入力

- 項目ごとのエネルギーの種類は以下の通りです。
- R6年度より非化石燃料が追加されています。

化石燃料の使用

- 輸入一般炭
- 輸入原料炭
- 輸入無煙炭
- 石炭コークス
- 石油コークス
- 揮発油
- 灯油
- 軽油
- A重油
- B・C重油
- 原油のうちコンデンセート(NGL)
- 原油（コンデンセート除く）
- 石油アスファルト
- コールタール
- ナフサ
- 液化石油ガス(LPG)
- 石油系炭化水素ガス
- 液化天然ガス(LNG)
- その他可燃性天然ガス
- 都市ガス
- コークス炉ガス
- 高炉ガス
- 転炉ガス
- テナント空調等推計値
- その他燃料
- ジェット燃料油
- コークス用原料炭
- 吹込用原料炭
- 国産一般炭
- 発電用高炉ガス
- FCCコーク
- 潤滑油

熱の使用

- 産業用蒸気
- 産業用以外の蒸気
- 温水
- 冷水
- その他の熱（自然熱を除く）
- 自然熱
- その他の自然熱

電気炉（製鉄用・製鋼用用・合金鉄製造用・カーバイド製造用）における電気の使用

- 電気炉（製鉄用・製鋼用用・合金鉄製造用・カーバイド製造用）における電気の使用

電気の使用

- 電気事業者
- 上記以外の売電
- 自家発電

上記以外の売電：
- オフサイトPPA
- 自己託送
- 他事業所からの供給（自営線）
- その他売電

自家発電：
- **太陽光発電**
- 風力発電
- 地熱発電
- 水力発電
- その他（非燃料由来の非化石電気）
- その他（燃料）（※）
- その他（熱）（※）

※自社で使用した燃料・熱を利用して自家発を行う場合に計上
（エネルギー使用量には合算されません）

非化石燃料の使用

- 黒液
- 木材
- 木質廃材
- バイオエタノール
- バイオディーゼル
- バイオガス
- その他バイオマス
- RDF
- RPF
- 廃タイヤ
- 廃プラスチック（一般廃棄物）
- 廃プラスチック（産業廃棄物）
- 廃油
- 廃棄物ガス
- 混合廃材
- 水素
- アンモニア
- 廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油
- 原油から製造された燃料炭化水素油
- テナント空調等推計値
- その他燃料

上記項目に無いものについても、エネルギーとして使用した際は報告対象となります。
化石燃料　：項目にないものは、項目にある燃料のうち最も近しい燃料の使用量に含めるかたちで報告
非化石燃料：項目にないものは「その他」にて報告

EEGSの操作③　エネルギー使用量の入力

- 黄色の「？」マークをクリックして、補助画面から使用量を入力していきます。
- 主要なエネルギーの種類と定義は、記入要領　P.12~16 を参照してください。

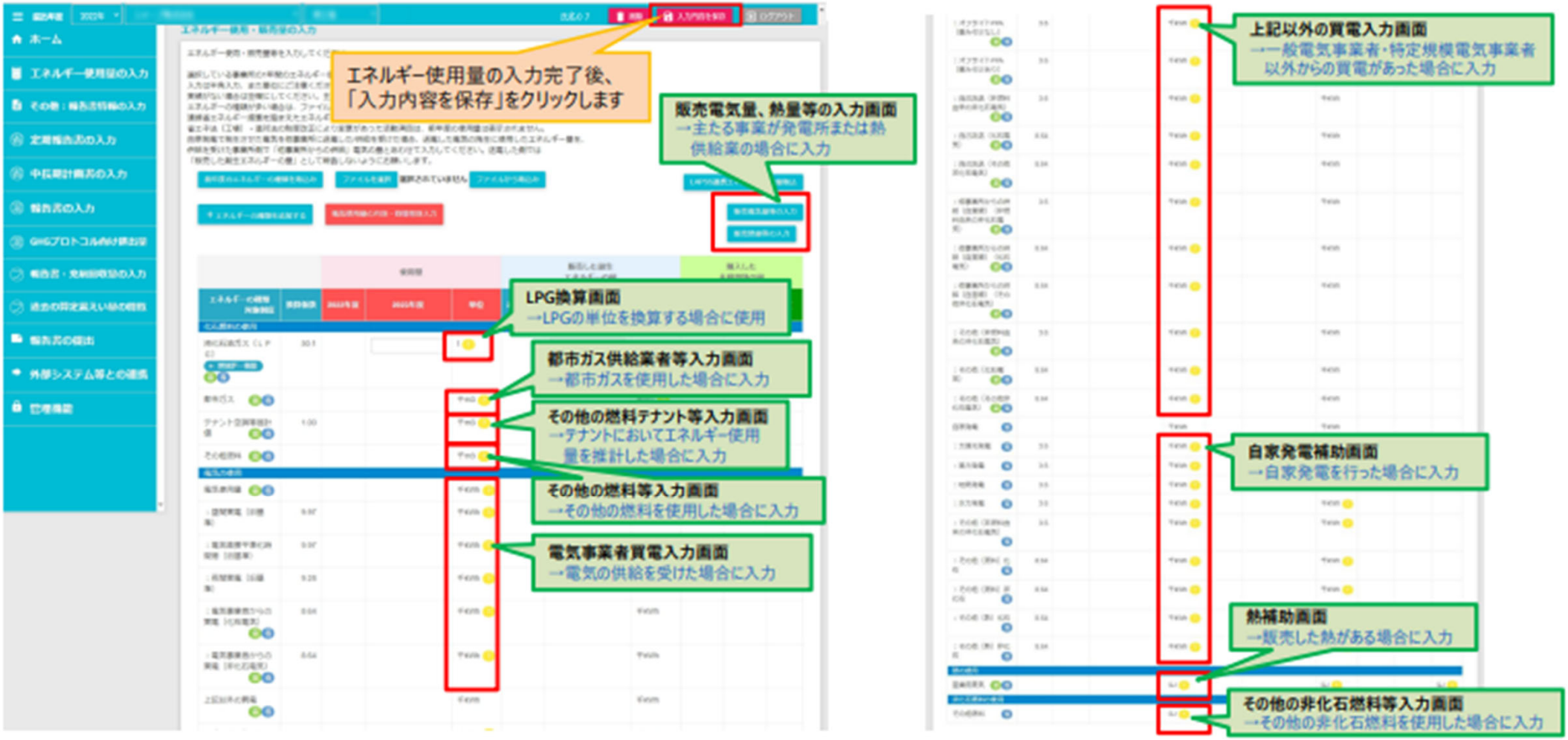

特定第２表１－１に無いものについても、エネルギーとして使用した際は報告対象となります。
化石燃料　：項目にないものは、項目にある燃料のうち最も近しい燃料の使用量に含めるかたちで報告
非化石燃料：項目にないものは「その他」にて報告

EEGSの操作③　エネルギー使用量の入力　＜例:電気使用量（買電）＞

- 電気使用量（買電分）を、電気事業者毎のメニューを選択し、入力してください。

各電気事業者の非化石証書の使用比率は自動で入力されています。
(例）中部電力ミライズメニューB　５％
　　北陸電力メニューB　16%

※自動で入力されていない場合は、各電力事業者のHPやお問い合わせ先より、メニュー毎の非化石割合を確認して下さい。

※それでも不明な場合は、非化石証書の使用状況を0%（非化石比率13.00%）と見なして計算してください。

R6年度報告においては、R5年度（改正前基準）と比較するため、これまで同様、電気需要平準化評価原単位に使用する昼間買電量・夜間買電量・電気需要平準化時間帯の買電量の報告も必要です。
(考え方は次ページ参照)

EEGSの操作③　エネルギー使用量の入力　＜例:電気使用量（買電）＞

- 令和5年度までは、これまで電気需要平準化のために報告頂いていた以下の電気量もご報告頂く必要がございますのでご注意ください。法改正後の特定第２表１－１の様式には記入欄はございませんが、EEGS上に入力欄を設けております。

① 電気事業者から買電した電気量（昼間買電・夜間買電）

「昼間買電」及び「夜間買電」とは

一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、運用する電線網を介して供給を受ける電気の昼夜別使用量のこと

昼間買電	８時から２２時
夜間買電	２２時から翌日８時

② 電気事業者から買電した電気需要平準化時間帯の電気量

「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」とは

夏期（７月１日から９月３０日）及び冬期（１２月１日から３月３１日）の８時から２２時までのこと

→したがって、当該項目には、

「昼間買電」のうち、夏期（７月～９月）及び冬期（１２月～３月）の使用量を記入して下さい。

※　電気需要平準化時間帯の買電量を自ら計測しての把握ができない場合は、電力会社から提供される検針票の力率測定用の有効電力量を報告して下さい。

※　検針票を用いても把握できない場合は、夏期（７月～９月）及び冬期（１２月～３月）の全ての昼夜間買電量を報告して下さい。

（注）夏期・冬期における電気需要平準化時間帯は、昼間買電の内数です。「電気」の小計で重複計上しないで下さい。

特定-第2表（改正前）

	高炉ガス		千m³			
	転炉ガス		千m³			
	その他の燃料	都市ガス	千m³	5,833	261,318	
		（　　）				
	産業用蒸気		GJ	601	613	
	産業用以外の蒸気		GJ			
	温水		GJ			
	冷水		GJ			
	小計		GJ		273,234	
電気	電気事業者	昼間買電	千kWh	41,030	409,069	
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	(24,500)	(244,265)	
		夜間買電	千kWh	13,338	123,777	
	その他	上記以外の買電	千kWh			
		自家発電	千kWh	70		30 293
	小計		千kWh	54,365	532,846	30 293
合　計GJ					810,823	293
原油換算kl					Ⓢ 20,919	Ⓣ 8
前年度原油換算kl					21,173	
対前年度比（%）					98.8	

EEGSの操作③　エネルギー使用量の入力　<例:電気使用量（買電）>

- 電気需要平準化時間帯の買電量を自ら計測して把握できない場合は、電力会社から提供される検針票の力率測定用の有効電力量の値を報告して下さい。

検針票の例
（高圧）
中部電力(株)ホーム
ページから

有効電力量＝
8～22時の買電量
（※沖縄電力は9～23時）

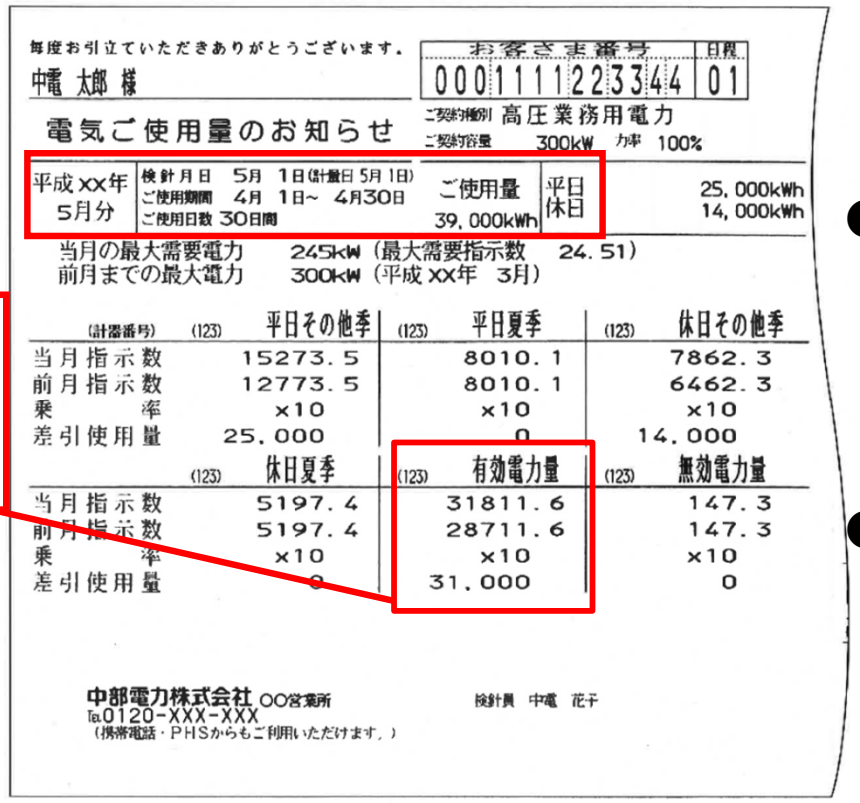

毎度お引立ていただきありがとうございます。
中電 太郎 様

お客さま番号	日程
0001111223344	01

電気ご使用量のお知らせ

ご契約種別 高圧業務用電力
ご契約容量 300kW 力率 100%

平成XX年 5月分	検針月日 5月 1日(計量日 5月 1日) ご使用期間 4月 1日～ 4月30日 ご使用日数 30日間	ご使用量 39,000kWh	平日 休日	25,000kWh 14,000kWh

当月の最大需要電力 245kW（最大需要指示数 24.51）
前月までの最大電力 300kW（平成XX年 3月）

(計器番号)	(123) 平日その他季	(123) 平日夏季	(123) 休日その他季
当月指示数	15273.5	8010.1	7862.3
前月指示数	12773.5	8010.1	6462.3
乗率	x10	x10	x10
差引使用量	25,000	0	14,000

	(123) 休日夏季	(123) 有効電力量	(123) 無効電力量
当月指示数	5197.4	31811.6	147.3
前月指示数	5197.4	28711.6	147.3
乗率	x10	x10	x10
差引使用量	0	31,000	0

中部電力株式会社 OO営業所
Tel.0120-XXX-XXX
（携帯電話・PHSからもご利用いただけます。）
検針員 中電 花子

電力会社の検針票等に『(力率測定用)有効電力量』という欄がある場合には、これが省エネ法の昼間買電に該当。夜間買電は、全使用電力量から力率測定用有効電力量を引いて算出。

●高圧電力、季時別などの契約は、
昼間買電＝力率測定用有効電力量
夜間買電＝全使用電力量
　　－(力率測定用)有効電力量
で計算する。

●従量電灯、低圧電力などの契約の場合で、力率用有効電力量が分からない時は、全て昼間買電として計算してもよい。

※検針票の様式等については各電力会社によって異なります。詳細は各電力会社にご確認下さい。

- 電気需要平準化時間帯の買電量を自ら計測できず、かつ電力会社から提供される検針票を用いても把握できない場合：
夏期（7～9月）及び冬期（12月～3月）の全ての昼夜間買電量を、電気需要平準化時間帯の買電量として報告して下さい。

EEGSの操作③　エネルギー使用量の入力　＜例:都市ガス＞

- 都市ガスの供給事業者を選択して、入力してください。
- （R6年提出について）5月中旬までに入力した情報は「代替値」しか選択されていません。申し訳ありませんが、「代替値」での提出は出来ませんので、必ず都市ガス供給事業者を再度選択し直してくださいますようお願いいたします。（該当事業者の方にはメール連絡済みです）

要修正

代替値のため要修正

修正不要

都市ガス供給事業者毎に選択されている

特定－第２表　事業者のエネルギーの使用量等

- 自家発電等における販売した副生エネルギーの扱いは以下の通りです。

① 「販売した副生エネルギーの量」の欄には、副生エネルギーを他社（関連会社、子会社等を含む）に販売した場合に記入
熱供給事業法上の熱供給業者に該当し、熱供給事業を行う事業所として登録を受けている工場等において、生産された熱は副生したエネルギーとはいえないため、「副生エネルギー」には含めません。
同様に、電気事業法上の発電事業者に該当し、発電事業を行う事業所として届け出ている工場等において、生産された電気は、副生したエネルギーとはいえないため、「副生エネルギー」には含めません。

② エネルギー使用量は、自家発電のために使用した燃料の使用量を含めて記入します

② エネルギー使用量は、自家発電のために使用した燃料の使用量を含めて記入します

④ 他社に販売した電気の量は、「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入
※非化石燃料を併用した自家発電の場合、「販売した副生エネルギー量」の欄に記入する量は発電電力量のうち、化石燃料による寄与分を適切な方法で算出し、記入して下さい

特定－第２表 事業者のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類			単位	2023 年度 使用量 数値	使用量 熱量GJ	販売した副生エネルギーの量 数値	販売した副生エネルギーの量 熱量GJ
燃料及	原油（コンデンセートを除く。）		kl				
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl				
	揮発油		kl	19	697		
	ナフサ		kl	1	38		
	灯油		kl	243	9,501		
	軽油		kl				
	A重油		kl				
	B・C重油		kl				
	石油アスファルト		t				
	石油コークス		t				
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t				
		石油系炭化水素ガス	千m³				
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t				
		その他可燃性	千m³				
	コークス炉ガス		千m³				
	高炉ガス		千m³				
	転炉ガス		千m³				
	その他の燃料	都市ガス	千m³	5,833	261,318		
		（　）					
	産業用蒸気		GJ	601	613		
	産業用以外の蒸気		GJ				
	温水		GJ				
	冷水		GJ				
	小計		GJ		273,234		
電気	電気事業者	昼間買電	千kWh	41,030	409,069		
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	（　）	（　）		
		夜間買電	千kWh	13,338	123,777		
	その他	上記以外の買電	千kWh		※		
		自家発電	千kWh	70		30	293
		小計	千kWh	54,854	537,589	30	293
合　計GJ					810,823		293
原油換算kl					Ⓢ 20,919		Ⓣ 8
前年度原油換算kl					21,173		
対前年度比（%）					98.8		

（例）都市ガスを使用して
自家発電により100千kWh発電し、
70千kWhを自家消費し、
30千kWhを外販した場合

（参考）法改正前後でのエネルギー換算係数（化石燃料・熱）

- 改正省エネ法では、化石燃料や熱について、熱量換算係数が変更となりました。

省エネ法改正前（2005年度　標準発熱量）			見直し後の値（2018年度　標準発熱量）			変化率
項目		数値（GJ/計量単位）	項目		数値（GJ/計量単位）	
原油【kl】		38.2	原油【kl】		38.3	0.26%
原油のうちコンデンセート【kl】		35.3	原油のうちコンデンセート【kl】		34.8	-1.42%
揮発油【kl】		34.6	揮発油【kl】		33.4	-3.47%
ナフサ【kl】		33.6	ナフサ【kl】		33.3	-0.89%
ジェット燃料油【kl】		36.7	ジェット燃料油【kl】		36.3	-1.09%
灯油【kl】		36.7	灯油【kl】		36.5	-0.54%
軽油【kl】		37.7	軽油【kl】		38.0	0.80%
A重油【kl】		39.1	A重油【kl】		38.9	-0.51%
B・C重油【kl】		41.9	B・C重油【kl】		41.8	-0.24%
石油アスファルト【t】		40.9	石油アスファルト【t】		40.0	-2.20%
石油コークス【t】		29.9	石油コークス【t】		34.1	14.05%
石油ガス	液化石油ガス(LPG)【t】	50.8	石油ガス	液化石油ガス(LPG)【t】	50.1	-1.38%
	石油系炭化水素ガス【千㎥】	44.9		石油系炭化水素ガス【千㎥】	46.1	2.67%
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)【t】	54.6	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)【t】	54.7	0.18%
	その他可燃性天然ガス【千㎥】	43.5		その他可燃性天然ガス【千㎥】	38.4	-11.72%
石炭	原料炭【t】	29.0	輸入原料炭【t】		28.7	-1.03%
			コークス用原料炭【t】		28.9	ー
			吹込用原料炭【t】		28.3	ー
	一般炭【t】	25.7	輸入一般炭【t】		26.1	1.56%
			国産一般炭【t】		24.2	ー
	無煙炭【t】	26.9	輸入無煙炭【t】		27.8	3.35%
石炭コークス【t】		29.4	石炭コークス【t】		29.0	-1.36%
コールタール【t】		37.3	コールタール【t】		37.3	-0.00%
コークス炉ガス【千㎥】		21.1	コークス炉ガス【千㎥】		18.4	-12.80%
高炉ガス【千㎥】		3.41	高炉ガス【千㎥】		3.23	-5.28%
			発電用高炉ガス【千㎥】		3.45	ー
転炉ガス【千㎥】		8.41	転炉ガス【千㎥】		7.53	-10.46%
産業用蒸気【GJ】		1.02	産業用蒸気【GJ】		1.17	14.71%
産業用以外の蒸気【GJ】		1.36	産業用以外の蒸気【GJ】		1.19	-12.50%
温水【GJ】		1.36	温水【GJ】		1.19	-12.50%
冷水【GJ】		1.36	冷水【GJ】		1.19	-12.50%

（参考）エネルギー換算係数（非化石燃料）

- 改正省エネ法では、新たに以下の非化石燃料等についても報告対象となります。

項目	単位発熱量 (MJ/kg)	実測での報告	燃料の例
黒液	13.6（絶乾）	○	黒液
木材	13.2（絶乾）	○	木質チップ、木質ペレット（ホワイトペレット、全木ペレット、バークペレット、ブラックペレット等）、薪、木質ブリケット燃料、オガライト、木炭、ヤシ殻等の森林由来、工場残材由来および建築廃材由来等の木質原料から作られた燃料製品
木質廃材	17.1（絶乾）	○	木くず、おがくず、表皮（バーク）、分枝、パルプ製造時の残滓等の工場において発生する木質原料を起源とする廃棄物等
バイオエタノール	23.4 (MJ/L)		植物や動物などバイオマス由来の資源から作られ、ガソリンを代替する液体燃料
バイオディーゼル	35.6 (MJ/L)		廃食用油などバイオマス由来の資源から作られ、軽油を代替する液体燃料
バイオガス	21.2 (MJ/m^3 SATP)		家畜排泄物、生ごみ、食品残渣、下水処理場等から発生するバイオマス由来の資源から作られたガスを回収し、燃料製品としたもの
その他バイオマス	13.2	○	紙くず、古紙粕、パルプ粕、ペーパースラッジ、畳、乾燥有機汚泥（下水汚泥、活性汚泥等）、肉骨粉、油脂ピッチ、脂肪酸ピッチ、食品加工時に発生する再利用できない副生廃棄物（コーヒー粕、バガス等）等の植物や動物などバイオマス由来の資源から作られた主に固体の燃料等で、原料や利用形態が特定できないもの等
RDF	18.0		一般廃棄物、産業廃棄物のうち金属等の不燃分や水分を除去、分離し、可燃物を精製固化し添加物を加え、発熱量を調整して燃料製品としたもの
RPF	26.9		廃プラスチックや再生利用困難な古紙等を混合、成型し、発熱量を調整して燃料製品としたもの
廃タイヤ	33.2	○	一般廃棄物や産業廃棄物から分別された使用済タイヤを燃料として使用するもの
廃プラスチック	29.3	○	自動車破砕残渣（ASR）等の再生利用しない使用済プラスチック
廃油	40.2 (MJ/L)	○	廃棄物から分別され、焼却処分される油脂及び油脂等に分離処理等を施し燃料製品としたもののうちバイオマス由来以外のもの
廃棄物ガス	21.2 (MJ/m^3 SATP)		埋立処分場において副生するメタン等の可燃性ガスのうち、バイオマスのみを由来としたガスか否かが明らかでないものを回収し、燃料製品としたもの
混合廃材	17.1	○	布、廃白土、蓄糞たい肥化燃料、含油汚泥、未燃灰、繊維くず等、CPF（フラフ燃料）等のバイオマス由来のみでない固体状の廃材、又は複数の廃材等が混在するもの
水素	142 (MJ/kg)		水素
アンモニア	22.5 (MJ/kg)		アンモニア

※熱量換算の詳細については定期報告書の記入要領で示されています。

（参考）各措置における電気の一次換算係数

- 下表のとおり、電気の種類によって各評価軸における補正の仕方が異なります。
  電気の種類を正しく選択してください。

電気の種類					一次換算係数（GJ/千kWh）		
					(a) エネルギーの使用の合理化措置	(b) 非化石エネルギーへの転換措置	(c) 電気の需要の最適化措置
買電	系統電気	自己託送以外	電気事業者からの買電	化石分	8.64	8.64（化石カウント）	3.6 or 12.2 or 9.4
				非化石分	8.64	8.64（非化石カウント）	3.6 or 12.2 or 9.4
			オフサイトPPA	非化石重み付けなし	3.6	8.64（非化石カウント）	3.6 or 12.2 or 9.4
				非化石重み付けあり	3.6	8.64 × 1.2（非化石カウント）	3.6 or 12.2 or 9.4
		自己託送	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2（非化石カウント）	3.6
			上記以外	化石分	8.64	8.64（化石カウント）	8.64
				非化石分	8.64	8.64（非化石カウント）	8.64
	自営線（他事業者からの供給）		非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2	3.6
			上記以外	化石分	8.64	8.64（化石カウント）	8.64
				非化石分	8.64	8.64（非化石カウント）	8.64
自家発	直接使用・自営線（自社内の供給含む）		非燃料由来の非化石電気（オンサイトPPA含む）		3.6	8.64 × 1.2	3.6
			上記以外		※投入した燃料・熱でカウント（非化石燃料は0.8倍）	**電気の非化石割合を指標とするとき→** 発電量に対して8.64を掛けてカウントする。 **上記以外を指標とするとき→** 投入した燃料・熱でカウントする。（ただし非化石燃料は0.8倍しない）	※投入した燃料・熱でカウント（非化石燃料は0.8倍）

EEGSの操作④　電気使用量の月別・時間帯別入力

NEW

R6年度の
定期報告書で
一番間違えやすい
ポイントです！

- 電気使用量の月別・時間帯別入力をします。

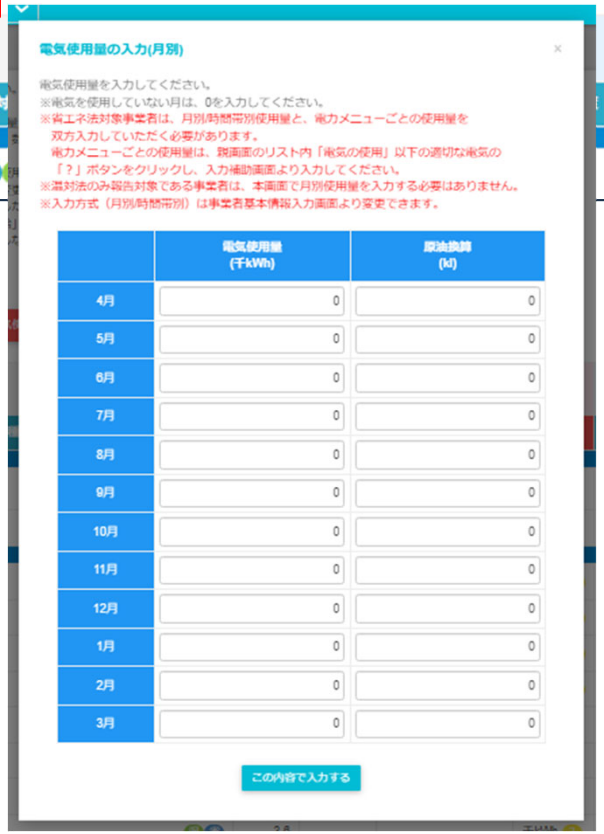

★HPからダウンロードした
計算サポートツールから転記
省エネポータルサイト
「計算サポートツール」

時間帯		単位	年度 使用量 数値	年度 使用量 原油換算kl
月別	4月	千kWh	0	0
	5月	千kWh	0	0
	6月	千kWh	0	0
	7月	千kWh	0	0
	8月	千kWh	0	0
	9月	千kWh	0	0
	10月	千kWh	0	0
	11月	千kWh	0	0
	12月	千kWh	0	0
	1月	千kWh	0	0
	2月	千kWh	0	0
	3月	千kWh	0	0
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh		
	需給が厳しい時間帯	千kWh		
	その他の時間帯	千kWh		
合計		千kWh	0	0

EEGSの操作④　電気使用量の月別・時間帯別入力

NEW

R6年度の
定期報告書で
一番間違えやすい
ポイントです！

- **月別・時間帯別入力にあたっては、必ず計算サポートツールを使用してください。**
- 計算サポートツールは資源エネルギー庁HPからダウンロード出来ます。
- 月別か時間帯別かの選択は、事業者情報登録画面から変更できます。

★計算サポートツールは省エネポータルサイトからダウンロードしてお使いください。
省エネポータルサイト「計算サポートツール」

（月別を選択した場合）
月ごとの電気使用量に、資源エネルギー庁公表の月ごとの係数を乗した数値を記入。
※電気使用量×月別エリア別電気需要最適化係数×0.0258KL/GJ
※電気使用量×8.64×0.0258ではありません！
※月ごとの係数はエリア毎に異なります。

（時間帯別を選択した場合）
30分または60分単位で計測した系統電気の使用量に、エリア毎の「出力制御時間帯」、「需給が厳しい時間帯」、「その他の時間帯」の係数を乗じた数値を記入。

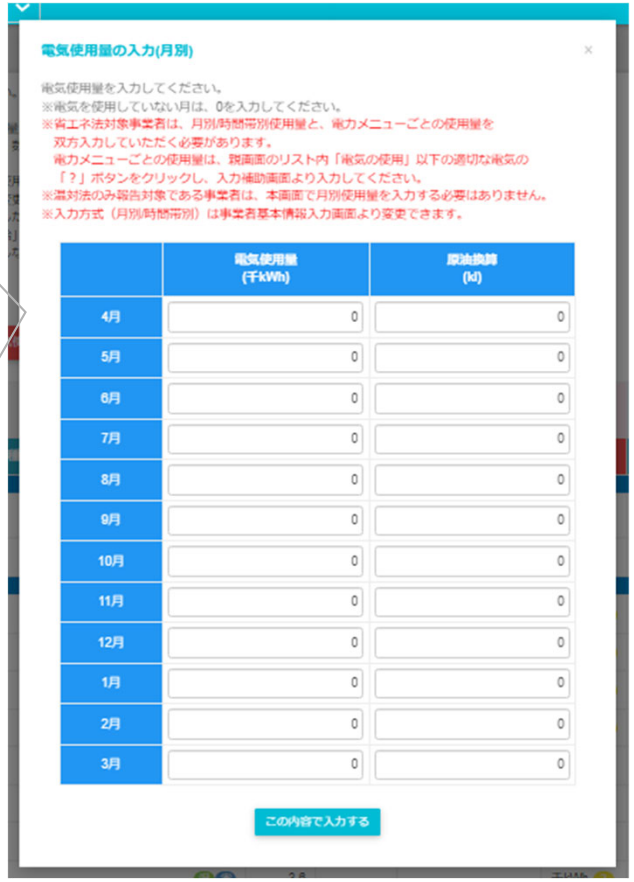

EEGSの操作④　電気使用量の月別・時間帯別入力

NEW

R6年度の
定期報告書で
一番間違えやすい
ポイントです！

- **計算サポートツールでは、工場・事業所が立地するエリアごとにわけて電気使用量を入力してください。**
- **「エリア」とは、一般送配電事業者の供給エリアを指します。**

※指定表の場合、該当事業所が立地するエリア*に電気使用量を入力ください。特定表の場合、エリア*別に電気需要量を入力ください。
*「エリア」は事業所に電力が供給されている一般送配電事業者の供給エリアを確認してください

単位：kWh

月/エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							

一般送配電事業者	供給エリア
北海道電力ネットワーク株式会社	北海道
東北電力ネットワーク株式会社	青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県・新潟県
東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・静岡県・山梨県
中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県・岐阜県（一部を除く）・三重県（一部を除く）・静岡県・長野県
北陸電力送配電株式会社	富山県、石川県、福井県（一部を除く）、岐阜県（一部）
関西電力送配電株式会社	京都府・滋賀県・大阪府・奈良県・和歌山県・兵庫県・三重県（一部）・福井県（一部）・岐阜県（一部）
中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国電力送配電株式会社	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄電力株式会社	沖縄県

（参考）電気需要最適化係数を考慮した使用量の算出方法

※計算サポートツールで行われる計算の考え方を示しています

- 系統電気（自己託送を除く）を、**時間帯別電気需要最適化係数**または**月別電気需要最適化係数**の**いずれかを選択して換算**します。
- 系統電気（自己託送を除く）以外の電気については、エネルギーの使用の合理化の措置と同様の一次換算係数で換算します。

時間帯別電気需要最適化係数

30 分又は 60 分単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

時間帯別電気需要最適化係数は以下の通り

（1） 再エネ出力制御時：3.60 MJ/kWh
（2 日前の時点で出力制御が見込まれる日の８時から 16 時）

（2） 需給状況が厳しい時：12.2 MJ/kWh
（前日の時点で一部の時間帯で広域予備率が５％未満となることが見込まれる日の０時から 24 時）

（3） その他の時間帯：9.40 MJ/kWh

月別電気需要最適化係数

1 か月単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

月別電気需要最適化係数は以下の時間帯の区分で設定される係数を月ごとに平均した値。
報告対象年度における実績値を基に、エリアごとに設定される。

（1） 再エネ出力制御時：3.60 MJ/kWh
（出力制御を実施した時間帯）

（2） 需給状況が厳しい時：12.2 MJ/kWh
（一部の時間帯で広域予備率が５％未満となった日の０時から 24 時）

（3） その他の時間帯：9.40 MJ/kWh

EEGSの操作⑤　エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力

- 最初に、自社で使用する「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値（原単位分母）」のリストを作成します。

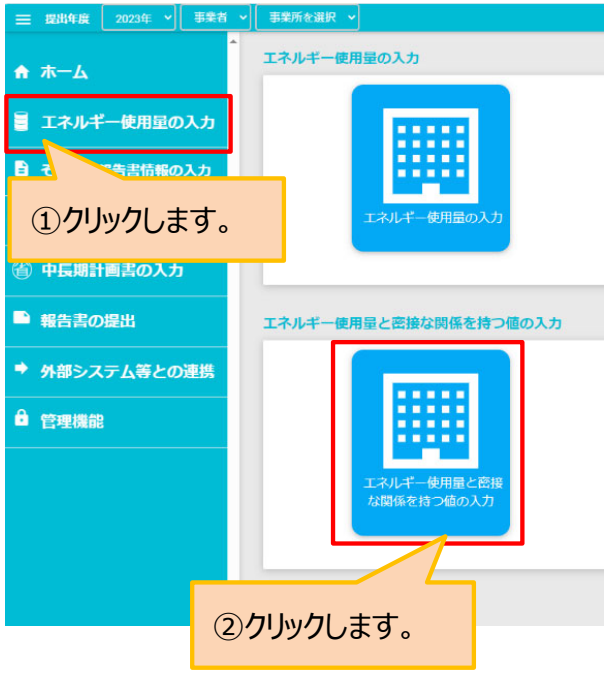

エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力画面

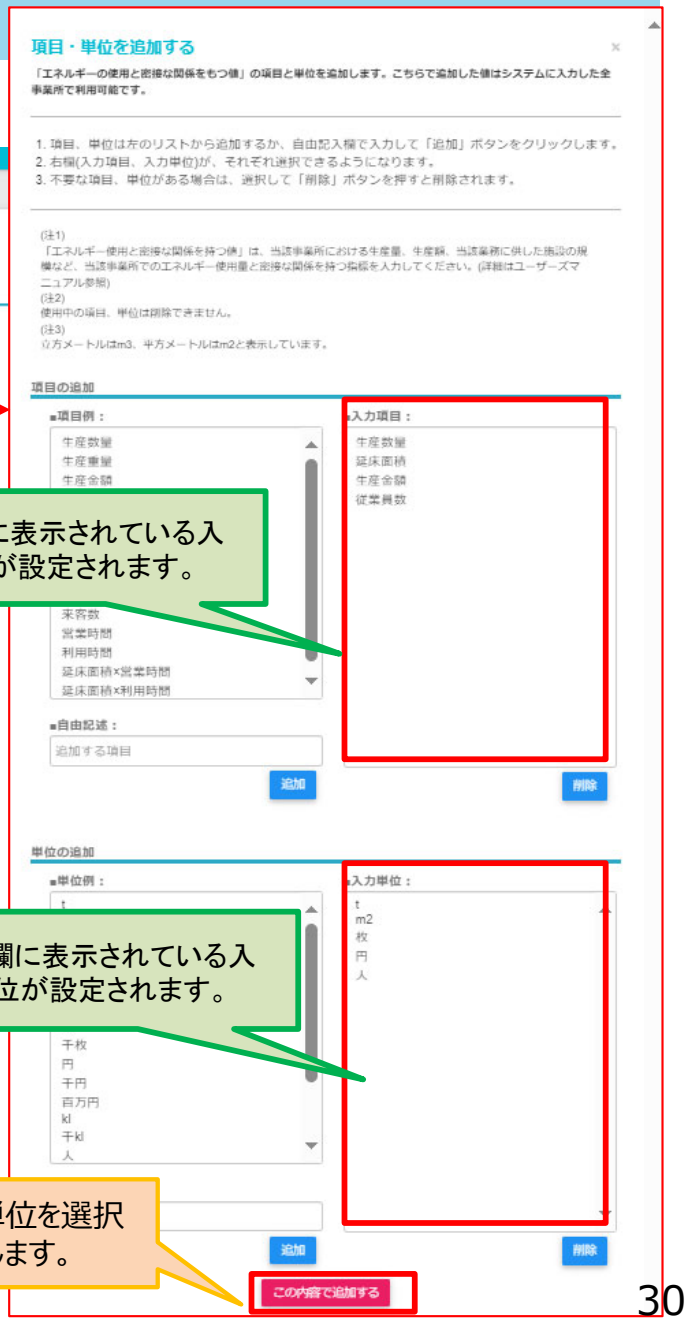

EEGSの操作⑤　エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力

- 「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」は、「事業所全体で設定する」とも「各事業所で設定する」こともできます。
- 「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」は、基本的に毎年同じです。昨年度以前の考え方から変更する場合は、経済産業局担当者の事前確認が必要です。

エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力画面

EEGSの操作⑥　認証排出削減量の入力

- 国内認証排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量、海外認証排出削減量を入力してください。

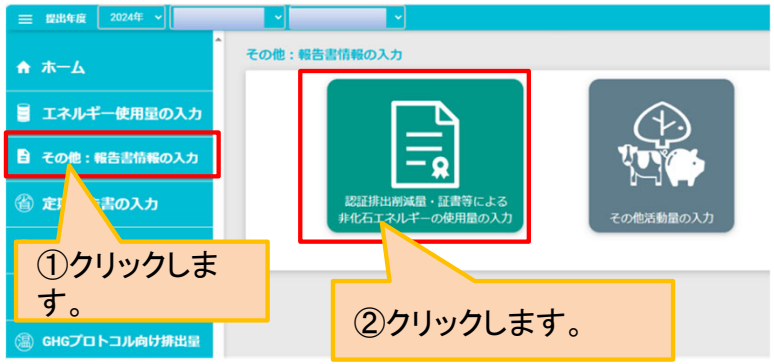

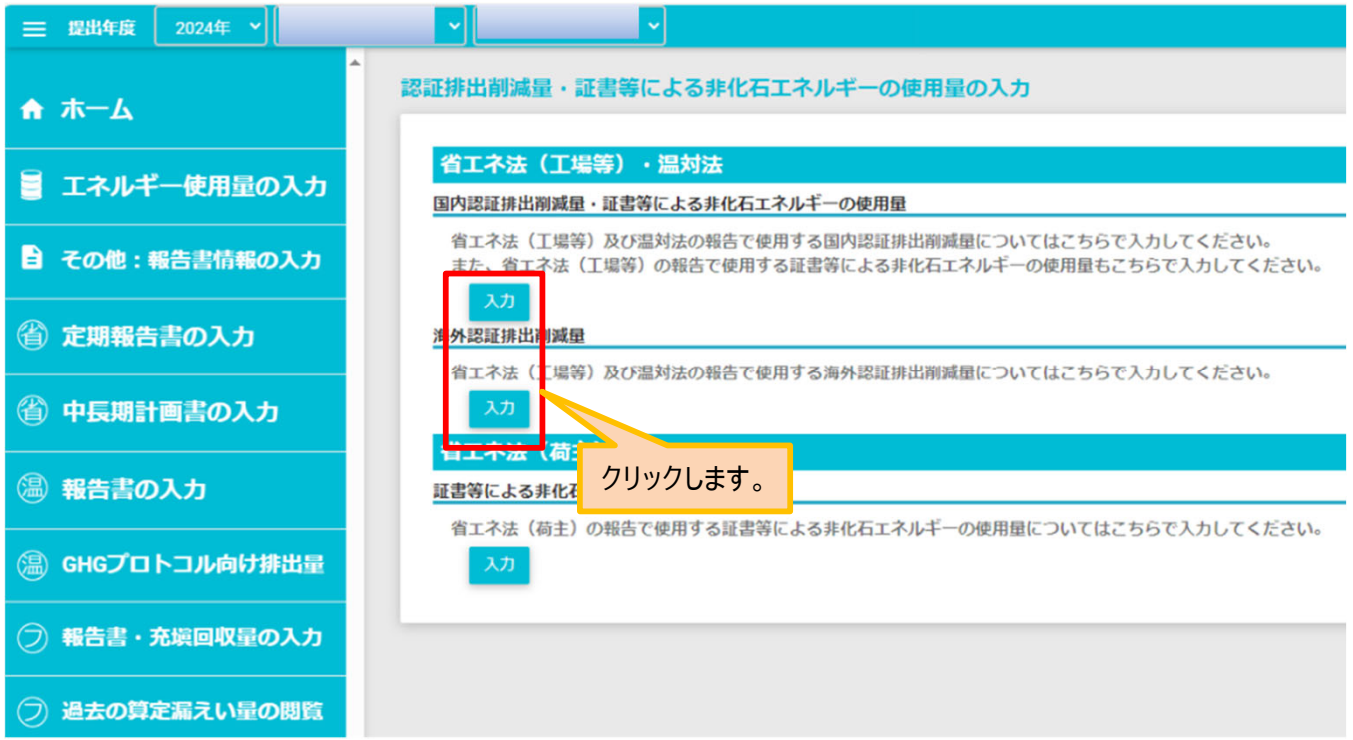

EEGSの操作⑥　認証排出削減量の入力

- 国内認証排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量、海外認証排出削減量を入力します。

本欄で記載した入力内容は下記項目に反映されます。

■国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、グリーンエネルギーCO2削減相当量、J－クレジット
省エネ法定期報告書（工場等）-特定表　:第2表1-4、第12表6-1、第12表6-2
省エネ法定期報告書（工場等）-認定表　:第2表1-4、第5表6-1、第5表6-2
温対法報告書（様式第1）　:第5表の1、第5表の2

■非化石電源二酸化炭素削減相当量、その他
省エネ法定期報告書（工場等）-特定表　:第2表1-4
省エネ法定期報告書（工場等）-認定表　:第2表1-4

特定第１２表の「非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報」は自動で反映されません。
必ず報告書作成画面で入力お願いします。

J-クレジットに関しては、「J-クレジット登録簿システム」から国内認証排出削減量を取得することができます。

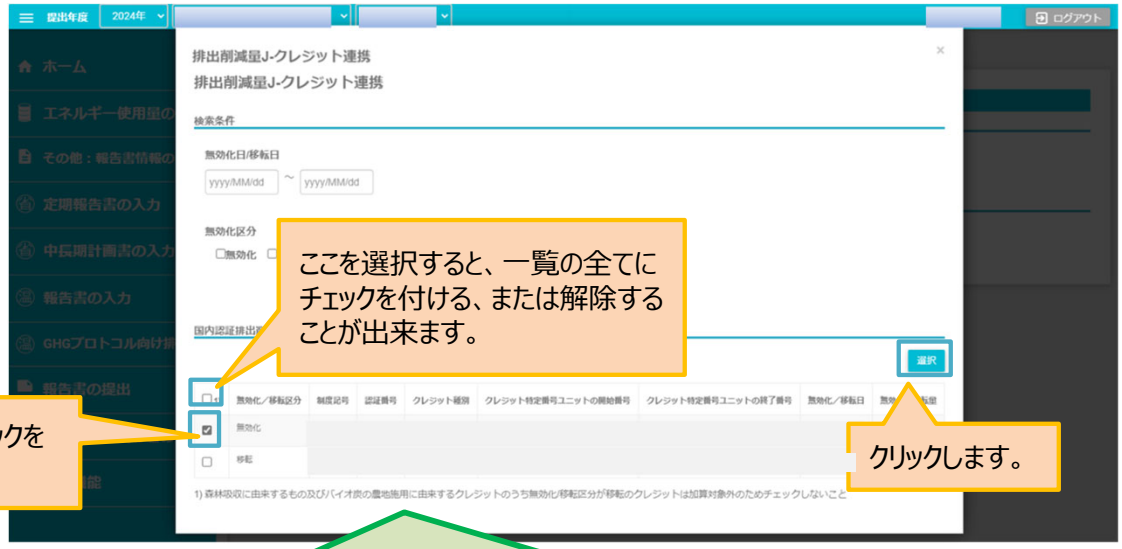

「クレジットを創出した事業者が他者に移転した国内認証排出削減量」のうち、「森林の整備及び保全による吸収量として認証されたもの」については、上乗せ加算の対象から除外されているため、チェックを付けることができません。

（参考）非化石転換の評価対象となる証書等について

1．評価される証書等の種類

熱	電気	その他
・非化石熱由来国内クレジット ・非化石熱由来オフセット・クレジット ・認証済グリーン熱証書 ・非化石熱由来J-クレジット	・非化石電気由来国内クレジット ・非化石電気由来オフセット・クレジット ・認証済グリーン電力証書 ・非化石電気由来J-クレジット ・非化石証書	・その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書 等

※　非化石熱及び非化石電気を使用して温室効果ガスを削減したものに限る。例えば、J－クレジットの場合、工業プロセス（IN-001～005）、農業（AG-001～005）、廃棄物（WA-001～003）、森林（FO-001～003）の方法論によるプロジェクトは、省エネ法における非化石エネルギーのみなし使用量として報告することはできない。

2．非化石エネルギーのみなし使用量の計算方法

非化石エネルギーみなし使用量 ＝ 報告対象年度の無効化量 － 報告対象年度の移転量 ＋ 非化石証書に係る電力の量（※）

※１月１日～１２月３１日の発電に係るもの

※　証書等のプロジェクトにおいて非化石燃料を使用している場合については、非化石熱として使用している場合には熱の非化石価値として、非化石電気として使用している場合には電気の非化石価値として、化石熱又は化石電気の置き換えに使用することができる。

※　非化石証書については、電気事業者（電気事業法第２条第１項第３号に規定する小売電気事業者、同項第９号に規定する一般送配電事業者及び同法第27条の19第１項に規定する登録特定送配電事業者）から供給された電気の使用量を非化石電気とみなすことができるが、当該化石電気の使用量を超えてみなし使用量を評価することはできない。

3．報告に当たっての留意事項

- 証書等による非化石エネルギーのみなし使用量を報告する際には、無効化、償却又は移転等した証書等の根拠となる資料（無効化通知等）をPDF化し、EEGSの報告書に添付して提出ください。
- より詳細な内容は、定期報告書記入要領　別添資料９をご覧下さい。

EEGSの操作⑦　指定表の入力

⚠ エネルギー管理指定工場がある場合は、特定表ではなく、指定表から先に作成していきます。

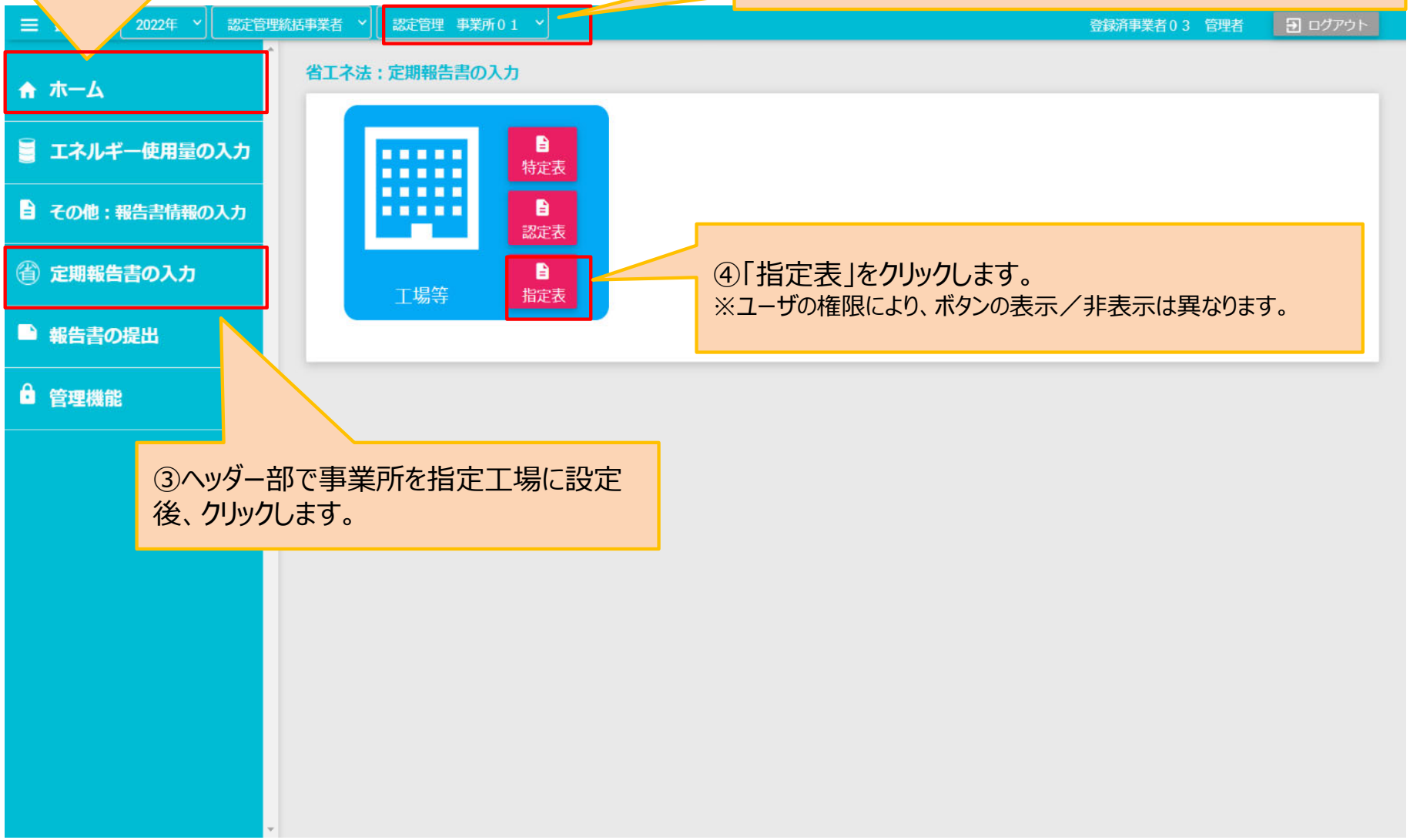

EEGSの操作⑦　指定表の入力

<u>最初に必ず「報告書データの更新」ボタンを押して情報を最新化してください。</u>

- 各表これまで入力した内容が自動的に表示されるので、報告書提出にあたり不足している情報を順番に入力してください。
- 自動入力情報が間違っている場合は、管理画面（事業所情報入力）もしくはエネルギー使用量の入力画面に戻り、修正してください。

★修正したら都度、「報告書データの更新」をお忘れなく！★

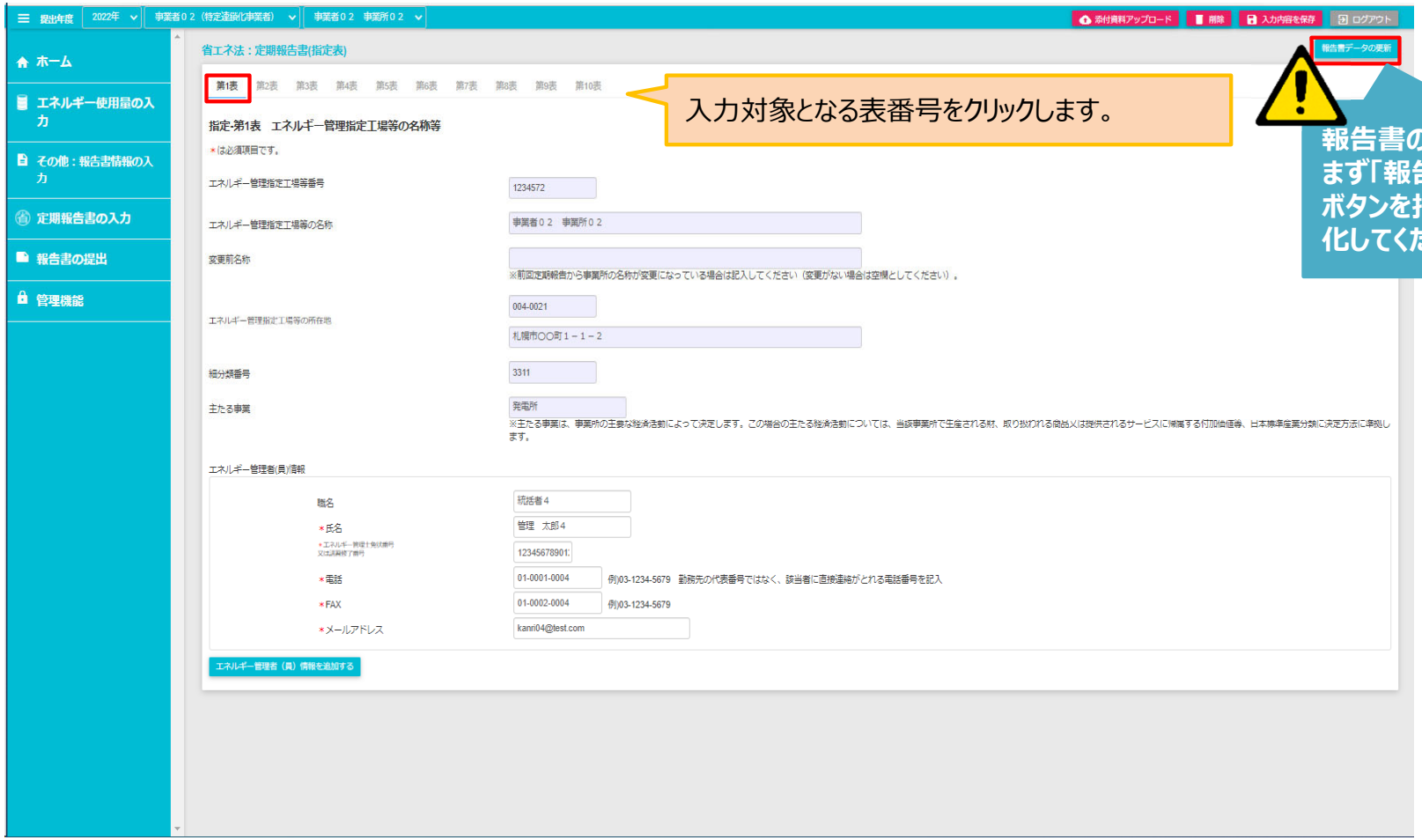

指定－第２表　エネルギー管理指定工場のエネルギーの使用量等

- 指定－第２表には、報告対象年度に使用したエネルギー量が記載されます。
- 記入方法の詳細は特定－第2表のルールに従ってください。

⚠ 基本は、**前年度原油換算klのみ手入力**してください。

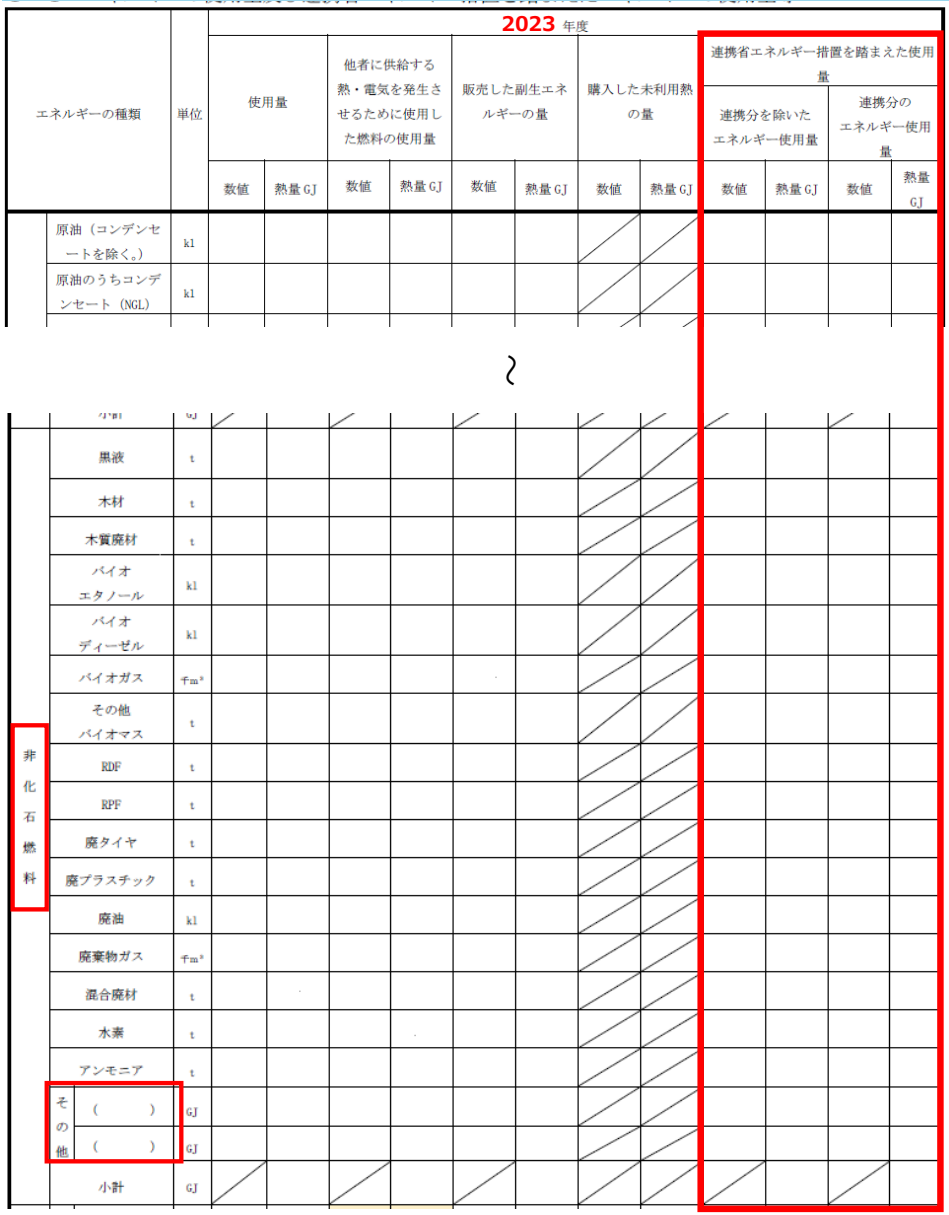

エネルギーの種類	単位	2023 年度 使用量 数値	使用量 熱量GJ	他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量 数値	他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量 熱量GJ	販売した副生エネルギーの量 数値	販売した副生エネルギーの量 熱量GJ	購入した未利用熱の量 数値	購入した未利用熱の量 熱量GJ	連携省エネルギー措置を踏まえた使用量 連携分を除いたエネルギー使用量 数値	連携分を除いたエネルギー使用量 熱量GJ	連携分のエネルギー使用量 数値	連携分のエネルギー使用量 熱量GJ
原油（コンデンセートを除く。）	kl												
原油のうちコンデンセート（NGL）	kl												
～													
小計	GJ												
非化石燃料 黒液	t												
木材	t												
木質廃材	t												
バイオエタノール	kl												
バイオディーゼル	kl												
バイオガス	千m³												
その他バイオマス	t												
RDF	t												
RPF	t												
廃タイヤ	t												
廃プラスチック	t												
廃油	kl												
廃棄物ガス	千m³												
混合廃材	t												
水素	t												
アンモニア	t												
その他 （　）	GJ												
その他 （　）	GJ												
小計	GJ												

EEGSでは、「連携省エネルギー措置を踏まえた使用量」以外の部分は、自動計算されます。
前年度原油換算klのみ、手入力してください。

「数値」の欄は、１年度間の使用量について、各工場等のエネルギー使用量を合算し、原則小数点以下第１位を四捨五入して整数値で記入されます

（　）で示される数値は、改正前基準（昨年度の基準）で計算した場合の数値です。
昨年度との比較においては(　）内の数値が利用されます。

使用量が極めて少ないため、小数点以下第１位を四捨五入することによって「０」となった場合又は使用していないエネルギーについては、原則、使用量の数値及び熱量ＧＪの欄が「空欄」となります。

指定－第２表1-2　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

- 指定－第２表1-2は、EEGSでは自動入力されます。

1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	2023年度 使用量 数値	2023年度 使用量 原油換算kl
月別	4月	千kWh	0	0
	5月	千kWh	0	0
	6月	千kWh	0	0
	7月	千kWh	0	0
	8月	千kWh	0	0
	9月	千kWh	0	0
	10月	千kWh	0	0
	11月	千kWh	0	0
	12月	千kWh	0	0
	1月	千kWh	0	0
	2月	千kWh	0	0
	3月	千kWh	0	0
合計			0	0

※データが表示されない場合は、事業者基本情報入力画面の「電気の使用量を報告する形式」の選択値に誤りがないかご確認ください。

合計値は、特定第2表１－１の以下の電気使用量の合計とほぼ一致します。
①電気事業者からの買電
②オフサイトPPA（重み付けあり・なし両方）
③「上記以外の買電」におけるバーチャルPPA等の系統電気

数値が計上されていない場合や、合計値が合わない場合、当該指定工場のの「エネルギー使用量の入力」＞「電気使用量の月別・時間帯別入力」画面に戻って修正してください。

指定－第2表1-3　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

NEW

- 特定第2表１－３では、1年間のうちディマンドリスポンス（以下DR）（※）を実施した日数を報告してください。**本欄は手入力です。**

※DR：電気の需要側における、電気の供給状況に合わせて、電気の需要を減らしたり、（下げDR）、需要を増やす（上げDR）取組。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	9　日

備考　１　１日に数回ＤＲの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。
　　２　設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

DRの実施日数を記載。
指定工場等がある場合は、設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載。

DR 実施日数のカウント方法

（様々な DR があるが、種類を区別せず）DR を実施した「日数」をカウント
需給ひっ迫時の上げ DR（需要増加）や再エネ余剰時の下げ DR（需要抑制）はカウント不可

DR 実施日数のカウントイメージ

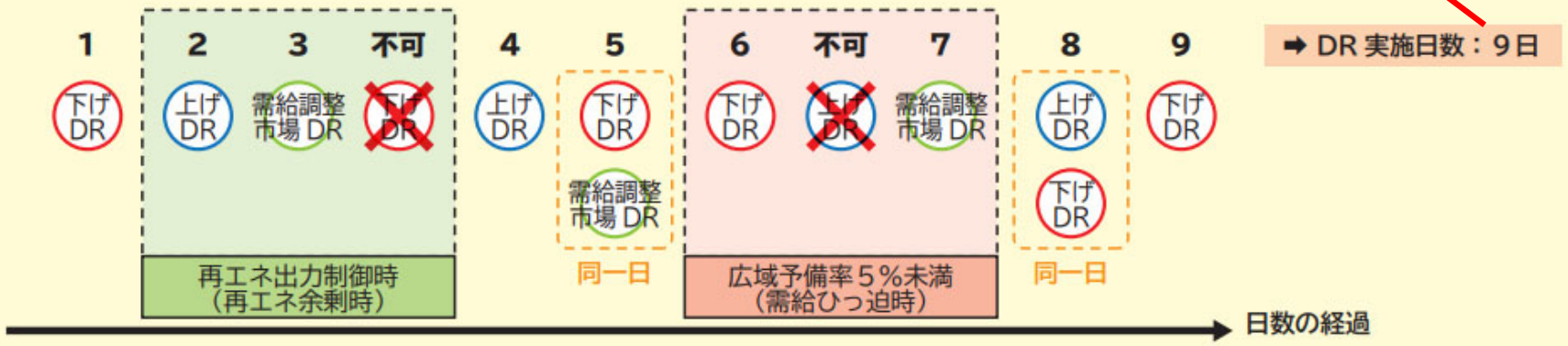

指定－第2表1-4　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気に係る情報

- 熱供給事業者又は電気供給事業者から熱又は電気を購入した場合に、そのメニュー名等を記載してください。
- **EEGSの場合、自動入力されます。**

①熱・電気の別を記載

②購入した熱又は電気のメニュー名が記載されます（記入例）
・「○○電力(株)(メニューJ(残差))」
・「△△電力(株)(メニューA)」

1－5　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別 ①	メニュー名 ②	使　用　量 ③		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□ 熱 □ 電気	1.	GJ・kWh	Kl	%
□ 熱 □ 電気	2.	GJ・kWh	Kl	%
□ 熱 □ 電気	3.	GJ・kWh	Kl	%

④

③使用量
（左欄）メニューごとのエネルギー使用量
（右欄）原油換算係数を 0.0258(kl/GJ)として使用量の原油換算値を算出
※電気の場合は、電気の一次換算係数を 8.64(GJ/千 kWh)として熱量換算した上で、原油換算係数を乗じた値

④熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合の欄には、メニューごとの非化石割合が記載されます。

旧一般電気事業者の一般的な電力メニューにおける非化石比率は、次のページの通りです。
④欄が、次ページと符合しているか、提出前にご確認ください！

【参考：電気事業者から購入した非化石電気の使用量の算出方法】
電気事業者の非化石証書の使用状況をA×100(%)とすると、電力メニューごとの非化石割合は｛A＋(1－A)×0.13｝×100(%)と表せます。
本表の非化石割合欄には、この割合が自動計算されます。
（例）非化石証書の使用状況が 20%の場合
｛0.2＋(1－0.2)×0.13｝×100 ＝ ｛0.2＋0.13－0.13×0.2｝×100 ＝ 30.4(%)
ただし、非化石○○%メニューといった特定の電力メニュー契約等に関しては、当該割合を非化石証書の使用状況として計算してください。

指定　第2表1-4　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気に係る情報

- 小売電気事業者の非化石証書の使用状況については、各社のHPに掲載されています。

（参考）旧一般電気事業者の一般的な電力メニューにおける非化石比率（2023年度実績）

非化石比率＝｛A＋(1－A)×0.13｝×100(%)　（FIT証書売れ残り分13%を加味した場合）

小売電気事業者	非化石比率	非化石証書の使用状況（A×100）	HP
北海道電力	25.18%	14%	https://www.hepco.co.jp/corporate/company/ele_power.html
東北電力	28.66%	18%	https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/attempt/energy/
東京電力	30.40%	20%	https://www.tepco.co.jp/ep/power_supply/index-j.html
北陸電力	26.92%	16%	https://www.rikuden.co.jp/ryokinshikumi/dengen.html
中部電力	17.35%	5%	https://miraiz.chuden.co.jp/company/supply/configuration/
関西電力	25.70%	14.6%	https://kepco.jp/ryokin/power_supply/
中国電力	22.57%	11%	https://www.energia.co.jp/elec/free/co2/index.html
四国電力	29.53%	19%	https://www.yonden.co.jp/customer/composition_and_co2/index.html
九州電力	30.40%	20%	https://www.kyuden.co.jp/rate_adj_power_composition_co2.html
沖縄電力	13.00%	0%	https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/corporate/profile/s_and_d.pdf

・再エネ100%メニューのような非化石由来の電気料金メニューにつきましては、上記の値に係わらず非化石比率は100%となります。
・上記以外のメニューについては各社のHPをご確認いただくか、各社に直接お問い合わせいただきご確認をお願いします。それでも非化石証書の使用状況が不明な場合は、非化石証書の使用状況を0%（非化石比率13.00%）と見なして計算してください。

指定－第３表　エネルギーの使用の合理化に資する設備等の概要

- 指定-第３表については、エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況を記入します。

① 判断基準Ⅰの「新設に当たっての措置」に該当する設備またはⅡに記入されている設備、中長期計画作成指針等に記入されている設備、その他省エネに係る設備を記入（記入要領に設備例あり。）

② 年間稼働日数と１日の平均稼働時間を記入。

③ 原則として、各設備の年間のエネルギー消費量の総計が、当該工場の**総エネルギー使用量の8割を網羅**するように記入。

④ 新設や改造、撤去を行った場合には、設備の名称の後に括弧書きで「新設」、「改造」、「撤去」のいずれかを記入の上、「新設、改造又は撤去の状況」に記入。

指定－第３表　エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備	高効率変圧器	５００kVA ×１台	３６５日／年 ２４時間／日	２０〇〇年１１月 新設
			②	④
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備	変圧器	５００kVA×３台 ２００kVA×４台	３６５日／年 ２４時間／日	
	機械加工設備	合計　８７０ｋW （７０台）	２５０日／年 １０時間／日	２０〇〇年１月撤去 （２０台）
	電気乾燥炉	トンネル炉 （75ｋW×４台）	３６５日／年 ２４時間／日	
	メッキ・塗装設備	合計 280kW	２５０日／年 １０時間／日	
	空気圧縮機	110kW×10 台、 55kW×5 台	２５０日／年 １０時間／日	
		37kW×15 台		
	貫流ボイラー	2t/h×3 台	２５０日／年 １０時間／日	

①

指定－第４表･第５表　エネルギー管理指定工場等の原単位

- 指定-第４表は、指定工場等のエネルギー消費原単位の分母となる値（エネルギー使用量と密接な関係をもつ値）が事業所の登録情報から転記されています。
- 指定-第５表は、指定工場等のエネルギーの使用に係る原単位、及び電気需要平準化評価原単位を記入します。

指定第４表

エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（原単位の分母）の名称と単位（分母の種類）を記入。

指定第5表

エネルギー消費原単位を記入を記入。

指定－第６表１・２　エネルギー消費原単位･電気需要最適化評価原単位

- 指定-第６表　１ではエネルギー消費原単位を、２では電気需要最適化評価原単位を記載します。
- EEGSでは、2023年度の数値のみ、自動で入力されています。
- 2022年度以前は手入力です。

指定－第６表　３　非化石エネルギーの使用状況

- 3-1「非化石電気の使用状況」は**全ての事業者が記入**する必要があります。
- 3-2「定量目標の目安に関する指標の状況」は、**目安設定業種のみ記入が必須**となります。
- 3-3「その他の指標の状況」は、**中長期計画書にて「その他の指標の状況」を設定している場合**は記入が必須となります。
- 3-4「非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報」には、3-2、3-3で記載した割合の算出方法（計算式等）を記入して下さい。

３－１　非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	2023 年度	2030 年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率	205,347	%	%	%	%	27.1 %	60.0 %

中長期計画書に記載した目標を記入

３－２　定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					定量目標の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	2023年度	2030 年度	2030年度
2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	800,000					27.1%	28%以上	30%

中長期計画書に記載した目標を記入

３－３　その他の指標の状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	2023 年度	2030年度
事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギー比率	996,845					24.9%	30%

中長期計画書に記載した目標を記入

指定－第７表　指定工場等における原単位の改善

- 指定-第７表の記入方法は、特定-第５表を参照して下さい。

指定－第７表　エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

1　過去５年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由

（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

2　過去５年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由

（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

改善できなかった場合は、必ず記載してください。未記入のケースが多く発生しています。

指定－第８表　指定工場等における判断基準の遵守状況

- 原則として、当該工場等の主たる事業の産業分類コードで該当する様式を選択して報告します。

日本標準産業分類における大分類のうち
G情報通信業
H運輸業・郵便業
I卸売業・小売業
J金融業・保険業
K不動産業，物品賃貸業
L学術研究・専門・技術サービス業
M宿泊業・飲食サービス業
N生活関連サービス業・娯楽業
O教育・学習支援業
P医療・福祉
Q複合サービス事業
Rサービス業（他に分類されないもの）
S公務（他に分類されるものを除く）
T分類不能の産業」
（日本標準産業分類（大分類）のA～Fにおける**「主として管理業務を行う本社」**及び**「その他の管理、補助的に経済活動を行う事業所」**に該当する場合を含む）

専ら事務所

『1．工場等であって専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第1号関係）』欄に判断基準の遵守状況を記載

日本標準産業分類における大分類のうち
A農業・林業
B漁業
C鉱業・採石業・砂利採取業
D建設業
E製造業
F電気・ガス・熱供給・水道業
（ただし、日本標準産業分類のA～Fにおける**「主として管理業務を行う本社」及び「その他の管理、補助的に経済活動を行う事業所」**に該当する場合を除く）

工場等

『2．工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）』欄に判断基準の遵守状況を記載

なお、上記原則では、「専ら事務所」に該当するものの、エネルギーの使用実態に鑑み、2.「工場等」の判断基準を遵守することが適当である場合（例：廃棄物処理業に該当する工場、製造ラインを有している研究所等）には、2.「工場等」の様式を使用することも可能。

指定－第８表　指定工場等における判断基準の遵守状況

- 指定工場等毎に判断基準に基づいた管理標準の設定及び実施状況のチェックを行います。

注

エネルギー管理指定工場等が
- 「専ら事務所」の場合 ⟶ 指定－第8表**1**　に記入
- 「工場」の場合 ⟶ 指定－第8表**2**　に記入

指定－第８表　エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

１　工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第５条第１項第１号関係）

対象項目（設備）	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設措置の状況
（1）　空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない ■ 当該年度に設備を新設していない
	■ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 設定済 ■ 一部設定済（ 70 %） □ 未設定	□ 設定済 □ 一部設定済（　　%） ■ 未設定	
	管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	■ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 実施している □ 一部実施している ■ 実施していない	

新設措置の状況

管理標準の設定状況

管理標準の実施状況

※管理標準が未設定の場合、管理状況・実施状況は「実施していない」を選択して下さい

※設定の状況が一部設定済であっても、それをすべて実施していれば、管理状況・実施状況は　「実施している」に記入

（※例は、「１．専ら事務所」の様式を使用）

指定－第８表　指定工場等における判断基準の遵守状況

- Ｒ５年度提出分の定期報告書から指定-第８表に追加された項目や表は以下の通りです。

２．工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況（抜粋）

(4-2)　発電専用設備	発電専用設備の管理	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ○ 設定済 ○ 一部設定済　（　％） ○ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ○ 設定済 ○ 一部設定済　（　％） ○ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ○ 設定済 ○ 一部設定済　（　％） ○ 未設定	○ 新設の際、判断基準とおり措置した ○ 新設の際、判断基準とおり措置していない ○ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 ○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	
	高効率化に向けた取組			
	熱利用 ○ 実施している ○ 実施していない	副生物温焼 ○ 実施している ○ 実施していない		
	バイオマス、水素・アンモニア混焼 ○ 実施している ○ 実施していない			
(4-3)　コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 ○ 設定済 ○ 一部設定済　（　％） ○ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 ○ 設定済 ○ 一部設定済　（　％） ○ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 ○ 設定済 ○ 一部設定済　（　％） ○ 未設定	○ 新設・更新の際、判断基準とおり措置した ○ 新設・更新の際、判断基準とおり措置していない ○ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 ○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 ○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 ○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	
	高効率化に向けた取組			
	熱利用 ○ 実施している ○ 実施していない	副生物温焼 ○ 実施している ○ 実施していない		
	バイオマス、水素・アンモニア混焼 ○ 実施している ○ 実施していない			

２－２　工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が１,０００kW以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称					
施設番号（設備の名称）					
型式					
出力（kW）					
設備の用途					
実績効率（%）					
設計効率（%）					
燃料種ごとの基本情報					
燃料種					
年間使用量（GJ）					
熱量構成比（%）					
設備に投入する排熱エネルギーの有無					
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）					
高効率化に向けた取組					
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）					
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）					
バイオマスの種類					
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）					
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）					
設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）					
副生物・廃棄物の種類					
その他設備の高効率化に向けた取組					
調整力稼働による補正値（%）					

備考　１　本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。
２　「施設番号」欄には、複数のボイラ、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
３　「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
４　「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
５　「調整力稼働による補正値」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準別表第５　備考２に規定する補正値を加算する場合に、当該補正値及びその算定式を記入すること。

指定－第９表　その他実施した措置

- 指定-第９表の記入方法は、特定-第９表１・２・３を参照して下さい。

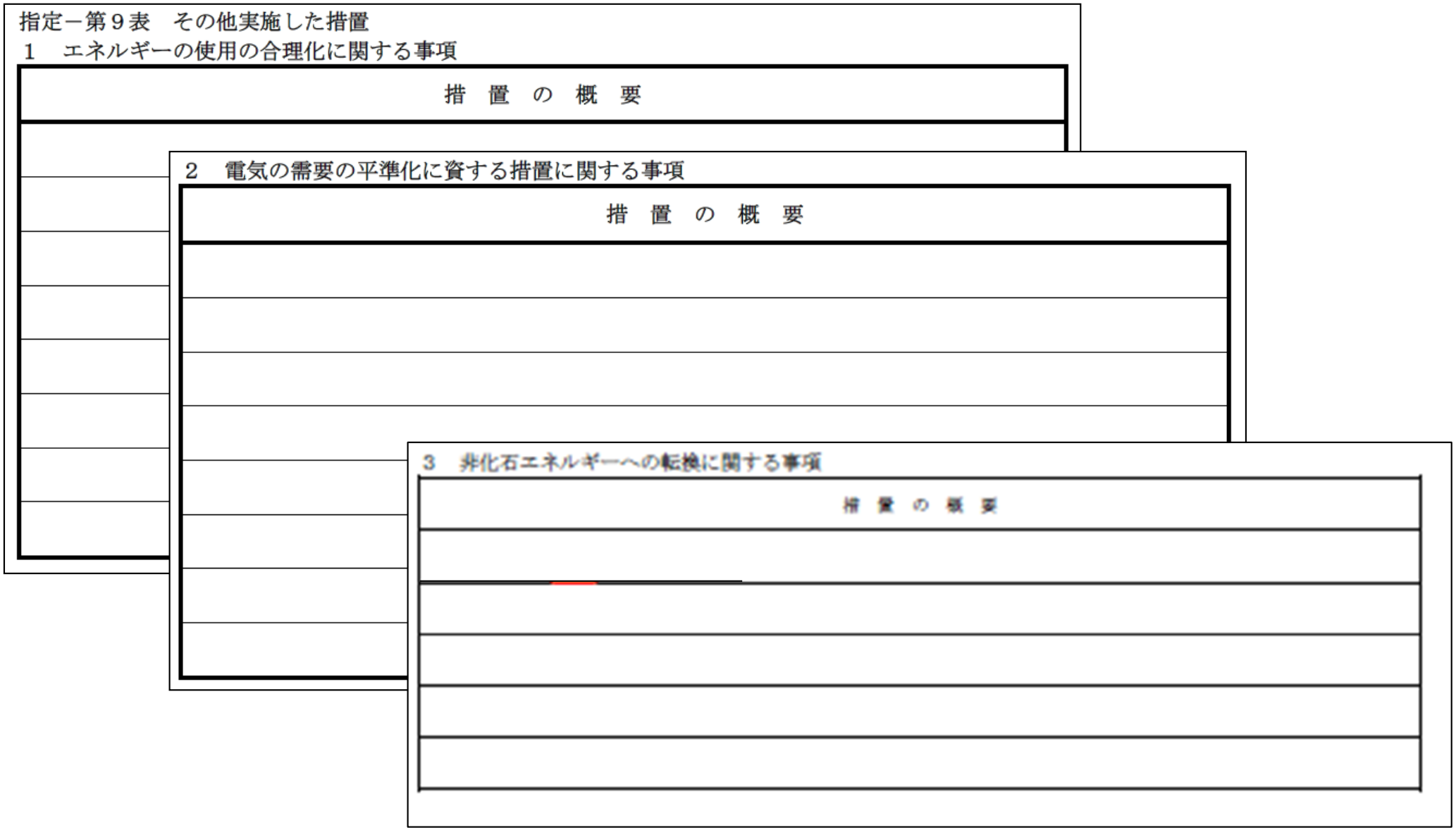

指定－第１０表　指定工場等の二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量等を報告します。

指定第１０表１～３はEEGSでは自動で入力されます。

＜第１０表１＞
　指定工場に係る二酸化炭素の基礎排出量を記載

＜第１０表２＞
　電気事業用の発電所、熱供給事業用の熱供給施設を設置している事業者のみ記載。

＜第１０表３＞
　購入している電気事業者に係る基礎排出係数を記載。

指定－第１０表　エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	25,132 t-CO_2

備考　1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
（１）　燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（２）　他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
（３）　他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
2　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考１（２）掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第１０表の３にも必要事項を記載すること。

2　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO_2

備考　本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、第１０表の１の備考１（１）に掲げる量を記載すること。

3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t-CO_2/kWh 0.000457	○○電力メニューB（残差）の基礎排出係数	電気事業者からの買電に適用

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

指定－第１０表　指定工場等の温室効果ガス算定排出量等

EEGS手入力

- 指定第１０表５　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無について選択して下さい。
（権利利益の保護に係る請求を行う場合、従来は様式を紙で提出する必要がありましたが、2023年度からシステムで提出することができるようになっています）

※指定第10表の「権利利益の保護に係る請求の有無」欄の「1.有」を選択すると、温対法様式第1の２タブが表示されます。請求を行いたい情報の「詳細」ボタンをクリックし、必要な事項を入力し保存すると、報告書とあわせて提出することができます。（認定第5表、指定第10表も同様）
※また、指定第10表の「その他の関連情報の提供の有無」欄の「1.有」を選択すると、温対法様式第２タブが表示されます。必要な事項を入力し保存すると、報告書とあわせて提出することができます。

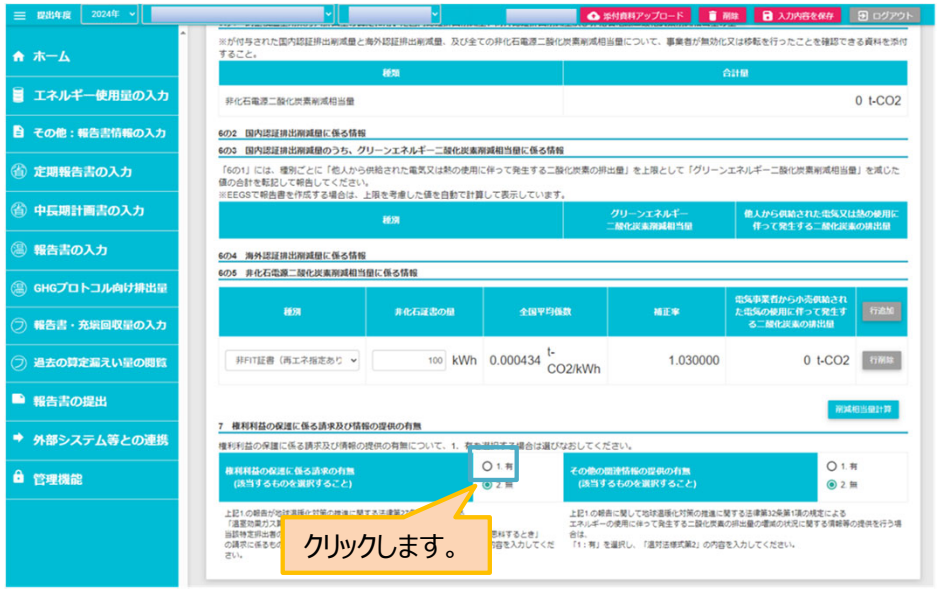

EEGSの操作⑧　特定表の入力

<u>最初に必ず「報告書データの更新」ボタンを押して情報を最新化してください。</u>

- 各表これまで入力した内容が自動的に表示されるので、報告書提出にあたり不足している情報を順番に入力してください。
- 自動入力情報が間違っている場合は、管理画面（事業所情報入力）もしくはエネルギー使用量の入力画面・指定表の入力画面に戻り、修正してください。
  ★修正したら都度、「報告書データの更新」をお忘れなく！★

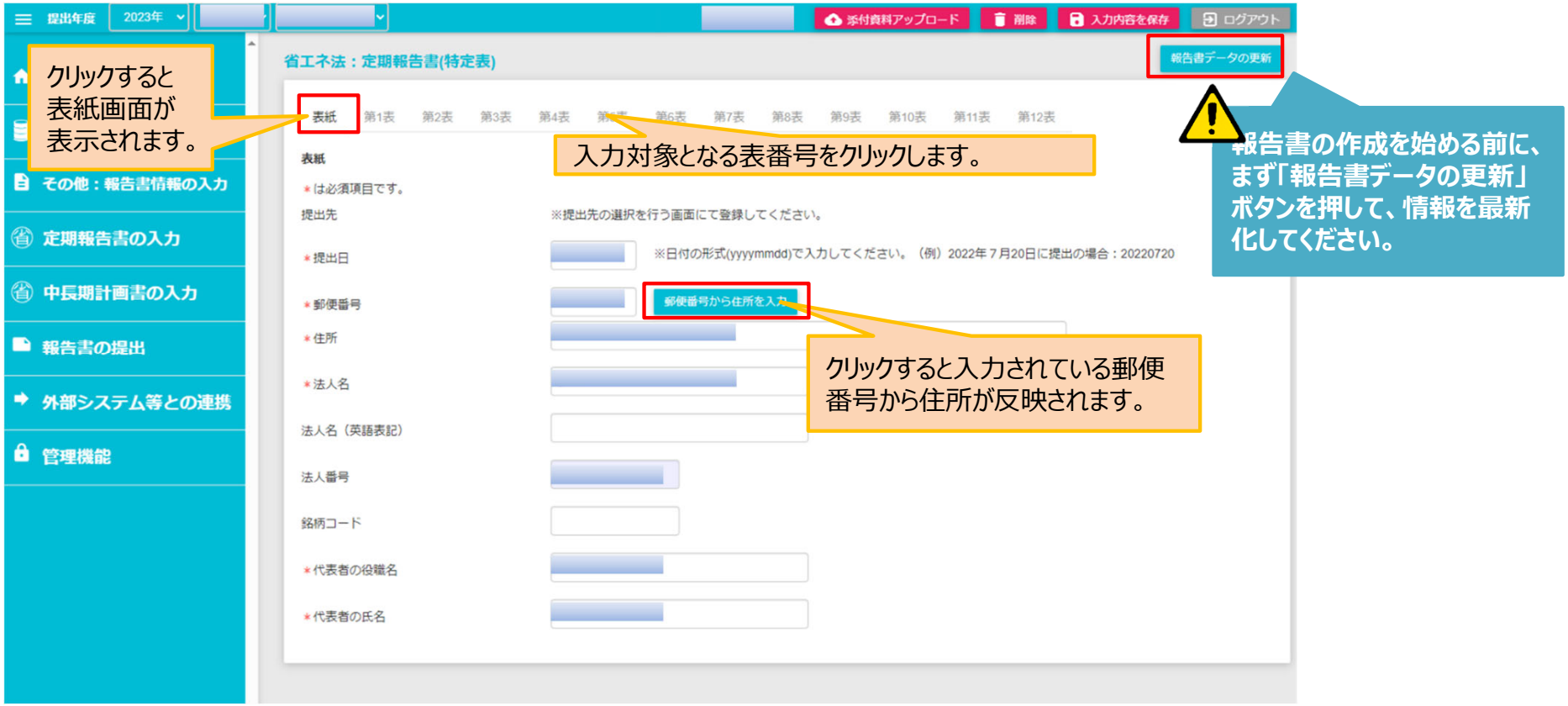

特定－第２表1-1　エネルギーの使用量等

特定－第２表に1-1は、報告対象年度に使用したエネルギー量が記載されます。
基本は、**前年度原油換算klのみ手入力**してください。

１－１　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	2023 年度 使用量 数値	使用量 熱量GJ	他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量 数値	熱量GJ	販売した副生エネルギーの量 数値	熱量GJ	購入した未利用熱の量 数値	熱量GJ	連携省エネルギー措置を踏まえた使用量 連携分を除いたエネルギー使用量 数値	熱量GJ	連携分のエネルギー使用量 数値	熱量GJ
	原油（コンデンセートを除く。）	kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl												
	～													
	黒液	t												
	木材	t												
	木質廃材	t												
	バイオエタノール	kl												
	バイオディーゼル	kl												
	バイオガス	千m³												
	その他バイオマス	t												
非化石燃料	RDF	t												
	RPF	t												
	廃タイヤ	t												
	廃プラスチック	t												
	廃油	kl												
	廃棄物ガス	千m³												
	混合廃材	t												
	水素	t												
	アンモニア	t												
その他	（　　）	GJ												
	（　　）	GJ												
	小計	GJ												

EEGSでは、「連携省エネルギー措置を踏まえた使用量」以外の部分は、自動計算されます。
前年度原油換算klのみ、手入力してください。

「数値」の欄は、１年度間の使用量について、各工場等のエネルギー使用量を合算し、原則小数点以下第１位を四捨五入して整数値で記入されます

（　）で示される数値は、改正前基準（昨年度の基準）で計算した場合の数値です。
昨年度との比較においては(　）内の数値が利用されます。

使用量が極めて少ないため、小数点以下第１位を四捨五入することによって「０」となった場合又は使用していないエネルギーについては、原則、使用量の数値及び熱量ＧＪの欄が「空欄」となります。

特定－第２表1-2　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

- 特定－第２表1-2は、EEGSでは自動入力されます。

1-2　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	2023年度 使用量 数値	2023年度 使用量 原油換算kl
月別	4月	千kWh	9345	2081
	5月	千kWh	9563	2141
	6月	千kWh	9830	2054
	7月	千kWh	11981	2731
	8月	千kWh	12139	2422
	9月	千kWh	12314	2508
	10月	千kWh	10312	2169
	11月	千kWh	10396	2019
	12月	千kWh	11865	2430
	1月	千kWh	9052	2043
	2月	千kWh	8967	2219
	3月	千kWh	8950	2109
合計			－	26926

合計値は、特定第2表１－１の以下の電気使用量の合計とほぼ一致します。
①電気事業者からの買電
②オフサイトPPA（重み付けあり・なし両方）
③「上記以外の買電」におけるバーチャルPPA等の系統電気

数値が計上されていない場合や、合計値が合わない場合、
各事業所の「エネルギー使用量の入力」＞「電気使用量の月別・時間帯別入力」
画面に戻って修正してください。

特定－第2表1-3　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

NEW

- 特定第2表１－３では、1年間のうちディマンドリスポンス（以下DR）（※）を実施した日数を報告してください。**本欄は手入力です**。
  ※DR：電気の需要側における、電気の供給状況に合わせて、電気の需要を減らしたり、（下げDR）、需要を増やす（上げDR）取組。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	9　日

備考　１　１日に数回ＤＲの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。
　　２　設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

DRの実施日数を記載。
指定工場等がある場合は、設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載。

DR 実施日数のカウント方法
（様々な DR があるが、種類を区別せず）DR を実施した「日数」をカウント
需給ひっ迫時の上げ DR（需要増加）や再エネ余剰時の下げ DR（需要抑制）はカウント不可

DR 実施日数のカウントイメージ

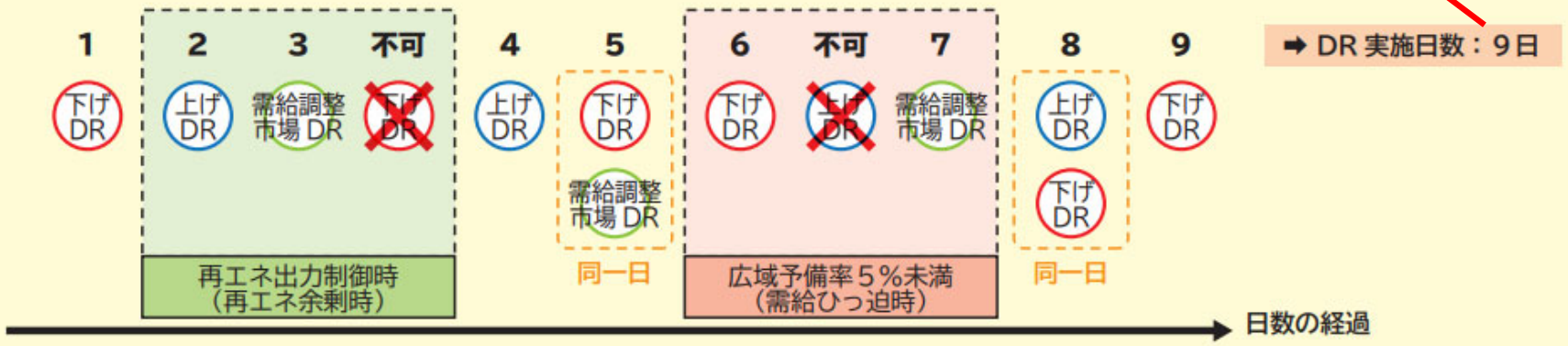

特定－第2表1-4　証書等による非化石ｴﾈﾙｷﾞｰの使用量の算出に係る情報

- 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報を記載します。
- **EEGSの場合、自動入力されます。**

①クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載します。
・非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載します。
・「特定－第２表 事業者のエネルギーの使用量等　１－１」の欄において非化石電気として計上している場合には、「「事業者のエネルギーの使用量等」の欄において非化石電気として計上済み」と記載します。

１－４　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	① クレジット特定番号等	②無効化及び償却日又は移転日	③ 非化石エネルギー量
☐ 熱 ☑ 電気	KC-000-000-000-000-001～ 000-000-000-000-100 「事業者のエネルギーの使用量等」の欄において非化石電気として計上済み	令和５年○月○日	600　GJ・(kWh)
☑ 熱 ☐ 電気	非化石証書 KC-000-000-000-000-001～ 000-000-000-000-100	令和５年○月○日	-500　(GJ)・kWh
☐ 熱 ☐ 電気			GJ・kWh

②無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄としてください

③非化石エネルギー量の欄には、当該証書等の非化石エネルギー相当量について、無効化や償却を行った場合は正の値、移転した場合は負の値で記載してください。また、熱証書等の場合は GJ、電力証書等の場合は kWhで記入し、該当する単位を丸で囲ってください。なお、本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を定期報告書に添付してください。

EEGSで本欄を修正する場合は「その他：報告書情報の入力」画面の内容を修正してください。

特定－第2表1-5　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気に係る情報

- 熱供給事業者又は電気供給事業者から熱又は電気を購入した場合に、そのメニュー名等を記載してください。
- EEGSの場合、自動入力されます。

1-5 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

① 熱・電気の別	② メニュー名	③ 使用量		④ 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
電気	1. 北陸電力（株）メニューB(残差)（2023年12月公表）	7,000,000 kWh	1,560 kl	26.92 %
電気	2. 中部電力ミライズ（株）メニューB(残差)（2023年12月公表）	7,000,000 kWh	1,560 kl	17.35 %

①熱・電気の別を記載
②購入した熱又は電気のメニュー名を記載

③使用量
（左欄）メニューごとのエネルギー使用量
（右欄）原油換算係数を 0.0258(kl/GJ)として使用量の原油換算値を算出
※電気の場合は、電気の一次換算係数を 8.64(GJ/千 kWh)として熱量換算した上で、原油換算係数を乗じた値

④熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合の欄には、メニューごとの非化石割合が記載されます。

旧一般電気事業者の一般的な電力メニューにおける非化石比率は、次のページの通りです。
④欄が、次ページと符合しているか、提出前にご確認ください！

【参考：電気事業者から購入した非化石電気の使用量の算出方法】
電気事業者の非化石証書の使用状況をＡ×100(%)とすると、電力メニューごとの非化石割合は｛Ａ＋(1－Ａ)×0.13｝×100(%)と表せます。
本表の非化石割合欄には、この割合が自動計算されます。
（例）非化石証書の使用状況が 20%の場合
｛0.2＋(1－0.2)×0.13｝×100 ＝ ｛0.2＋0.13－0.13×0.2｝×100 ＝ 30.4(%)
ただし、非化石○○%メニューといった特定の電力メニュー契約等に関しては、当該割合を非化石証書の使用状況として計算してください。

特定　第2表1-5　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気に係る情報

- 小売電気事業者の非化石証書の使用状況については、各社のHPに掲載されています。

（参考）旧一般電気事業者の一般的な電力メニューにおける非化石比率（2023年度実績）

非化石比率＝｛A＋(1－A)×0.13｝×100(%)　（FIT証書売れ残り分13%を加味した場合）

小売電気事業者	非化石比率	非化石証書の使用状況（A×100）	HP
北海道電力	25.18%	14%	https://www.hepco.co.jp/corporate/company/ele_power.html
東北電力	28.66%	18%	https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/attempt/energy/
東京電力	30.40%	20%	https://www.tepco.co.jp/ep/power_supply/index-j.html
北陸電力	26.92%	16%	https://www.rikuden.co.jp/ryokinshikumi/dengen.html
中部電力	17.35%	5%	https://miraiz.chuden.co.jp/company/supply/configuration/
関西電力	25.70%	14.6%	https://kepco.jp/ryokin/power_supply/
中国電力	22.57%	11%	https://www.energia.co.jp/elec/free/co2/index.html
四国電力	29.53%	19%	https://www.yonden.co.jp/customer/composition_and_co2/index.html
九州電力	30.40%	20%	https://www.kyuden.co.jp/rate_adj_power_composition_co2.html
沖縄電力	13.00%	0%	https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/corporate/profile/s_and_d.pdf

・再エネ100%メニューのような非化石由来の電気料金メニューにつきましては、上記の値に係わらず非化石比率は100%となります。
・上記以外の小売電気事業者の非化石証書の使用状況については、各社のHPをご確認いただくか、各社に直接お問い合わせいただきご確認をお願いします。それでも非化石証書の使用状況が不明な場合は、非化石証書の使用状況を0%（非化石比率13.00%）と見なしてご検討ください。

特定－第３表　エネルギー消費原単位

- 改正省エネ法では、**非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化**をお願いします。
- エネルギー消費原単位の算出に当たっては、**非化石燃料の使用量に補正係数を乗じて下さい**。
- 「エネルギー消費原単位」の定義は、以下の通りです。

エネルギー消費原単位＝（A′－B－B′）／C

A ＝エネルギー使用量（燃料、熱、電気の使用量）
A′＝Aのうち、非化石燃料の使用量に０.８を乗じた使用量
B ＝販売した副生エネルギー量
B′ ＝購入した未利用熱量
C ＝エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（例：生産量、売上高、etc）

（注.　「A」、「B」、「B′」は原油換算ｋｌとして計算）

特定－第３表　電気需要最適化評価原単位

- 電気需要最適化評価原単位の算出に当たっては、**月別または時間帯別の電気需要最適化係数を用いて電気の使用量を補正**する必要があります。
- 「電気需要最適化評価原単位」の定義は、以下の通りです。

電気需要最適化評価原単位＝（A“－B－B’）／C

A ＝エネルギー使用量（燃料、熱、電気の使用量）
A“＝Aのうち、非化石燃料の使用量に０.８を乗じ電気需要最適化係数を考慮した使用量
B ＝販売した副生エネルギー量
B‘ ＝購入した未利用熱量
C ＝エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（例：生産量、売上高、etc）

（注.　「A」、「B」、「B’」は原油換算ｋｌとして計算）

特定－第３表　エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

- 特定-第３表のうち、エネルギーの使用に係る原単位（エネルギー消費原単位）及び電気需要最適化評価原単位算出に当たっては、以下２つの算定方法があります。

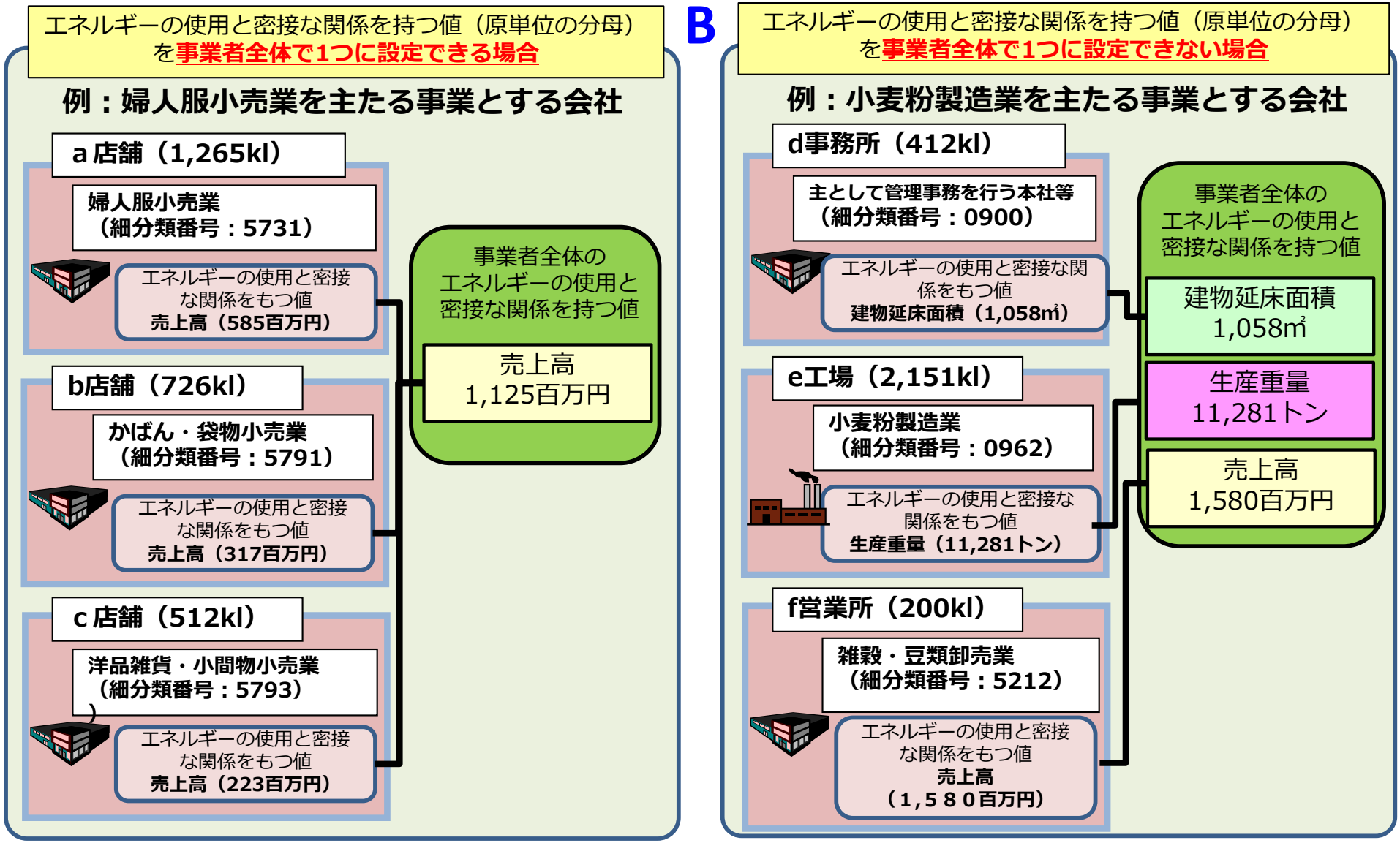

特定－第３表　１－１（Aの場合）

- 特定-第３表　１－１エネルギーの使用に係る原単位等をAの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できる場合）に記載する方法は、以下の通りです。

特定－第３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等
１－１　エネルギー消費原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算 エネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓐ-1）	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓐ-1'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl）Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl）Ⓑ'	（Ⓒ-1）=（Ⓐ-1'）-Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ-1）の構成割合（%）（Ⓓ-1）=（Ⓒ-1）/（Ⓤ-1）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネ費原（Ⓕ-1）/	1）/100 （①-1）	（②-1）
1	工場等に係る事業の名称	婦人服小売業	1,856 (1,265)	1,739 (1,265)			1,739 (1,265)		（名称：　） （単位：　）			
	細分類番号	5 7 3 1										
2	工場等に係る事業の名称	かばん・袋物小売業	815 (726)	797 (726)			797 (726)		（名称：　） （単位：　）			
	細分類番号	5 7 9 1										
3	工場等に係る事業の名称	洋品雑貨・小間物小売業	611 (512)	591 (512)			591 (512)		（名称： （単位：			
	細分類番号	5 7 9 3										
			(Ⓢ-1) (合計)	(Ⓢ-1') (合計)	Ⓣ (合計)	Ⓣ' (合計)	(Ⓤ-1) (合計)		Ⓥ	(Ⓦ-1)	(Ⓧ-1)	(Ⓨ-1) =（Ⓦ-1）/（Ⓧ-1）×
			3,282 (2,503)	3,127 (2,503)			3,127 (2,503)	100%	1,125 （名称：売上高） （単位：百万円）	2.800 (2.225)	－ (2.295)	100 － (96.9)

・エネルギーの使用量は**整数**
・エネルギー使用量と密接な関係をもつ値は、原則、**最下位を四捨五入した有効数字４桁を持った数字**
（例：1,125百万円、33,740㎡）
・原単位は、原則、**有効数字４桁**で記入
（例：2.225、0.1848）

非化石燃料の使用量を0.8倍して再計算されたもの。

特定第４表に記載した前年度の「原単位」が転記されます。
今年が初めての提出で記入できない場合は「－」を記入して下さい。

2024年度報告に当たっては旧省エネ法に基づく数値が（）書きで記入され、改正省エネ法に基づく数値が（）の外に記入されます。

原単位

対前年度比

細分類番号が異なる事業であっても、**エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値Ⓔが同じ**であれば、**事業者全体をまとめて**、**原単位を算出してください。**

特定－第３表　１－１（Bの場合）

- 特定-第３表　１－１エネルギーの使用に係る原単位等をBの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できない場合）に記載する方法は、以下の通りです。

特定－第３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

１－１　エネルギー消費原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
			エネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓐ-1）	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓐ-1'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl）Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl）Ⓑ'	（Ⓒ-1）=（Ⓐ-1'）-Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ-1）の構成割合（%）（Ⓓ-1）=（Ⓒ-1）/（Ⓤ-1）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネ費原単			エネルギー消費原単位の対
1	工場等に係る事業の名称	小麦粉製造業	2,912 (2,151)	2,760 (2,151)			2,760 (2,151)	79.1 (77.9)	11,281	0.2447 (0.1907)	－ (0.1991)	－ (95.8)	(①-1) － (74.6)
	細分類番号	0 9 6 2							（名称：生産重量 （単位：　トン ）				
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	512 (412)	492 (412)			492 (412)	14.1 (14.9)	1,058	0.4650 (0.3894)	－ (0.3901)	－ (99.8)	(②-1) － (14.9)
	細分類番号	0 9 0 0							（名称：延床面積 （単位：　㎡ ）				
3	工場等に係る事業の名称	雑穀・豆類卸売業	245 (200)	236 (200)			236 (200)	6.8 (7.2)	1,580	0.1494 (0.1226)	－ (0.1259)	－ (100.6)	(③-1) － (7.2)
	細分類番号	5 2 1 2							（名称：売上高） （単位：百万円）				
			(Ⓢ-1) (合計)	(Ⓢ-1') (合計)	Ⓣ (合計)	Ⓣ' (合計)	(Ⓤ-1) (合計)		Ⓥ	(Ⓦ-1)	(Ⓧ-1)	(Ⓨ-1) =（Ⓦ-1）/（Ⓧ-1）×100	
			3,669 (2,763)	3,488 (2,763)			3,488 (2,763)	100%	（名称：　） （単位：　）			(Ⓩ-1) = (①-1) + (② 1) + (③-1) － (96.7)	

EEGS手入力箇所

前年度の「エネルギー消費原単位」を必ず記入して下さい
今年が初めての提出で記入できない場合は「－」を記入して下さい。

非化石燃料の使用量を0.8倍して再計算されます。

2024年度報告に当たっては旧省エネ法に基づく数値が（）書きで記入され、改正省エネ法に基づく数値が（）の外に記入されます。

寄与度の合計

特定－第３表　２－１（Aの場合）

- 特定-第３表　２－１電気需要最適化評価原単位等をAの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できる場合）に記載する方法は、以下の通りです。

２－１　電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位									
			エネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓐ-1）	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓐ'-1'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl）	購入した未利用熱の量（原油換算kl）	（Ⓒ'-1）=（Ⓐ'-1'）-Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ'-1）の構成割合（%）（Ⓓ'-1）=（Ⓒ'-1）/（Ⓘ'-1）×100	生産数量又は物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	化評価原単位（Ⓕ'-1）=（Ⓒ'-1）/Ⓔ	需要最適化評価原単位（Ⓖ'-1）	評価原単位の対前年度比（%）（Ⓗ'-1）=（Ⓕ'-1）/（Ⓖ'-1）×100	化評価原単位の対前年度比の寄与度（%）（Ⓘ'-1）=（Ⓓ'-1）×（Ⓗ'-1）/100
1	工場等に係る事業の名称	婦人服小売業	1,856	1,708			1,708						（Ⓘ'-2）
	細分類番号	5 7 3 1	(1,265)	(759)			(1,493)		（名称：　）（単位：　）				
2	工場等に係る事業の名称	かばん・袋物小売業	815	780			780						
	細分類番号	5 7 9 1	(726)	(437)			(857)		（名称：　）（単位：　）				
3	工場等に係る事業の名称	洋品雑貨・小間物小売業	611	568			568						
	細分類番号	5 7 9 3	(512)	(230)			(581)		（名称：　）（単位：　）				
			（Ⓢ-1）（合計）	（Ⓢ'-1'）（合計）			（Ⓘ'-1）（合計）		Ⓨ	（Ⓩ）			
			3,282 (2,503)	3,056 (1,426)			3,056 (2,931)	100%	1,125 （名称：売上高）（単位：百万円）	2.716 (2.605)	－ (2.675)	－ (97.4)	（Ⓩ'-1）=（①'-1）+ -1）+（③'-1）+ …

※基本的な書き方はエネルギー消費原単位（特定－第3表１）算出の際と同様です。

非化石燃料の使用量を0.8倍し、電気需要最適化係数を加味して再計算されます。

（）の中には旧省エネ法に基づく電気需要平準化時間帯の買電量の数値になります。

特定第４表に記載された前年度の「原単位」が転記されます。今年が初めての提出で記入できない場合は「－」を記入して下さい。

※2024度報告は「電気需要平準化原単位」が記入されます。

2024年度報告に当たっては旧省エネ法に基づく数値が（）書きで記入され、改正省エネ法に基づく数値が（）の外に記入されます。

原単位

対前年度比

細分類番号が異なる事業であっても、**エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値Ⓔが同じ**であれば、**事業者全体をまとめて、原単位を算出する。**

特定－第３表　２－１（Bの場合）

- 特定-第３表　２－１電気需要最適化評価原単位等をBの場合（エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を事業者全体で1つに設定できない場合）に記載する方法は、以下の通りです。

２－１　電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類		エネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓐ-1）	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）（Ⓐ'-1'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl）	購入した未利用熱の量（原油換算kl）	(Ⓒ'-1)=(Ⓐ'-1')-Ⓑ-Ⓑ'	(Ⓒ'-1）の構成割合（%）（Ⓓ'-1）=(Ⓒ'-1)/(Ⓣ'-1)×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要最適化評価原単位（Ⓕ'-1)=(Ⓒ'-1)/Ⓔ	前年度の電気需要最適化評価原単位（Ⓖ'-1）	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）（Ⓗ'-1)=(Ⓕ'-1)/(Ⓖ'-1)×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%）（Ⓘ'-1)=(Ⓓ'-1)×(Ⓗ'-1)/100
1	工場等に係る事業の名称	小麦粉製造業	2,912	2,760			2,760	79.1	11,281	0.2447	－	－	(①'-2)
	細分類番号	0 9 6 2	(2,151)	(1,500)			(2,601)	(77.9)	(名称 生産重量)(単位：トン)	(0.5028)	(0.2409)	(95.7)	－(74.6)
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	512	492			492	14.1	1,058	0.4650	－	－	(②'-2)
	細分類番号	0 9 0 0	(412)	(400)			(532)	(14.9)	(名称 延床面積)(単位：㎡)	(0.2409)	(0.5038)	(99.8)	－(14.9)
3	工場等に係る事業の名称	雑穀・豆類卸売業	245	236			236	6.8	1,580	0.1494	－	－	(③'-2)
	細分類番号	5 2 1 2	(200)	(110)			(233)	(7.2)	(名称：売上高)(単位：百万円)	(0.1475)	(0.1396)	(105.7)	－(7.6)
			(Ⓢ-1)（合計）	(Ⓢ'-1')（合計）			(Ⓣ'-1)（合計）		Ⓨ	(Ⓦ'-1)	(Ⓧ'-1)	(Ⓨ'-1)=(Ⓦ'-1)/(Ⓧ'-1)×100	
			3,669	3,488			3,488					(Ⓩ'-1)=(①'-1)+(②'-1)+(③'-1)…	
			(2,763)	(2,010)			(3,366)					－(97.1)	

非化石燃料の使用量を0.8倍し、電気需要最適化係数を加味して再計算されます。

（）の中には旧省エネ法に基づく電気需要平準化時間帯の買電量の数値が入ります。

2024年度報告に当たっては旧省エネ法に基づく数値が（）書きで記入され、改正省エネ法に基づく数値は（）の外に記入されます。

EEGS手入力箇所

前年度の「原単位」を記入して下さい。今年が初めての提出で記入できない場合は「－」を記入して下さい。

※2024度報告は「電気需要平準化原単位」を記入して下さい。

寄与度の合計

特定－第４表　１及び２について（Aの場合）

EEGS手入力箇所あります

● 事業者の過去５年間のエネルギー使用に係る原単位の変化状況を記入してください。

① 過去の年度の原単位及び対前年度比を**旧省エネ法に基づく数値と改正省エネ法に基づく数値の両方を記載（記入例参照）**
- ・報告対象年度の４年前～１年前の原単位、前年度比欄については、**前年度の報告書から転記**
- ・報告対象年度の原単位（**特定－第３表**の Ⓦ）および対前年度比（%）（**特定－第３表**のⓎ）は一番右の欄に（直近の報告値が右に来るよう）記入。　※対前年度比は、EEGSでは自動計算できます

② 直近５年度間の途中で報告義務が発生した場合には、報告を始めた年度の値から記入。

③ 原単位については、**原則、有効数字４桁**で記入。

④ ５年度間の平均原単位変化の欄に、過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を４乗根し、小数点第２位を四捨五入して小数点第１位まで記入。　（ Ⓙ × Ⓚ × Ⓛ × Ⓜ ）$^{1/4}$　（%）※EEGSでは自動計算されます

過去４年間の原単位の未記入や誤りが多く発生していますので注意してください。

1　エネルギー消費原単位

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(2.301)	(2.299)	(2.277)	(2.295)	2.800 (2.225)	
対前年度比（%）		Ⓙ-1 99.9	Ⓚ-1 99.0	Ⓛ-1 100.8	Ⓜ-1 96.9	99.1

なお、過去５年度間の記載無い場合（4年度間以下になる場合）は、５年度間平均原単位変化欄には何も記入しない。

↓2021年度（2020年度実績）から報告されている事業者の例

特定－第４表　事業者の過去５年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度 2020	年度 2021	年度 2022	年度 2023	５年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位		(99.3)	(98.2)	(99.7)	98.5 (97.9)	
対前年度比（%）		Ⓙ	Ⓚ 98.9	Ⓛ 101.5	Ⓜ 98.2	

特定－第４表　１及び２について（Bの場合）

EEGS手入力箇所あります

● 事業者の過去５年間のエネルギー使用に係る原単位の変化状況を記入してください。

【エネルギーの使用と密接な関係を持つ値を**事業者全体で1つに設定できない**場合】B

① エネルギーの使用に係る原単位の欄は空欄。原単位を算出している年度と対前年度比を記入（本欄は手入力です）。なお、特定第３表にて求めたⓏが、本表のⓂと一致する。

② ５年度間の平均原単位変化の欄に、過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を４乗根し、小数点第２位を四捨五入して小数点第１位まで記入。　※EEGSでは自動計算

$$\left(Ⓙ \times Ⓚ \times Ⓛ \times Ⓜ \right)^{1/4} \quad (\%)$$

過去の原単位を誤って入力したり前年比の値が誤っていたりするケースが多く発生していますので注意してください。

特定－第４表　事業者の過去５年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度 2019	年度 2020	年度 2021	年度 2022	年度 2023	５年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ 99.5	Ⓚ 98.9	Ⓛ 101.5	Ⓜ 98.2	99.5 ②

なお、過去5年度間の記載無い場合（4年度間以下になる場合）は、5年度間平均原単位変化欄には何も記入しない。

↓2020年度（2019年度実績）から報告されている事業者の例

特定－第４表　事業者の過去５年度間のエネルギーの使用に係る原単位の変化状況

	年度	年度 2020	年度 2021	年度 2022	年度 2023	５年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ	Ⓚ 98.9	Ⓛ 101.5	Ⓜ 98.2	

●第4表2　電気需要最適化評価原単位も第3表2から同様に記入

（参考）特定－第４表　１及び２における経過措置

- 改正省エネ法では、**非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化**を図ることを求めています。
- 5年度間平均エネルギー消費原単位の算定に当たっては、以下のとおり、**経過措置**を設けます。

●改正前の省エネ法に基づく数値は（　　）内に、改正後の省エネ法に基づく値は（　　）外に記載する。

■ 2024 年度定期報告（2023 年度実績）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(95.92)	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	
対前年度比（%）		99.0	97.9	98.0	100.0	98.7

両方の数値を記載

■ 2025 年度定期報告（2024 年度実績）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	
対前年		97.9	98.0	100.0	98.0	98.5

改正前の省エネ法に基づく原単位変化

■ 2026 年度定期報告（2025 年度実績）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	
対前年度比（%）		98.0	100.0	98.0	100.0	99.0

■ 2027 年度定期報告（2026 年度実績）

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年	原単位変化
エネルギー消費原単位	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	87.32	
対前年度比（%）		100.0	98.0	100.0	99.0	99.3

改正後の省エネ法に基づく原単位変化

特定－第４表　３　非化石エネルギーの使用状況

- 3-1「非化石電気の使用状況」は**全ての事業者が記入**する必要があります。
- 3-2「定量目標の目安に関する指標の状況」は、**目安設定業種のみ記入が必須**となります。
- 3-3「その他の指標の状況」は、**中長期計画書にて「その他の指標の状況」を設定している場合**は記入が必須となります。
- 3-4「非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報」には、3-2、3-3に記載がある場合には、その指標の算出方法（計算式等）を記入して下さい。

３－１　非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	2023 年度	2030 年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率	205,347	%	%	%	%	27.1 %	60.0 %

中長期計画書に記載した目標を記入

３－２　定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					定量目標の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	2023年度	2030 年度	2030年度
2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	800,000					27.1%	28%以上	30%

中長期計画書に記載した目標を記入

３－３　その他の指標の状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	2023 年度	2030年度
事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギー比率	996,845					24.9%	30%

中長期計画書に記載した目標を記入

特定－第４表　3-1

- 3-1は、全ての事業者が記入。
  事業者全体の使用電気（自家発含む）に占める非化石電気の比率について実績等を記入します。ただし、販売した電気は含みません。
- 本表において電気の使用量をエネルギー換算する際には、**一次換算係数8.64（GJ/千kWh）を乗じて算出**して下さい。
- **「重み付け非化石」に該当する電気には、その使用量に1.2倍を乗じて算出**して下さい。
- 本表における**目標年度は必ず2030年度に設定**して下さい。

３－１　非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	2023 年度	2030年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率	205,347	R6年提出時は空欄			%	27.1 %	60.0 %

EEGS手入力

中長期計画書に記載した目標を記入
※中長期計画書と一致させてください！

販売した電気を除く、事業者全体の電気の使用量（※自家発含む）
※EEGSでは自動計算

年度ごとに右詰め記入（EEGSでは自動計算）

※燃料を投じて発電した自家発電気の使用量は通常、投入燃料でエネルギーカウントするため発電量は熱量換算しませんが、非化石電気の使用状況の算出においては、これも熱量換算して計算してください。

（参考）非化石エネルギーの使用状況の算出方法

- 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たっては、以下３点が考慮されます。

Ⅰ.「重み付け非化石」に該当する電気の使用量を1．2倍する

自家発太陽光やオフサイト型PPA（FIT/FIP非認定）、他事業者から供給される非燃料由来の非化石電気等は、非化石エネルギー使用状況を算出する際、その使用量に1．2を乗じて計算して下さい。

※ただし、燃料を投じるものを除く再エネ自家発電（太陽光発電、風力発電、地熱発電等）については、下式のとおり熱量換算係数を 8.64（全電源平均係数）として再計算した上で、1.2 を乗じてください。

非化石エネルギー使用状況の算出時における再エネ自家発電気（※）の使用量 ＝発電量（千 kWh）×3.6（GJ/千 kWh）×8.64/3.6 ×1.2

（発電量（千 kWh）×3.6（GJ/千 kWh）：通常のエネルギー使用量　×8.64/3.6：全電源平均係数で再計算）

Ⅱ．証書等の非化石エネルギーみなし量を化石エネルギー使用量と置き換える

非化石エネルギー使用状況の算出の際、証書等の非化石エネルギーみなし使用量を化石エネルギー使用量と置き換えて計算して下さい。

Ⅲ．他社に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量を分母・分子から控除

非化石エネルギー使用状況の算出の際、熱・電気供給の用に供するエネルギーを発生させるために使用した燃料の使用量は差し引いて計算して下さい。

上記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを踏まえ、非化石エネルギーの使用状況は下式のとおりとなります。

$$\text{非化石エネルギーの使用状況} = \frac{\text{非化石エネルギーの使用量（重み付け非化石 1.2 倍）} + \text{Ⅱ} - \text{Ⅲ}}{\text{全エネルギー使用量（重み付け非化石 1.2 倍）} - \text{Ⅲ}}$$

特定－第４表　3-2

- 本表は目安の設定がある**５業種8分野のみ記入が必須**です。（その他の事業者は記入不要）
- 3-2では、業種ごとに国が設定する定量目標の目安に関して、実績等を記入して下さい。
- 本表における**目標年度は必ず2030年度に設定**して下さい。

３－２　定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					定量目標の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	2023年度	2030 年度	2030年度
2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	800,000	R6年提出時は空欄				27.1%	28%以上	30%

EEGS手入力
中長期計画書に記載した目標を記入

EEGS手入力
年度ごとに右詰め記入

下表に記載の水準をそのまま記載（EEGSでは自動転記）

●定量目標の目安となる水準

区分	事業	指標	目安となる水準
1A	高炉による製鉄業（※1）	水素、廃プラスチック又はバイオマスの導入等の非化石エネルギーへの転換に向けた取組による、2030 年度における 2013 年度比石炭の使用量に係る原単位（石炭の使用量を粗鋼の生産量で除して得た値をいう。）削減割合	２%以上
1B	電炉による製鉄業（※2）	2030 年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	５９%以上
2	セメント製造業（※3）	2030 年度における焼成工程（原料を高温で焼成し中間製品であるクリンカーを製造する工程）における化石燃料及び非化石燃料の使用量に占める非化石燃料の使用量の割合	２８%以上
3A	洋紙製造業（※4）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030 年度における 2013 年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030 年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①３０%以上 ②５９%以上
3B	板紙製造業（※5）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030 年度における 2013 年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030 年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①３０%以上 ②５９%以上
4A	石油化学系基礎製品製造業（※6）	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030 年度における 2013 年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030 年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①３０%以上 ②５９%以上
4B	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030 年度における 2013 年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030 年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①３０%以上 ②５９%以上
5	自動車製造業	2030 年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	５９%以上

※熱量換算の詳細については定期報告書の記入要領で示す。

特定－第４表　3-3

- 3-3「その他の指標の状況」は、**中長期計画書にて「その他の指標の状況」を設定している場合**は記入が必須となります。
- 3-3には、任意に設定した指標に関する実績等を記入して下さい。
- **本表の記入は任意**となります。
- 指標の設定に当たっては、**事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効と考えられる指標**として下さい。
- 本表における**目標年度は、必ずしも2030年度とする必要はありません**。

３－３　その他の指標の状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	2023 年度	2030年度
事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギー比率	996,845					24.9%	30%

EEGS手入力

中長期計画書に記載した目標を記入
※目標年度は2030年以外も可

EEGS手入力

年度ごとに右詰め記入

※任意指標の例
- 事業者全体のエネルギー使用に占める非化石エネルギー割合
- 外部調達電気における非化石エネルギー割合
- ○○製造工程における非化石エネルギー使用割合
- 給湯用の熱エネルギー使用に占める非化石エネルギー割合

特定－第４表　3-4

- 3-４には、3-2、3-3の計算式など、非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報を記載して下さい。
- 3-2、3-3それぞれについて根拠となる情報を記載いただく必要がございます。
- **3-2、3-3に記載がある場合本表の記入は必須**、3-1のみ記載がある場合は空欄で構いません。

（記載例）

３－４　非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

（3-２）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（３－２を作成した際の計算式等、根拠となる情報を記載してください）

（参考）非化石転換の評価対象となる証書等について

図のとおり、①～③の各表間は重複計上して良い。ただし、例えば③で２つの指標を設定した際、それぞれに 100 ずつ計上してはなりません。

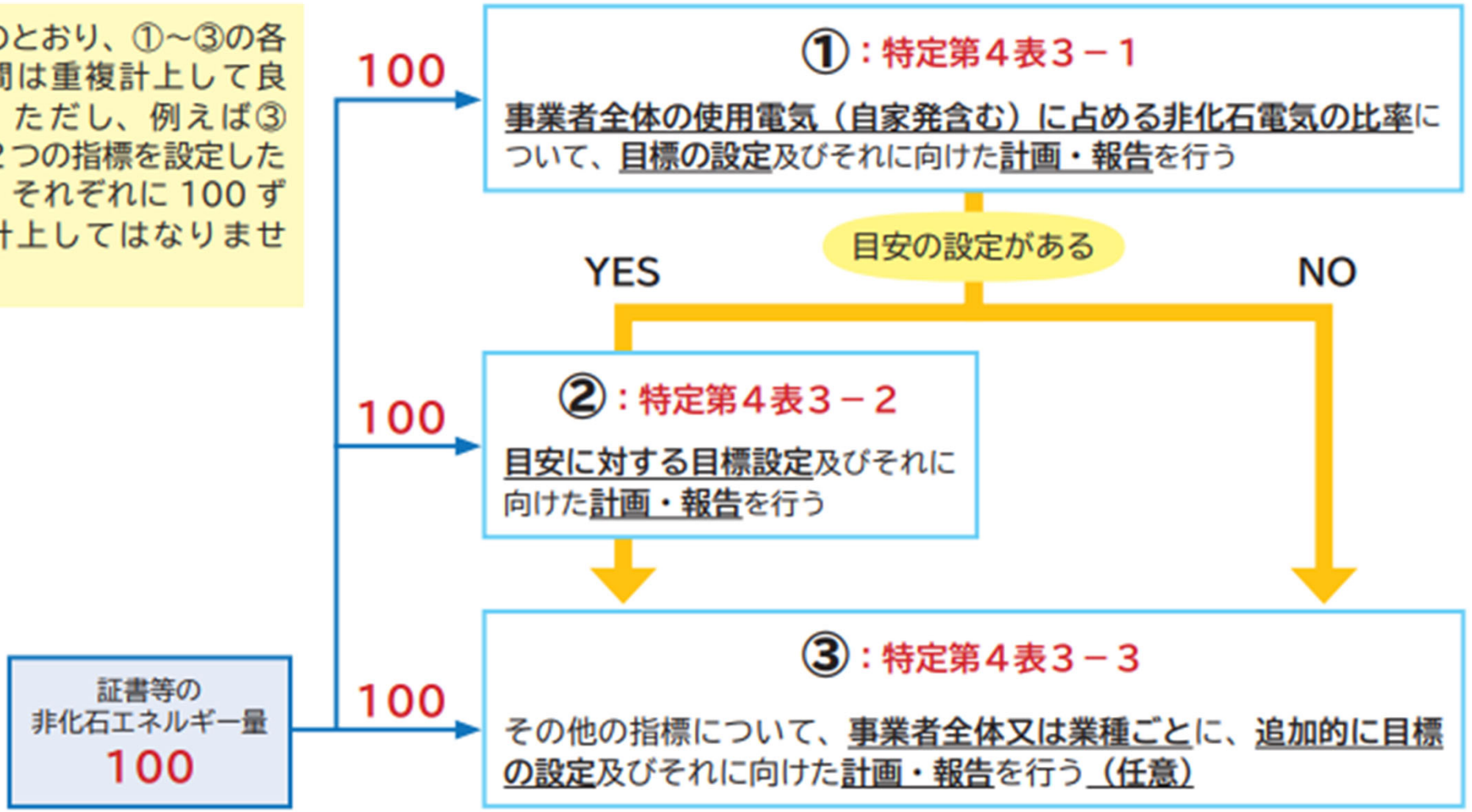

※　②において、複数の事業場や業種における非化石エネルギーのみなし使用量を計上する場合には、事業場や業種ごとのエネルギーの使用量によって、証書等によるみなし使用量を按分して分配すること。目安が設定されている業種Aと目安が設定されていない業種Bを営む事業者が、全体のエネルギー使用量のうち業種Aで６割、業種Bで４割を占めていた場合、100の非化石価値分の証書等した際にはそのうち60（100×0.6）を業種Aにおける非化石転換に使用することができる。

※　定量目安が設定されている５業種８分野においては、証書等により化石電気を非化石電気に置き換えることができるほかに、セメント製造業においては、証書等による熱の非化石価値を、焼成工程における化石燃料を使用した際の熱の非化石熱への置き換えに使用することができる。また、高炉による製鉄業、洋紙製造業、板紙製造業、石油化学系基礎製品製造業、ソーダ工業においては、証書等による熱又は電気の非化石価値を、石炭の削減量として使用することができる。

特定－第５表　１　エネルギーの使用に係る原単位の改善

- 過去５年度間の原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は、その理由を（イ）に記入し、事業者の報告対象年度の原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は、その理由を（ロ）に記入してください。EEGSでは、記載が必要な箇所のみ記入できるようになっています。

①過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が平均1％以上改善できなかった場合（**第4表**の5年度間平均原単位変化欄が**99．0%を超えた場合**）は、その理由を（イ）に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）

②前年度に比べエネルギーの使用に係る原単位が改善できなかった場合（**特定－第4表**の対前年度比 Ⓜ が**100．0%以上の場合**）は、その理由を（ロ）に具体的に記入。（改善できた場合は記載不要。）

特定－第５表　エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

１　事業者の過去５年度間のエネルギーの使用に係る原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び２において同じ。）が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

①

（イ）の理由
（例） 2019年度より主力事業の一つである電解ソーダ事業から撤退し、新たに高機能素材開発、及び、製造・販売を開始した。そのため、エネルギー消費量自体は若干減少しているものの、原単位の分母が重量であるため、高付加価値品が増加した影響により、原単位が悪化した。

②

（ロ）の理由
（例） 海外向け高機能素材の生産量が増加した影響に加え、2022年10月に〇〇工場において計画外停止があったため、原単位が悪化した。

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

改善できなかった場合には、必ず記載してください。未記入のケースが多く発生しています。

特定－第５表　２　電気需要平準化評価原単位の改善

- 過去５年度間の原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は、その理由を（ハ）に記入し、事業者の報告対象年度の原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は、その理由を（ニ）に記入してください。EEGSでは、記載が必要な箇所のみ記入できるようになっています。

①過去5年度間の**電気需要平準化評価原単位**が平均1％以上改善できなかった場合（**第4表**の5年度間平均原単位変化が**99．0%を超えた場合**）は、その理由を(ハ)に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）

②前年度に比べ電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合（**特定－第4表**の対前年度比 Ⓜ‘ が　100．0%以上の場合）は、その理由を（ニ）に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）

２　事業者の過去５年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

①

（ハ）の理由
（例）
主な理由としては(イ)と同じであるが、2020年度から人員確保のため、24時間3交代勤務で操業していたラインの一部を、昼間時間帯の1直での生産に切り替えたことにより、平準化評価原単位のほうが指標が悪化した。

②

（ニ）の理由
（例）
2022年10月の計画外停止に伴う受注残を挽回するため、12月～2023年2月にかけて、一部鋳造製品について昼間時間帯にも生産を実施したため、エネルギー消費原単位は若干改善となったものの、電気需要平準化評価原単位としては悪化した。

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

改善できなかった場合は、必ず記載してください。未記入のケースが多く発生しています。

特定－第５表　２　電気需要最適化評価原単位の改善

- 過去５年度間の原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は、その理由を（ハ）に記入して下さい。
- 事業者の報告対象年度の原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は、その理由を（ニ）に記入してください（原単位が昨年度と同じだった場合も記入が必要です。）　。

①過去5年度間の**電気需要最適化評価原単位（電気需要平準化評価原単位）**が平均1％以上改善できなかった場合（**第4表の5年度間平均原単位変化が99．0%を超えた場合**）は、その理由を（ハ）に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）

②前年度に比べ電気需要最適化評価原単位（電気需要平準化評価原単位）が改善できなかった場合（**特定－第4表の対前年度比Ⓜ‘が　100．0%以上の場合**）は、その理由を（ニ）に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）

２　事業者の過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

①

（ハ）の理由
（例）　主な理由としては（イ）と同じであるが、工場を24時間操業し続けており、系統電気の需給状況の予測に対して数日で操業状況を調整することができないことから、電気需要最適化評価原単位の指標の改善が行えなかった。

②

（ニ）の理由
（例）　出力制御が比較的発生していた春季の期間は設備トラブルにより工場の稼働状況が低下しており、その受注残を挽回するため比較的需給ひっ迫状況の発生していた夏季の期間に工場の稼働状況を上げたことにより、電気需要最適化評価原単位が悪化した。

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

2024年度定期報告（2023年度実績）に関しては、電気需要平準化評価原単位同士を比較し、改善できたかを判断することになります。

改善できなかった場合は、必ず記載してください。未記入のケースが多く発生しています。

特定－第５表　３　非化石エネルギーの使用状況の向上

- 非化石エネルギーへの転換に関する指標の状況が、昨年度の指標の状況より向上しなかった場合は、その理由を記入してください（原単位が昨年度と同じだった場合も記入が必要です。）。
- 目標年度において、事業者が定めた非化石エネルギーへの転換に関する目標が達成できなかった場合は、その理由を記入してください。

R6年提出時は記載不要です

非化石エネルギーへの転換に関する指標の当該年度の状況を、昨年度の指標の状況や設定した目標、計画と比較する等の分析を行い、指標の状況が向上しなかった理由及び当該事業者が抱えている事情等、参考となる情報を記入してください。

＜非化石エネルギーへの転換に関する指標＞
第４表３（３－１）　使用電気全体に占める非化石電気の比率
（３－２）　主要５業種の目安が定められた指標
（３－３）　任意の指標
（３－４）　非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

３　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

（例）
証書の活用、非化石比率の高い電力メニューの選択等により、使用電気全体に占める非化石電気の比率（３－１）及び事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギーの比率（３－３）については非化石比率を向上させることができたものの、焼成工程における非化石燃料の使用割合（３－２）については昨年と比べ減少している。これは燃料価格等の要因により非化石燃料の投入比率が低下したためである。

改善できなかった場合は、必ず記載してください。

特定－第６表　ベンチマーク指標の状況

- 事業者が行っている事業に関連するベンチマーク指標がある場合には、『ベンチマーク指標の状況』を記入してください。

① 事業者が『判断基準』**別表第6（※次ページ参照）**に定めるベンチマーク対象事業を行っており、ベンチマーク制度の対象事業者の条件に合致している場合は、記入が必要。対象事業者ではない場合は記載不要です。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/

② 対象事業のエネルギーの使用量を原油換算klの単位で記入

③ 当該年度の事業において、ベンチマーク指標の算定方法に従って算定した指標の数値と単位を記入

④ 昨年度以前に提出した直近の中長期計画書に記載した当該年度のベンチマーク指標の見込みを記入

⑤ ④に記載した報告対象年度の見込みの値に対する報告対象年度の実績値の達成割合を記入

⑥ 目標年度（2030年度）におけるベンチマーク指標の見込みを記入

特定－第６表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（セクター）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算 kl）	ベンチマーク指標の状況（単位）					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度			
		②			③			④	⑤	⑥

備考　1　「区分」の欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年3月31日経済産業省告示第66号）（以下「判断基準」という。）の別表第５に規定する区分のいずれかを記入すること。
2　「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。
3　「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を記入すること。
達成率＝（①－②）／（①－③）
ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の値、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の見込みとする。

⚠ **特定-第６表（ベンチマーク指標の状況）は旧省エネ法に基づき記入してください。**

⚠ **未記入や中長期計画書の記載内容との不整合が多く発生していますので注意してください。**

（参考）ベンチマーク制度対象業種（１）

区分	事業	ベンチマーク指標（要約）	目指すべき水準	導入年度	令和３年度定期報告における達成事業者数	令和２年度定期報告における達成事業者数
１Ａ	高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量	0.531kℓ/t以下	平成21年度	0 / 3 （0.0%）	0 / 3 （0.0%）
１Ｂ	電炉による普通鋼製造業	炉外製錬工程の通過有無を補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と製造品種の違いを補正した下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和	0.150kℓ/t以下 (変更前:0.143)	平成21年度 **※令和3年度より新指標・新目標適用**	8/32 （25.0%）	7/32 （21.9%）
１Ｃ	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位（出荷量当たりのエネルギー使用量）の和	0.360kℓ/t以下 (変更前:0.36)	平成21年度 **※令和3年度より新指標・新目標適用**	2/16 （12.5%）	2/14 （14.3%）
２Ａ	電力供給業	火力発電効率Ａ指標 火力発電効率Ｂ指標	A指標:　1.00以上 B指標:44.3%以上	平成21年度	43/94 （45.7%） ※Ａ・Ｂ指標ともに達成	43/90 （47.8%） ※Ａ・Ｂ指標ともに達成
２Ｂ	石炭火力電力供給業	石炭火力発電の効率	43.00%以上	令和４年度	－	－
３	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和	3,739MJ／t以下	平成21年度	3/15 （20.0%）	5/15 （33.3%）
４Ａ	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	再エネ使用率72%以上：6,626MJ/t以下 再エネ使用率72%未満：（－23,664×(再エネ使用率)＋23,664）MJ/t以下	平成22年度 **※令和３年度より新目標適用**	1/14 （7.1%）	2/16 （12.5%）
４Ｂ	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ/t以下	平成22年度 **※令和３年度より新指標適用**	6/32 （18.8%）	7/34 （20.6%）
５	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量	0.876以下	平成22年度	0/8 （0.0%）	1/8 （12.5%）
６Ａ	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ/t以下	平成22年度	2/8 （25.0%）	5/10 （50.0%）
６Ｂ	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.00GJ/t以下 (変更前:3.22)	平成22年度 **※令和４年度より新目標適用**	14/21 （66.7%） （新目標の場合：6/21（28.6%））	12/22 （54.5%）

（参考）ベンチマーク制度対象業種（２）

区分	事業	ベンチマーク指標（要約）	目指すべき水準	導入年度	令和３年度 定期報告における 達成事業者数	令和２年度 定期報告における 達成事業者数
7A	通常コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	707kWh/百万円以下	平成28年度 **※令和3年度より新区分適用**	7/17 （41.2%）	7/16 （43.8%）
7B	小型コンビニエンスストア業		308kWh/百万円以下			
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.723以下	平成29年度	35/165 （21.2%）	40/216 （18.5%）
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.792以下	平成29年度	28/69 （40.6%）	22/74 （29.7%）
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.799以下	平成30年度	68/289 （23.5%）	66/302 （21.9%）
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305kl/㎡以下	平成30年度	22/110 （20.0%）	14/115 （12.2%）
12	貸事務所業	当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値	1.00以下 (変更前:15%以下)	平成30年度 **※令和3年度より新指標・新目標適用**	30/215 （14.0%）	31/227 （13.7%）
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、①と②の合計量にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①文系学部とその他学部の面積の合計に0.022を乗じた値 ②理系学部と医系学部の面積の合計に0.047を乗じた値	0.555以下	平成31年度	37/179 （20.7%）	27/188 （14.4%）
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①延床面積に0.061を乗じた値 ②ぱちんこ遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.061を乗じた値 ③回胴式遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.076を乗じた値	0.695以下	平成31年度	14/134 （10.4%）	12/138 （8.7%）
15	国家公務	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、事業所ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①電算室部分の面積に0.2744を乗じ、96.743を加えた値 ②電算室部分以外の面積に0.023を乗じた値 ③職員数に0.191を乗じた値	0.700以下	平成31年度 **※令和3年度より新指標適用**	2/19 （10.5%）	2/18 （11.1%）
16	データセンター業	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位　kWh）を当該事業を行っている事業所におけるIT機器のエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位kWh）にて除した値	1.4以下	令和４年度	–	–
17	圧縮ガス・液化ガス製造業	製造品種の違いを補正した深冷分離方法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量	LNG冷熱利用事業者: 0.077kl/千Ｎ㎥以下 その他の事業者: 0.157kl/千Ｎ㎥以下	令和４年度	–	–

特定－第７表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

- 事業者が行っている事業に関連するベンチマーク指標がある場合に、判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報や参考となる情報を記入してください。

①特定-第７表　１－１及び特定-第７表　１－２は、別表第５に示される事業を実施している事業者のみ記入することができます。対象事業を行っていない場合には記載不要です。
②定期報告書・中長期計画書の記入要領の別冊２（https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/bessatus23_2.pdf）で求められている業種については、ベンチマーク指標等の算出に当たり根拠となる情報を記入してください。

③特定-第７表　１－２には、ベンチマーク指標の状況に関し、ベンチマーク指標の当該年度の状況を別表第５に示されている目指すべき水準と比較する等の分析を行い、対象となる事業所名、**未達の場合はその理由**及び当該事業者が抱えている事情等、参考となる情報を記入してください。

①

特定－第７表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

１－１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

②

備考　１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第５　備考に規定する補正値により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。
２　洋紙製造業（４Ａ）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
３　貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第５　備考６に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第５　備考７に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

１－２　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

③

特定－第７表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

① 特定-第７表　２は、電力供給業又は石炭火力電力供給業に該当する事業者のみ記入。

② １つ目の表において、電力供給業に該当する事業者は、燃料種別の火力発電方式ごとに「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入。

③ ２つ目の表において、電力供給業又は石炭火力電力供給業に該当する事業者は、副生物若しくはバイオマス、水素、アンモニアを投入した発電設備又は熱電併給型動力発生装置について記入。

④特定-第７表　３は、電力供給業のベンチマーク制度の対象事業者同士で、ベンチマーク指標の向上にむけた共同取り組みを実施している場合に記入。

①

2　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

②

発電方式	発電効率（%）	火力発電量に占める発電量比率（%）
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

③

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマスのみ記入））	
設備から得られた電気のエネルギー量（千 kWh）	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）	
設備に投入したエネルギー量（GJ）	
設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）	
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）	

新規追加項目

備考　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

3　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

④

改正省エネ法（2024年度提出分～）における特定-第７表　２の「電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報」の記載に当たっては、引き続き［旧省エネ法］におけるエネルギーの定義、熱量換算に基づき計算してください。

特定－第８表　エネルギー使用量の合理化に関する判断の基準の遵守状況

- 「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の遵守状況を報告してください。

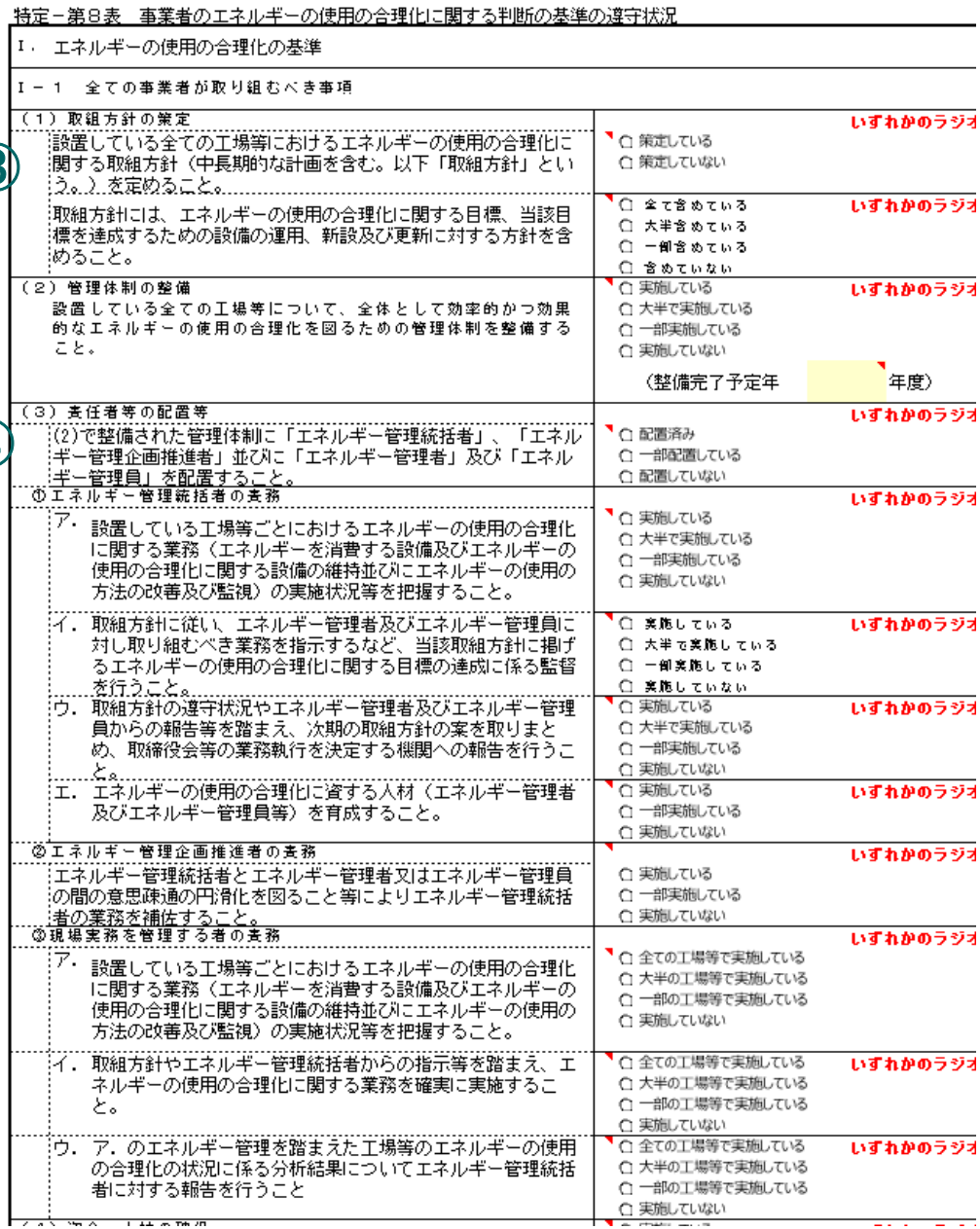

特定－第８表　事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

Ⅰ．エネルギーの使用の合理化の基準		
Ⅰ－１　全ての事業者が取り組むべき事項		
（１）取組方針の策定		いずれかのラジオ
③	設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	○ 策定している ○ 策定していない
	取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	○ 全て含めている ○ 大半含めている ○ 一部含めている ○ 含めていない いずれかのラジオ
（２）管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。		○ 実施している ○ 大半で実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない （整備完了予定年　　年度） いずれかのラジオ
（３）責任者等の配置等		いずれかのラジオ
④	(2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	○ 配置済み ○ 一部配置している ○ 配置していない
①エネルギー管理統括者の責務		いずれかのラジオ
	ア．設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	○ 実施している ○ 大半で実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない
	イ．取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	○ 実施している ○ 大半で実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない いずれかのラジオ
	ウ．取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	○ 実施している ○ 大半で実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない いずれかのラジオ
	エ．エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない いずれかのラジオ
②エネルギー管理企画推進者の責務		いずれかのラジオ
	エネルギー管理統括者とエネルギー管理者又はエネルギー管理員の間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない
③現場実務を管理する者の責務		いずれかのラジオ
	ア．設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	○ 全ての工場等で実施している ○ 大半の工場等で実施している ○ 一部の工場等で実施している ○ 実施していない
	イ．取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	○ 全ての工場等で実施している ○ 大半の工場等で実施している ○ 一部の工場等で実施している ○ 実施していない いずれかのラジオ
	ウ．ア．のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと	○ 全ての工場等で実施している ○ 大半の工場等で実施している ○ 一部の工場等で実施している ○ 実施していない いずれかのラジオ

①Ⅰ及びⅡの各項目について、該当するものに「●」印、「■」印又は「☑」印を付して、年度を記載する項目については、整備完了・整備する予定年度を記入してください。

②選択肢について、例えば定量的に判断する場合は、対応が過半数に達している場合は「大半で実施している等」を、そうでない場合は「一部実施している等」を選択し、定量的に判断が困難な場合は、事業者の取組状況等を総合的に勘案して判断してください。

③１－１ (1)の「エネルギーの使用合理化の取組方針」とは、エネルギー管理組織や体制、省エネの目標、省エネ設備の新設、更新等に関する事項を規定したものであり、これを社内文書として規定し整備している場合には「策定している」の項目を選択してください。（取組方針を策定していない場合、１－１(3)①イ、ウ、③イ、(5)から(8)は「実施していない」を選択してください。）

④「エネルギー管理企画推進者」、「エネルギー管理者」又は「エネルギー管理員」が「選任中」（選任すべき事由が生じた日から六月以内）の場合には、定期報告書の作成実務者（作成実務者）を当該「エネルギー管理企画推進者」、「エネルギー管理者」又は「エネルギー管理員」が「配置済み」とみなしてください。

なお、「③現場実務を管理する者の責務」は、指定工場等を持たない工場・事業場も対象となり、全ての事業者が報告する必要があります。

特定－第８表　エネルギー使用量の合理化に関する判断の基準の遵守状況

（４）資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
（５）従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
⑤ （６）取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	○ 全ての工場等で実施している ○ 大半の工場等で実施している ○ 一部の工場等で実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
⑥ （７）取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
（８）文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	○ 実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
Ⅰ－２		
１　工場等単位、設備単位での基本的実施事項		
(１)設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	○ 実施している ○ 大半で実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
(２)エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	○ 実施している ○ 大半で実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない （整備予定年　　年度）	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
(３)エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	○ 実施している ○ 大半で実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
(４)既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	○ 実施している ○ 大半で実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
(５)エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	○ 実施している ○ 大半で実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
(６)休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	○ 実施している ○ 大半で実施している ○ 一部実施している ○ 実施していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい
Ⅱ．　エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置		
⑦ ISO50001の活用状況	○ 認証取得している ○ 認証取得を検討している （取得予定年　　年度） ○ 検討していない	いずれかのラジオボタンをチェックして下さい

⑤取組方針の遵守状況の確認・評価、改善指示を実施している場合には、「実施している」の項目を選択してください。（省エネのためのＰＤＣＡサイクルを回すための重要な項目で取組方針の実施状況として、その達成度や問題点を把握し、改善していくことを求めているものです。）

⑥策定された取り組み方針とその評価方法を定期的に見直し、（必要に応じ）改正を行っている場合には、「実施している」の項目を選択してください。

⑦ISO50001の認証取得状況について選択してください。「取得認証を検討している」を選択した場合は取得予定年を記入してください。

一部の項目に未選択があるケースが発生していますので、必ず全ての項目について選択してください。

特定－第９表　その他事業者が実施した措置

- 特定-第９表１及び２については、当該年度において、エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の最適化に関して実施した省エネ活動、体制整備等の措置について記入して下さい。なお、特定の工場等のみで実施した措置である場合には、工場等の名称も付記して下さい。

特定－第９表　その他事業者が実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要
・省エネ推進責任者会議（年６回） ・省エネ事例発表会開催（年２回）特に効果のあった優秀事例について社長表彰
＜各工場で実施＞ ・省エネパトロール　職場における生産設備・空調・照明等の維持管理状況の確認 ・省エネ勉強会　省エネ推進メンバーを対象として実施 ・省エネ月間の推進（２月）
＜○○工場＞ ・設備を集約化して生産プロセスを見直し、高効率ボイラー１基を導入し、生産効率を５％改善した。
＜本社＞ ・蛍光灯のＬＥＤ照明への切り替えを順次実施（導入率９０％）

２　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要
＜○○工場＞ ・電気を大量に消費する一部の製品を夜間に生産している。

特定－第９表　その他事業者が実施した措置

- 特定-第９表３については、非化石エネルギーへの転換に関して、取り組んだ事項について、定性的な取組も含めて記載して下さい。

３　非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要
・燃料残差も原料の一部として活用できる特徴を活かし、通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、２０２５年４月より利用技術の研究開発及び実証実験を進めている。
・製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、２０２６年１０月より研究開発及び実証実験を開始する予定。

特定第４表３－２で定量目標を記載した5業種８分野の事業者様におかれましては、右表の「定性目標の目安となる水準」を参考に記入ください。

【定性目標の目安となる水準】

区分	事業	目安となる水準
1A	高炉による製鉄業	1　燃料に関する事項 (1)　高炉を用いた水素還元製鉄設備の導入を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。 (2)　水素による直接還元製鉄設備の導入を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。 (3)　製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成燃料等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 2　電気に関する事項 (1)　高級鋼材の製造に対応した大型電炉の実用化を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。
1B	電炉による製鉄業	1　燃料に関する事項 (1)　電気炉において、バイオコークス等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 (2)　電気炉において、通常燃料としての利用が困難である廃タイヤ、廃プラスチック及びアルミドロス等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 (3)　加熱炉等において、水素バーナー及びアンモニアバーナー等の非化石燃料を使用するバーナーの導入を進めること。 2　電気に関する事項 (1)　加熱炉等において、電気により加熱を行う設備の導入を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。
2	セメント製造業	1　燃料に関する事項 (1)　焼成工程において、バイオマス、廃棄物、水素及びアンモニア等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 (2)　燃焼残渣も原料の一部として活用できる特徴を生かし、通常燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、利用技術の研究開発及び実証実験を進め、非化石燃料の使用割合を向上すること。 (3)　製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、研究開発及び実証実験を進めること。
3A	洋紙製造業	1　燃料に関する事項 (1)　所有森林の活用等による供給網の確保により、バイオマス燃料の使用割合を向上すること。 (2)　ホワイトペレット及びブラックペレット等の木質ペレットの製造や混焼に関する技術開発及び実証実験を進めること。 (3)　黒液の燃焼を行うボイラーで発生する蒸気を高温高圧化することにより、製造工程で発生する黒液を最大限に利用すること。
3B	板紙製造業	1　燃料に関する事項 (1)　所有森林の活用等による供給網の確保により、バイオマス燃料の使用割合を向上すること。 (2)　ホワイトペレット及びブラックペレット等の木質ペレットの製造や混焼に関する技術開発及び実証実験を進めること。
4A	石油化学系基礎製品製造業	1　燃料に関する事項 (1)　ナフサ分解によるエチレン等の製造設備において、アンモニア等の非化石燃料の使用割合を向上すること。 (2)　燃料により加熱を行うエチレン等の製造設備（ナフサ分解によるエチレン等の製造設備を除く。）の導入を進めるとともに、非化石燃料の使用割合を向上すること。 2　電気に関する事項 (1)　電気により加熱を行うエチレン等の製造設備の導入を進めるとともに、非化石電気の使用割合を向上すること。
4B	ソーダ工業	1　燃料に関する事項 (1)　苛性ソーダ製造過程で生じる水素の活用を進め、非化石燃料の使用割合を向上すること。 (2)　発電設備におけるバイオマスの混焼率を向上させる研究開発及び実証実験を進めること。
5	自動車製造業	1　燃料に関する事項 (1)　製造工程において、水素バーナーの導入を目指し、他の事業者と連携して実証実験を進めること。 (2)　固体酸化物形燃料電池及びバイオマス発電設備等の発電設備の導入により、非化石燃料の使用割合を向上すること。 2　電気に関する事項 (1)　太陽光発電設備及び風力発電設備等の発電設備の導入にあわせて、自動車に搭載されていた蓄電池等を導入することで、発電する非化石電気を最大限に使用すること。

特定－第９表　その他事業者が実施した措置

- 特定-第９表４・５については、２０２３年度に提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされていた内容（中長期計画書Ⅲ３．Ⅳ２．の内容）を転記して、その実施状況を報告してください。

５　非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書 記載の有無	実施状況
非化石比率の高い 電力メニューへの転換	△△工場	有	○

２０２３年度に提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされている内容を転記してください。
なお、中長期計画書に記載がないものについてもここに記載することは可能です。その場合、「中長期計画書記載の有無」は「無」、それ以外の場合は「有」と記載してください。

記載した各計画内容の実施状況を記載してください。なお、複数年度にわたって実施する事項については、報告対象年度に実施予定であった部分の実施状況を記載してください。
○：予定通り実施
△：計画より小規模の投資、実施の遅延があったが実施
×：未実施
―：中長期計画書に記載なし

実施状況を○△×以外の方法で記入しているケースが見られますので、○△×を記入してください。

特定－第１０表　エネルギー管理指定工場等の一覧

- 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等に指定されている工場等が全て記載されているか確認してください。
- 指定区分の変更が必要な工場等の場合はチェックを入れて下さい。

※指定区分変更の対象となるのは、<u>工場等の指定区分が「２種→１種」と「１種→２種」になる場合のみ</u>

エネルギー管理指定工場等の取り消しが必要な場合には、
別途「エネルギー管理指定工場等指定取消申出書」が必要です

（例）Ａ工場は第１種指定工場等であるが、節電対応や、省エネルギー取組の成果等により過去数年のエネルギー使用量は原油換算3,000 klを下回り**（単に一時的に下回ったのではなく、継続性も加味して判断して下さい）**、第２種指定工場等区分のエネルギー使用量になった
→**（指定区分の変更手続き）**

「特定-第１０表 」の「指定区分の変更手続きが必要」にチェック

特定－第１０表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分（指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第一種（指定区分の変更手続きが必要■）	0000000	Ａ工場	〒○○○-○○○○ ○○○○○○○	0	0	0	0	○○○○
第　　種								

<u>現在の指定区分を記載</u>
※変更後の区分を記載しないよう注意して下さい

エネルギー管理指定工場等番号に間違いが無いか確認して下さい。
※特定事業者番号になっていないかチェック！

指定第1表に記入した名称と同じ名称を記入してください。名称に変更があった場合は、変更前と後の名称をそれぞれ記入するとともに、指定-第１表にも変更前と後の名称を記入してください。

特定－第１１表　新規指定対象工場

- 定期報告書の提出時点でエネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、前年度のエネルギーの使用量が原油換算１，５００ｋｌ／年以上の工場等があれば記入が必要です。

※EEGSでは、指定表が作成されている事業所から選択できます。

⚠ 当該工場の指定表が作成されていない場合は、事業所登録と指定表作成から始めて下さい。

（例）D工場は非指定工場であったが、製造量の増加等により、2022年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500klを上回り、第２種エネルギー管理指定工場等相当になった場合

特定－第１１表　現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用[illegible]る数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
D工場	〒○○○－○○○○ ○○○○○○○○	0	0	0	0	○○○○○	1582ｋｌ
	〒						

①「特定-第１１表 」に記載

新規指定の手続きと指定後の対応

指定第1表に記入した名称と同じ名称を記入してください。

事業者全体ではなく、工場、事業場単位で1,500klを上回った場合に記入してください。

- **Ｄ工場については、定期報告書の提出後、当局からエネルギー管理指定工場等に指定する旨の通知が送付されます**
- **指定後６ケ月以内にエネルギー管理者又はエネルギー管理員を選任し、最初の７月末までに選解任届を提出して下さい**
- **Ｄ工場のエネルギー使用量は、事業者全体（特定表）のエネルギー使用量から除外しないようご注意下さい**

＊新たな指定通知は、翌年の３月以降になりますのでご了承ください

特定－第１２表　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 省エネ法の特定事業者は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の「特定排出者」にも該当し、毎年CO2の排出量を国に報告することが義務づけられています。
- 報告の負担を削減する観点から、**エネルギー起源CO2の報告については省エネ法定期報告書（特定第12表）を利用した報告をして頂く**こととしています。
- 電気・ガス・熱の排出係数は、提出時点での最新の係数を使って報告書を提出頂きますので、**報告書提出後に係数に更新があったとしても差し替えをする必要はございません。**

エネルギー起源CO_2排出量の対象事業者（特定排出者）

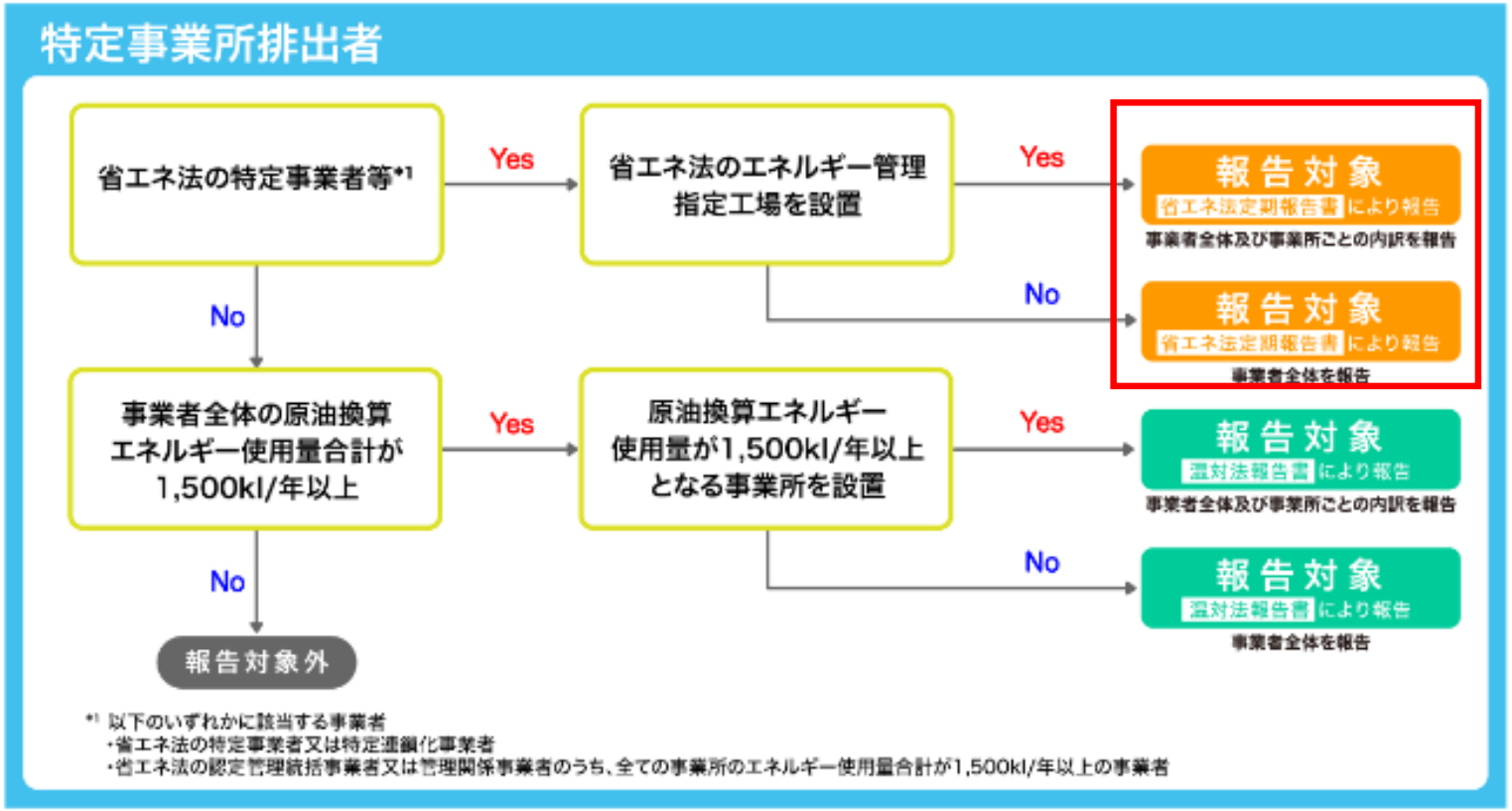

特定－第１２表　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第１２表については、事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等について報告してください。
- 令和6年度報告より、**「廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素」についても報告する必要があります。**

＜第１２表１＞

①排出年度を記載（令和６年度提出時は「2023年度」）。

②特定事業者全体の主たる事業及び細分類番号は、特定１表に同じ（日本標準産業分類に基づく事業名と細分類番号を記入。）

③主たる事業を所管する大臣を記載
※地方自治体については
「経済産業大臣、環境大臣」と記載
（○○局、企業庁、教育委員会等の単位で報告している場合は、事業所管大臣）

④商標又は商号等欄は、特定連鎖化事業者の場合のみ、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号等を記載。

⑤事業者全体のＣＯ２実排出量を記載。
（各分類の合計値と一致しているか確認）

⑥分類した細分類毎のＣＯ２排出量を記載。

細分類が１種類のみの事業者も⑥に特定事業者全体と同じ実績を記入してください。

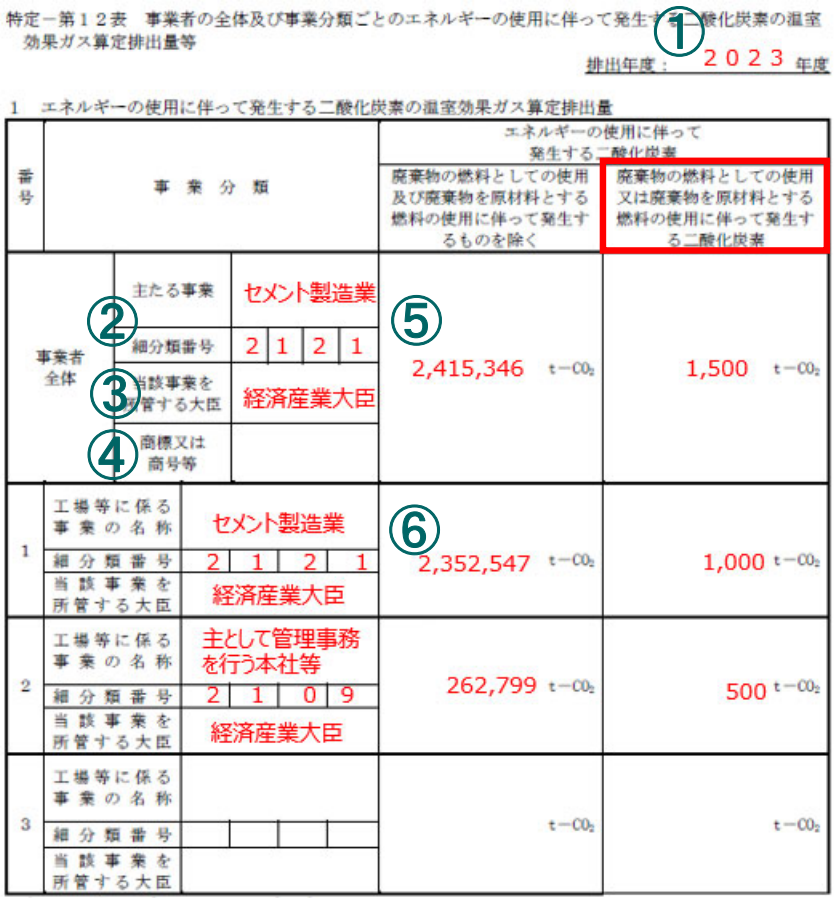

特定－第１２表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

①

排出年度：２０２３年度

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
			廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	②主たる事業	セメント製造業	⑤ 2,415,346 t−CO2	1,500 t−CO2
	②細分類番号	2 1 2 1		
	③当該事業を所管する大臣	経済産業大臣		
	④商標又は商号等			
1	工場等に係る事業の名称	セメント製造業	⑥ 2,352,547 t−CO2	1,000 t−CO2
	細分類番号	2 1 2 1		
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣		
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等	262,799 t−CO2	500 t−CO2
	細分類番号	2 1 0 9		
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣		
3	工場等に係る事業の名称		t−CO2	t−CO2
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			

特定－第１２表　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第１２表４の１，２については、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等の算定に用いた係数が記入されます。

特定第１２表１～６はEEGSでは自動で入力されます。

＜第１２表４の１＞
　都市ガスの使用に伴う排出係数について、購入したガス事業者すべてに係る基礎排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

＜第１２表４の２＞
　都市ガスの使用に伴う排出係数について、購入したガス事業者すべてに係る調整後排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

事業者別の係数又は代替値を使用

・契約しているガス事業者が、温対法の制度HPで排出係数を公表する場合は、当該係数を使用する。（2024年6~7月に公表予定）
・契約しているガス事業者の事業者別係数が公表されていない場合は「代替値」を使用する。

ガス事業者のメニューの確認

・メニュー別契約をしている場合：
　該当契約しているメニュー別係数を選択
・メニュー別契約をしていない場合：
「残差」と書かれているものを選択

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
2.23　t－CO_2/千 m^3	代替値	本社
2.23	代替値	A 工場
2.23	X 社のメニューA の基礎排出係数	B 工場
2.23	Y 社のメニューB（残差）の基礎排出係数	C 工場

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
2.23　t－CO_2/千 m^3	代替値	本社
2.23	代替値	A 工場
0.00	X 社のメニューA の調整後排出係数	B 工場
2.24	X 社のメニューB（残差）の調整後排出係数	C 工場

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

ガス事業者別排出係数及び「代替値」は、こちらのページで公表予定です。
※表中の係数は記載例のため、正確な値は公表されるものをご確認ください。
https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc

特定－第１２表　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第１２表４の３，４については、電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等の算定に用いた係数を記入してください。

特定第１２表１～６はEEGSでは自動で入力されます。

＜第１２表４の３＞
　電気の使用に伴う排出係数について、購入した電気事業者すべてに係る基礎排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

＜第１２表４の４＞
　電気の使用に伴う排出係数について、購入した電気事業者すべてに係る調整後排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

基本的には「小売電気事業者」の係数を使用
「一般送配電事業者」は離島での供給等特殊なケースであり、一般には使用しない。

電気事業者のメニューの確認
・メニュー別契約をしている場合：
　該当契約しているメニュー別係数を選択
・メニュー別契約をしていない場合：
「残差」と書かれているものを選択
　※多くの者が「残差」に該当

４の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.0483　t－CO_2/kWh	X 社のメニューA の基礎排出係数	A 工場
0.0463	Y 社のメニューE（残差）の基礎排出係数	B 工場
0.0354	Z 社の基礎排出係数	C 工場

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の４　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.0000　t－CO_2/kWh	X 社のメニューA の調整後排出係数	A 工場
0.0441	Y 社のメニューE（残差）の調整後排出係数	B 工場
0.0354	Z 社の調整後排出係数	C 工場

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

電気事業者別排出係数は、こちらのページで公表予定です。
※表中の係数は記載例のため、正確な値は公表されるものをご確認ください。
https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc

特定－第１２表　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第１２表４の５，６については、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等の算定に用いた係数を記入してください。

特定第１２表１～６はEEGSでは自動で入力されます。

＜第１２表４の５＞
　熱（産業用以外の蒸気、温水、冷水）の使用に伴う排出係数について、購入した熱供給事業者すべてに係る基礎排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

＜第１２表４の６＞
　熱（産業用以外の蒸気、温水、冷水）の使用に伴う排出係数について、購入した熱供給事業者すべてに係る調整後排出係数を記載（適用範囲も併記のこと）。

事業者別の係数又は代替値を使用

・契約している熱供給事業者が、温対法の制度HPで排出係数を公表する場合は、当該係数を使用する。（2024年6~7月に公表予定）
・契約している熱供給事業者の事業者別係数が公表されていない場合は「代替値」を使用する。

熱供給事業者のメニューの確認

・メニュー別契約をしている場合：
　該当契約しているメニュー別係数を選択
・メニュー別契約をしていない場合：
「残差」と書かれているものを選択

４の５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.057 t－CO_2/GJ	代替値	本社
0.057	代替値	A 工場
0.050	X 社のメニューA の基礎排出係数	B 工場
0.052	Y 社のメニューB（残差）の基礎排出係数	C 工場

備考　本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の６　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.057 t－CO_2/GJ	代替値	本社
0.057	代替値	A 工場
0.000	X 社のメニューA の調整後排出係数	B 工場
0.052	Y 社のメニューB（残差）の調整後排出係数	C 工場

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

熱供給事業者別排出係数及び「代替値」は、こちらのページで公表予定です。
※表中の係数は記載例のため、正確な値は公表されるものをご確認ください。
https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc

特定－第１２表　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 特定-第１２表６の３については、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量について、算定に用いたグリーンエネルギー証書の電気又は熱の種別ごとに、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の量、他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記入してください。

特定第１２表１～６はEEGSでは自動で入力されます。

６の３　国内認証排出削減量のうち、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　　別	グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量	他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
電力証書	300 ※電力証書由来の削減相当量 t－CO_2	10000 ※他人から供給された電気の使用に伴うCO2 t－CO_2
熱証書	50 ※熱証書由来の削減相当量	100 ※他人から供給された熱の使用に伴うCO2

備考　1　本表はグリーンエネルギー証書の種別ごとに記載すること。
2　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の欄には、グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量を記載すること。
3　他人から供給された電気又は熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、種別がグリーン電力証書である場合には、他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を、種別がグリーン熱証書である場合には、他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。
4　算定に用いたグリーンエネルギー証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

６の５　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
FIT 証書	10000000 kWh	0.000445 t－CO_2/kWh	1.04	8000 t－CO_2

備考　1　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
2　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
3　電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の欄には、他人から供給された電気のうち電気事業者から小売供給された電気に係るものの量を記載すること。
4　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
5　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

他人から供給された電気の使用に伴って発生するCO2 **10000[tCO2]**	
電気事業者から供給された電気の使用に伴って発生するCO2 **8000[tCO2]**	左記以外から供給された電気の使用に伴って発生するCO2 **2000[tCO2]**

←――　使用可能な非化石電源二酸化炭素削減相当量の上限　――→

←――　使用可能な電力証書由来のグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量の上限　――→

※「非化石電源二酸化炭素削減相当量」と「電力証書由来のグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量」の合計は、「他人から供給された電気の使用に伴って発生するCO2」の量を上限とします。

<u>非化石電源二酸化炭素削減相当量</u>
＝非化石証書の量×全国平均係数×補正率
＝10,000,000×0.000445×1.04
＝4,628[tCO2]

※全国平均係数、補正率は記載例のため、報告に用いるものはこちらのページの電気事業者別排出係数一覧の最下部をご確認ください。
https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc

特定－第１２表　二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

EEGS手入力

- 特定第１２表７　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無について選択して下さい。（権利利益の保護に係る請求を行う場合、従来は様式を紙で提出する必要がありましたが、2023年度からシステムで提出することができるようになっています）

※特定第12表の「権利利益の保護に係る請求の有無」欄の「1.有」を選択すると、温対法様式第1の２タブが表示されます。請求を行いたい情報の「詳細」ボタンをクリックし、必要な事項を入力し保存すると、報告書とあわせて提出することができます。（認定第5表、指定第10表も同様）

※また、特定第12表の「その他の関連情報の提供の有無」欄の「1.有」を選択すると、温対法様式第２タブが表示されます。必要な事項を入力し保存すると、報告書とあわせて提出することができます。

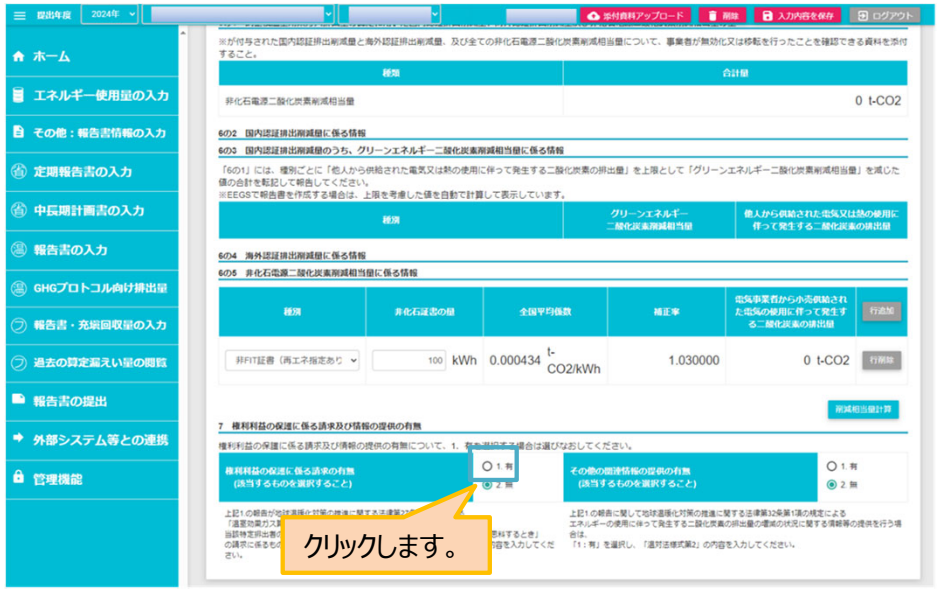

EEGSの操作⑨　中長期計画書

- 表紙には今年度から法人名（英語表記）と銘柄コードの欄が新規で追加されています。

① 提出宛先は、事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地（特定１表に記載の住所と同じ）を管轄する**経済産業局長**及び設置している全ての工場等に係る**事業を所管している省庁**（特定第3表及び特定12表の産業分類毎に確認）。当局の場合は中部経済産業局長宛。
（宛先が複数ある場合は宛先を連名で記入可能です
例：中部経済産業局長・中部△△△局長）

② 届出日（提出年月日）を記載。西暦が望ましい。

③ 住所（本社登記住所）・法人名・法人名（英語表記）・法人番号・銘柄コード・代表者の役職名・代表者氏名を記入。
※法人名は、正式名称を略さず記載
英語表記は任意
法人番号(**13桁**)は、国税庁ホームページより検索
http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
銘柄コードは上場企業が４桁で記入

※代表者の役職名は、公式なものを記載（押印は不要。）

※文字と文字の間のスペースの入れ方のお願い
名字と名前の間にはスペースを入れてください。
社名と株式会社との間はスペースを入れないでください。

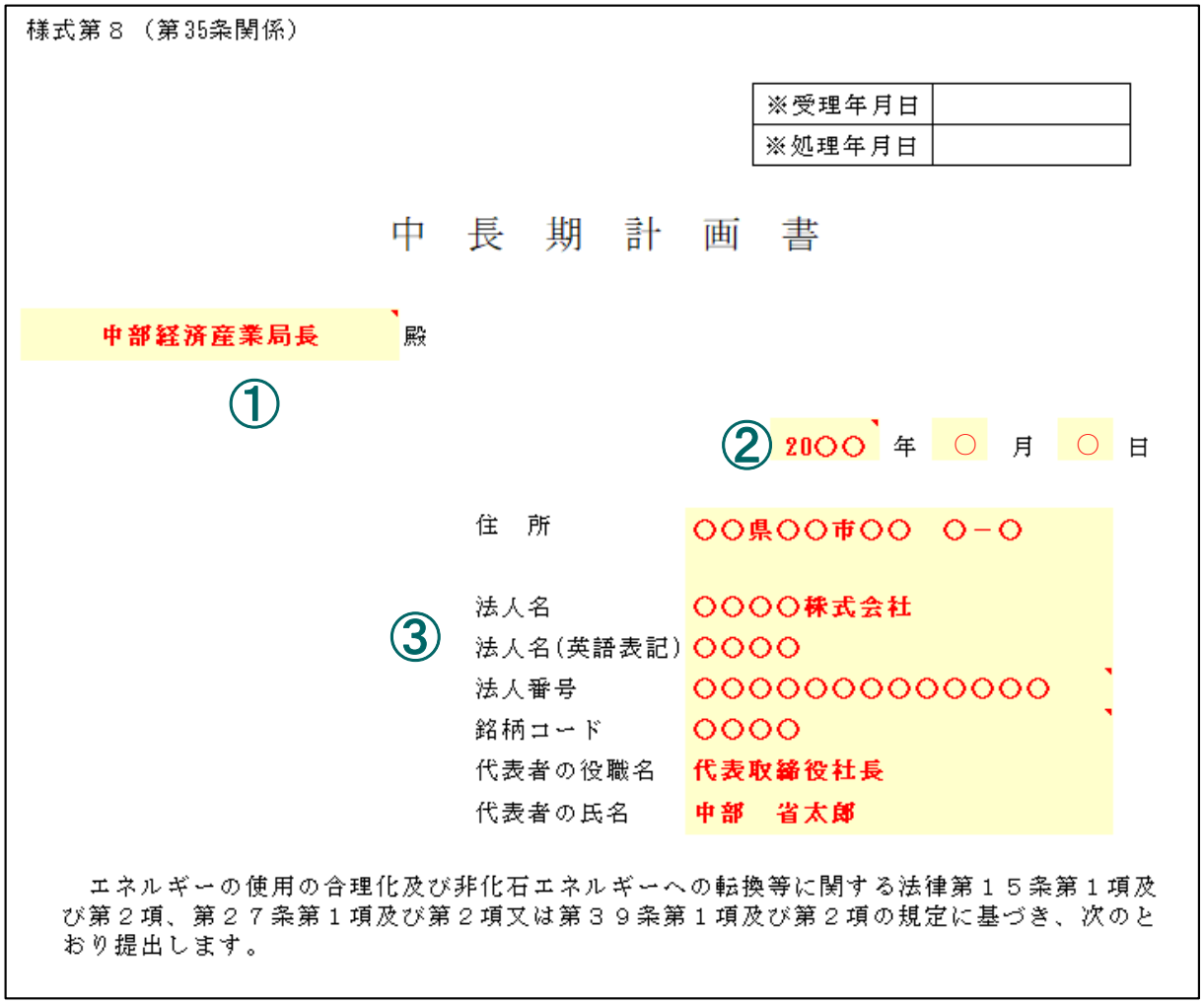

様式第８（第35条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

中　長　期　計　画　書

中部経済産業局長　殿

①

②　2000　年　○　月　○　日

③

住　所	○○県○○市○○　○－○
法人名	○○○○株式会社
法人名(英語表記)	○○○○
法人番号	○○○○○○○○○○○○○
銘柄コード	○○○○
代表者の役職名	代表取締役社長
代表者の氏名	中部　省太郎

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１５条第１項及び第２項、第２７条第１項及び第２項又は第３９条第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり提出します。

中長期計画書　Ⅰ　特定事業者等の名称等

- 計画書（非化石転換）の計画期間を記入してください。

①非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書の計画期間を、提出年度又は提出年度の翌年度を始期として記入してください。

②直近年度に提出した非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書の内容に変更がない場合に「計画内容に変更なし」欄にチェック（□を■とする）してください。また、本欄にチェックをした場合は、「Ⅳ 非化石エネルギーへの転換に関する計画」表は空欄としてください。

⚠ ただし、前年度のⅣ１－１に記載した目標値が、以下の場合はチェックを入れることを認めず改めてⅣを記載していただくよう求めることがあります。

・「系統電気の非化石証書の使用状況を加味した足元の非化石電気の使用量」を踏まえていない値

・妥当な理由なく「系統電気の非化石証書の使用状況を加味した足元の非化石電気の使用量」のみを踏まえた値だった場合

Ⅰ　特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	0	0	0	0	0	0	0
事業者の名称	○○○○株式会社						
主たる事務所の所在地	〒 000-0000 ○○県○○市○○　○－○						
主たる事業	製鋼・製鋼圧延業						
細分類番号	2	2	2	1			
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 常務取締役 氏名 ○○　○○						
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 ○○部○○課 氏名 ○○　○○ エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 ＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊＊＊＊＊ 勤務地 〒000－0000 ○○県○○市○○　○－○ 電　話（ ○○○ － ○○○ － ○○○○ ） ＦＡＸ（ ○○○ － ○○○ － ○○○○ ） メールアドレス ＊＊＊@＊＊＊＊．ｃｏ．ｊｐ						
中長期計画書の提出免除の希望	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を □　希望する						
計画書（合理化）の計画期間	（ 2023 ）年度　～　（ 2027 ）年度						
計画書（非化石転換）の計画期間	（ 2023 ）年度　～　（ 2027 ）年度				□　計画内容に変更なし		

① ②

中長期計画書　Ⅰ　特定事業者等の名称等

- 省エネ取組の優良事業者について、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書（様式第８のⅢ）の提出頻度が軽減されます(直近過去2年度以上連続S評価の事業者で希望者のみ)。
- また非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書（様式第８のⅣ）については、直近に提出した物から計画の内容に変更がない限りは、５年を上限として提出が免除されます。

●エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画（様式第８のⅢ）
⑴様式第８のⅠの「中長期計画書の提出免除の希望」欄□希望するをチェック（□を■とする）
⑵様式第８のⅠの「本計画の計画期間」欄に本計画の計画期間を記載
⑶S評価を継続している限りにおいて、上限5年度間において中長期計画の提出を免除

●非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画（様式第８のⅣ）
⑴様式第８のⅠの「計画内容に変更なし」欄にチェック（□を■とする）
⑵様式第８のⅣは空欄として提出する（ただしエネルギーの使用の合理化に関する中長期計画についても免除されている年度においては、様式第８の提出も不要。

合理化計画の免除の対象ではないのに免除の希望を出したり、免除の希望を出していないのに中長期計画書を未提出だったりする事業者がみえます。ご注意ください。

（ケース１）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
定期報告書の評価	S	S	S	S	S	S
計画書（合理化）	免除	提出（免除申請）	免除	免除	提出（免除申請）	免除
計画書（非化石転換）	－	提出	計画内容に変更がない限り提出不要（５年が上限）			提出

計画期間が４年の場合

提出後５年間計画内容に変更がない場合

２０２３年度は全事業者提出必須

（ケース２）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
定期報告書の評価	S	S	S	A	S	S	S
計画書（合理化）	免除	提出（免除申請）	免除	提出	提出	提出（免除申請）	免除
計画書（非化石転換）	－	提出	計画内容に変更がない限り提出不要（５年が上限）			提出	→

２０２３年度は全事業者提出必須

中長期計画書　Ⅱ　エネルギー使用量

- 今年度の定期報告（昨年度の実績）におけるエネルギーの使用量（定期報告書 特定-第２表）の合計の数値（Ⓢ－１）を記入してください。

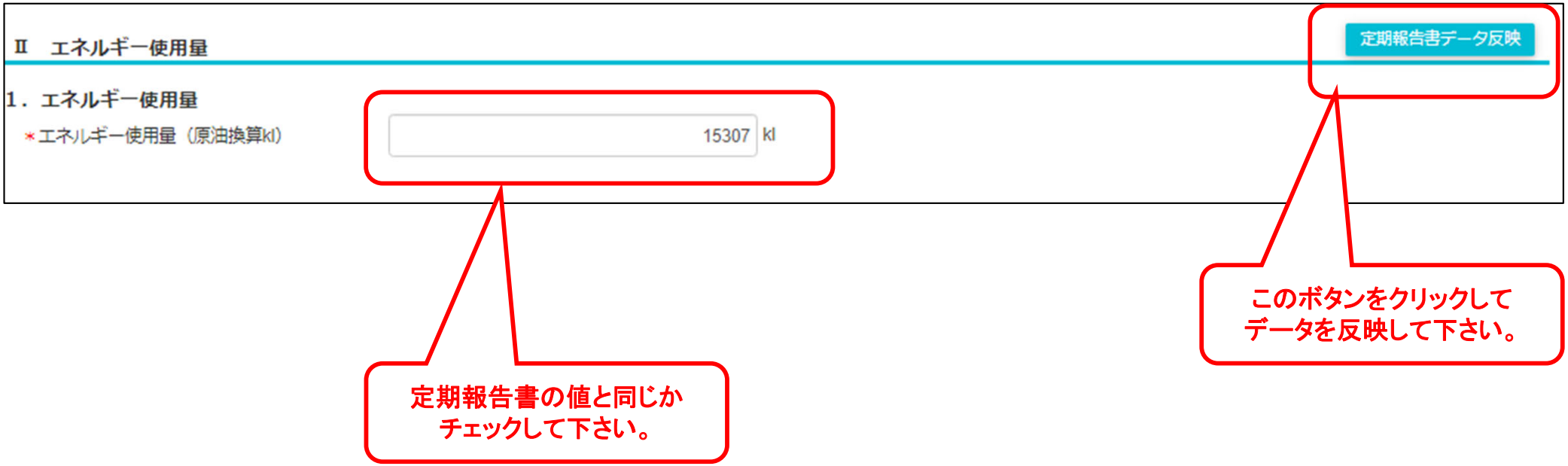

中長期計画書　Ⅲ　エネルギーの使用の合理化に関する計画

● １．及び２．にはベンチマーク指標の状況、見込み等を記入してください。

①区分
・判断基準の別表第５に規定する区分のいずれかを記入してください。
・電力供給業は、ベンチマーク指標のうちＡ指標とＢ指標を別の行に記載してください。

②対象となる事業の名称（セクター）
・当該のセクターごとに実施している事業の名称を記入してください。
・事業の名称は別表第５に示される事業の名称を記入してください。
・複数の事業を行う事業者は該当する事業の名称を全て記入してください。

Ⅲ　エネルギーの使用の合理化に関する計画
１．ベンチマーク対象業種におけるエネルギー使用量等

① 区分	② 対象となる事業の名称（セクター）	③ ベンチマーク指標の状況（単位）		④ 対象事業のエネルギー使用量（原油換算kl）	
3	セメント製造業	4,000	MJ/t	800,000	kl

２．ベンチマーク指標の見込み

⑤ 区分	ベンチマーク指標の見込み（単位）										目標年度	
	2023	年度	2024	年度	2025	年度	2026	年度	2027	年度	2030	年度
3	3,920	MJ/t	3,840	3840	3,820	MJ/t	3,790	MJ/t	3,750	MJ/t	3,739	MJ/t

③ベンチマーク指標の状況（単位）
・報告対象年度（2022年度）の事業において、別表第５に示すベンチマーク指標の算定方法に従って算定した指標の数値と単位を記入してください。
・提出年度においてベンチマーク指標が改定された業種は、改定前の指標の状況を記入してください（改定後でも可。）
・ベンチマーク指標が複数指定されている場合は、指定されている指標の数値と単位を全て記入してください。

特定第６表の記載との不整合が発生していますので注意してください。

④対象事業のエネルギー使用量（原油換算 kl）
・当該のセクターごとにエネルギー使用量を原油換算 kl の単位で記入してください。
・電力供給業は、Ａ指標の行にまとめて記入してください。

⑤ベンチマーク指標の見込み（単位）
・本計画書の計画期間中の各提出年度と、ベンチマーク指標の見込みを、左側から年度順に記入してください。一番左側の欄は、本中長期計画書の提出年度の見込みの数値となります。
・計画期間が５年未満の場合、空欄には（－）を記入してください。
・目標年度の欄には、2030 年度を記入し、目標年度におけるベンチマーク指標の見込みを記入してください。目標年度におけるベンチマーク指標の見込みが未定の場合は、（－）を記入してください。
・提出年度からベンチマーク指標又は目指すべき水準が改定されている業種は、改定後の指標又は目指すべき水準を用いて、中長期計画を策定してください。提出年度からエネルギー管理の一環として新指標による計画策定が必要となります。
※ベンチマーク対象業種ごとの目指すべき水準等の詳細は、別冊２「ベンチマーク制度に関する報告について」をご参照ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/bessatus23_2.pdf

中長期計画書　Ⅲ　エネルギーの使用の合理化に関する計画

● ３．にはエネルギー使用合理化の計画内容及び期待効果を記入してください。

⑥エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の最適化に関して計画した省エネルギー活動等の措置について、可能な範囲で記入してください。

⑦計画する措置が、中長期計画作成指針に記載がある場合、該当する項番を記載してください。記載がない場合は、「－」を記入してください。

⑧対象となる工場等の名称を記入してください。

⑨計画する措置（設備等）の新設・改造の着手年月と完了年月をに記入してください（○年○月単位）。合計および原単位削減効果の欄には、計画する措置の効果が全て発現する年度を記入してください。

⑩計画する措置による省エネ効果を記入してください。

⑪計画する措置が、ベンチマーク指標の状況の改善に資する場合に、「区分」を記入してください。該当しない場合は「－」を記入してください。

⑫前年度の中長期計画書における計画内容に記載していない項目に、○を記入してください。

⑬計画する措置による省エネ効果の合計を記入してください。

⑭合計のうち、ベンチマーク指標の対象となるものの合計を記入してください。計画内容が複数の業種に共通的な改善に資する場合は、期待効果を案分して合計してください。・複数の業種がある場合には、行を追加してそれぞれ記載してください。

⑮計画する措置による原単位削減効果の合計を記入してください。
（⑭合計の期待効果÷①エネルギー使用量×100）

３．計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

⑥内容	⑦中長期計画作成指針	⑧該当する工場等	⑨着手時期 完了時期	⑩エネルギー使用合理化期待効果（原油換算kl/年）		⑪ベンチマーク対象	⑫新規追加
プレヒータ断熱強化	製造業 2(3)	A工場 B工場	22年4月 25年5月	12,000	kl	3	
リーク低減	－	A工場 B工場	23年6月 26年5月	9,000	kl	3	
ファンインバーター化	製造業 1(6)	A工場	22年9月 28年1月	1,000	kl	-	
廃プラ処理設備能力増強	製造業 2(3)	B工場	23年4月 25年5月	800	kl	3	○
					kl		
					kl		
合計			27 年度 ⑬	22,800	kl		
うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果 ⑰ 3			27 年度 ⑭	21,800	kl		
原単位削減期待効果			27 年度 ⑮	2.3	%		
うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果	3		27 年度 ⑯	2.7	%		

「内容」、「中長期計画作成指針」、「合計の年度」、「合理化期待効果」、「新規追加」等の未記入が発生していますので注意してください。

⑯原単位削減期待効果の合計のうち、ベンチマーク指標の対象となるものの合計を記入してください。
（⑮うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果÷⑤対象事業のエネルギー使用量×100）

⑰ベンチマーク対象業種が複数業種ある場合は、「うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果」の欄横に区分の番号を記入し、区分ごとに行の追加を行ってください。ベンチマーク対象業種が一業種である場合は、「うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果」の欄横に記載は不要です。

中長期計画書　Ⅲ　エネルギーの使用の合理化に関する計画

- 中長期計画作成指針は、特定事業者等が工場等判断基準に定められた目標の達成に向けた中長期的な計画の策定を行えるよう定めています（専ら事務所／製造業／鉱業・電気供給業・ガス供給業及び熱供給業／上水道業・下水道業及び廃棄物処理業）。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/laws/index.html

中長期計画作成指針（専ら事務所）

(1) 空気調和設備
(2) 換気設備
(3) ボイラー設備
(4) 給湯設備
(5) 照明設備
(6) 昇降機
(7) ビルエネルギー管理システム（ＢＥＭＳ）
(8) コージェネレーション設備
(9) 電気使用設備
(10) 未利用エネルギー・再生可能エネルギー等の活用
(11) 事務所等関連高度省エネルギー増進設備等

特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによるエネルギーの使用の合理化に関する中長期的な計画の作成のための指針 PDF

中長期計画作成指針（製造業）

1　製造業一般

(1) 燃焼設備
(2) 熱利用設備
(3) 廃熱回収設備
(4) コージェネレーション設備
(5) 電気使用設備
(6) 空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等
(7) 照明設備
(8) 工場エネルギー管理システム（ＦＥＭＳ）
(9) 未利用エネルギー・再生可能エネルギー等の活用
(10) 情報技術の活用

2　特定業種

(1) パルプ製造業及び紙製造業
(2) 石油化学系基礎製品製造業
　（2－1）ナフサ分解プラント
　（2－2）その他のプラント
(3) セメント製造業
(4) 鉄鋼業
　（4－1）製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、表面処理鋼材製造業及び鋳鉄管製造業
　（4－2）銑鉄鋳物製造業、可鍛鋳鉄製造業
　（4－3）鋳鋼製造業
　（4－4）鍛工品製造業
　（4－5）鍛鋼製造業

中長期計画書　Ⅳ　非化石エネルギーへの転換に関する計画

- １－１には全ての事業者が非化石電気の使用状況における目標を記入してください。

Ⅳ　非化石エネルギーへの転換に関する計画
１．非化石エネルギーへの転換に関する目標
１－１　非化石電気の使用状況

指標	① 指標の範囲全体のエネルギー使用量（原油換算kl）	② 目標	
		2030	年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率	100,000	40.0	%

定期報告書 特定第2表3-1の数値を転記して下さい。

◆ **自社の現状の非化石割合は、定期報告書 特定第２表3-1に掲載されています。これを踏まえ、少なくとも、その数値を上回る目標地を設定して下さい。**
◆ 令和５年度報告にて既に設定頂いておりますが、令和６年度以降の報告においても現状を踏まえたより高い目標への更新が可能です。

①Ⅳ １－１表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」には、事業者全体で使用した前年度の電気の使用量を原油換算値で記入してください。一次換算係数は全て8.64(GJ/千 kWh)を使用してください。また、重み付け係数の対象となる電気（非燃料由来の自家発自家消費型非化石電気又はそれに準ずる非化石電気）については、重み付け係数1.2をかけた値で計算してください。
※燃料を投じて発電した自家発電気の使用量は通常、投入燃料でエネルギーカウントするため、発電量は熱量換算しませんが、非化石電気の使用状況の算出においてはこれも熱量換算して計算をしてください。

（参考）エネルギー使用量(原油換算ｋL)＝電気使用量(千kWh)×8.64(GJ/千 kWh)×0.0258(kL/GJ)
↳特定第２表の電気の小計欄の値＋非化石電気（重み付け非化石は1.2倍）

例１　5,000千kWhを電力会社から受電している場合
5,000(千kWh) ×8.64(GJ/千 kWh)×0.0258(kL/GJ) ≒ 1,115(原油換算kL)

例２　5,000千kWhを電力会社から受電して1,000千kWhの自家発自家消費太陽光発電設備がある場合
(5,000(千kWh) ＋1,000(千kWh) ×1.2)×8.64(GJ/千 kWh)×0.0258(kL/GJ) ≒ 1,382(原油換算kL)

②Ⅳ １－１表の「目標」欄では、事業者全体で使用する電気の非化石比率に関する 2030 年度の目標値を記入してください。目標値の設定に当たっては、系統電気の非化石証書の使用状況を加味した足元の非化石電気の使用量（※）を踏まえて、事業者で検討した非化石電気への転換の目標値を設定してください。（重み付け非化石については、1.2倍の値で計算してください。）※次ページ参照

中長期計画書　Ⅳ　非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 現在、電力会社から購入されている電気にも非化石エネルギーが含まれている可能性があります。ご確認いただき、非化石電気の使用状況の目標設定の参考にしてください。

（参考）旧一般電気事業者の一般的な電力メニューにおける非化石比率（2023年度実績）

非化石比率＝｛A＋(1－A)×0.13｝×100(%)　（FIT証書売れ残り分13%を加味した場合）

小売電気事業者	非化石比率	非化石証書の使用状況（A×100）	HP
北海道電力	25.18%	14%	https://www.hepco.co.jp/corporate/company/ele_power.html
東北電力	28.66%	18%	https://www.tohoku-epco.co.jp/dprivate/attempt/energy/
東京電力	30.40%	20%	https://www.tepco.co.jp/ep/power_supply/index-j.html
北陸電力	26.92%	16%	https://www.rikuden.co.jp/ryokinshikumi/dengen.html
中部電力	17.35%	5%	https://miraiz.chuden.co.jp/company/supply/configuration/
関西電力	25.70%	14.6%	https://kepco.jp/ryokin/power_supply/
中国電力	22.57%	11%	https://www.energia.co.jp/elec/free/co2/index.html
四国電力	29.53%	19%	https://www.yonden.co.jp/customer/composition_and_co2/index.html
九州電力	30.40%	20%	https://www.kyuden.co.jp/rate_adj_power_composition_co2.html
沖縄電力	13.00%	0%	https://www.okiden.co.jp/shared/pdf/corporate/profile/s_and_d.pdf

中長期計画書　Ⅳ　非化石エネルギーへの転換に関する計画

- 電力会社から購入されている電気の非化石比率と、非化石エネルギーへの転換に関する計画を踏まえた2030年度における非化石電気の使用状況の目標設定については、以下の例を参考に計算してください。

（例）中部電力ミライズ（株）から年間200,000kWh、北陸電力（株）から年間100,000kWhの電気を購入していた事業者が、中部電力ミライズ（株）から電気を購入している工場に、年間50,000kWh発電する太陽光発電設備を設置して自家消費する計画を立てた場合

1．年間の電気使用量（a）

中部電力ミライズ（株）	200,000kWh-50,000kWh=	150,000kWh
北陸電力（株）		100,000kWh
太陽光発電設備	50,000kWh×1.2（重み付け係数※）	=60,000kWh
合計		310,000kWh

※自家発太陽光や重み付けの条件を満たしたオフサイト型 PPA 等、「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーの使用状況を算出する際、その使用量に 1.2 を乗じて計算を行ってください。

2．年間の電気使用量における非化石電気の量（b）

中部電力ミライズ（株）	150,000kWh× 17.35%	= 26,025kWh
北陸電力（株）	100,000kWh× 26.92%	= 26,920kWh
太陽光発電設備	50,000kWh×100.0%×1.2（重み付け係数）	= 60,000kWh
合計		112,945kWh

3．非化石電気の使用状況の目標値（c）

c=b÷a=112,945kWh÷310,000kWh×100≒36.4%

中長期計画書　Ⅳ　非化石エネルギーへの転換に関する計画

- １－２には定量目標を国が定めた５業種の事業者が目標を記入してください。

④Ⅳ１－２表は、工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（令和５年３月３１日経済産業省告示第２８号）の別表第１に掲げる目安の設定がある５業種８分野に該当する事業者のみ記入してください。記入に当たっては、記入要領別冊１をご参照ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/bessatsu23_1.pdf

⑤Ⅳ１－２表の「区分」「対象となる事業」「指標」「定量目標の目安」欄には、下表を参考に該当する事業について記入してください。

⑥Ⅳ１－２表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」欄には、各指標のバウンダリーにおいて対象となるエネルギーの使用量を原油換算値で記入してください。

⑦Ⅳ１－２表の「目標」欄には、2030年度における各指標に関する目標値を記入してください。

④ １－２　定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	⑥ 指標の範囲全体のエネルギー使用量（原油換算kl）	定量目標の目安		⑦ 目標	
				2030	年度	2030	年度
⑤ 2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	800,000	28	%	30	%

【定量目標の目安】

区分	対象となる事業	指標	目安となる水準
１Ａ	高炉による製鉄業	2013 年度比石炭の使用量に係る原単位削減割合	２%以上
１Ｂ	電炉による製鉄業	外部調達電気及び自家発電における非化石エネルギー割合	５９%以上
２	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	２８%以上
３Ａ	洋紙製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	①３０%以上 ②５９%以上
３Ｂ	板紙製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	①３０%以上 ②５９%以上
４Ａ	石油化学系基礎製品製造業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	①３０%以上 ②５９%以上
４Ｂ	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーがある場合 2013 年度比石炭の使用量削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーがない場合 外部調達電気における非化石エネルギー割合	①３０%以上 ②５９%以上
５	自動車製造業	外部調達電気及び自家発電における非化石エネルギー割合	５９%以上

中長期計画書　Ⅳ　非化石エネルギーへの転換に関する計画

- １－３には任意でその他の指標を定め、目標を記入してください。

⑧

１－３　その他の指標の状況

⑨ 指標	⑩ 指標の範囲全体のエネルギー使用量（原油換算kl）	⑪ 目標	
		2030	年度
事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギー比率	1,000,000	20	%

⑧Ⅳ１－３表では、Ⅳ１－１、１－２以外に、任意に設定した指標に関して、目標値を設定します。
※本表の記入は任意です。

⑨Ⅳ１－３表の「指標」欄には、事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効と考えられる指標を記入してください。
※任意指標の例
・事業者全体のエネルギー使用に占める非化石エネルギー割合
・外部調達電気における非化石エネルギー割合
・○○製造工程における非化石エネルギー使用割合
・給湯用の熱エネルギー使用に占める非化石エネルギー割合

⑩Ⅳ１－３表の「指標の範囲全体のエネルギー使用量」欄には、⑨で設定した指標のバウンダリーにおいて対象となるエネルギーの使用量を原油換算値で記入してください。

⑪Ⅳ１－３表の「目標」欄では、目標年度における目標値を記入してください。なお、目標年度は2030年度以外の年度に設定することも可能です。

中長期計画書　Ⅳ　非化石エネルギーへの転換に関する計画

- ２．には１－１、１－２、１－３表に記載した目標の達成に向けた計画を記入してください。

２．非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果

内容	該当する工場等	着手時期 完了時期	非化石エネルギー転換期待効果	目安設定業種	新規追加
焼成工程における廃棄物等の利用拡大	A工場 B工場	22年4月 25年5月	100,000	2	○
非化石比率の高い電力メニューへの転換	A工場 B工場	23年6月 26年5月	4,500	-	○
自家発電に投入するバイオマス燃料の割合増加	A工場	22年9月 28年1月	2,000	-	○
①	②	③	④	⑤	⑥

①内容
・非化石エネルギーへの転換に関して計画した設備投資等の措置について、可能な範囲で記入してください。

②該当する工場等
・計画する措置の対象となる工場等の名称を記入してください。

③着手時期、完了時期
・計画する措置（設備等）の新設・改造の着手年月、新設・改造の完了年月を記入してください（○年○月単位）。
・非化石エネルギー転換期待効果の欄にて記入する措置の効果が全て発現する年度を記入してください。

④非化石エネルギー転換期待効果
・計画する措置による非化石エネルギー転換期待効果を、増加する非化石エネルギー量（kl）等により記載する。
・また上記の他、石炭の使用量削減原単位の向上期待効果（%）を記載することも可能です。

⑤目安設定業種
・計画する措置が、目安設定業種における措置である場合、「区分」を記入してください。該当しない場合は「－」を記入してください。
・複数の業種に共通的な改善に資する場合は、対象となる「区分」を全て記載してください。

⑥新規追加
・前年度の中長期計画書における計画内容に記載していない項目に、○を記入してください。

中長期計画書　Ⅳ　非化石エネルギーへの転換に関する計画

- ３．には非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報、４．には削除した計画を記入してください。

①３．その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

・非化石エネルギーへの転換に関して実施した設備投資等のうち、前ページ④の期待効果に表れない定性的な取組等について記入して下さい。

・目安の設定がある５業種８分野に該当する事業者については【定性目標の目安となる水準】も参考としてください。

４．前年度計画書との比較
②削除した計画
・前年度の中長期計画書に記載した項目のうち、今年度の中長期計画書の内容からは削除した項目を記入してください。

③該当する工場等
・削除した計画が該当する工場等を記入してください。

④理由
・削除した理由を記載してください。

３．その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、2025年4月より利用技術の研究開発及び実証実験を進める。 また、製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、2026年10月より研究開発及び実証実験を開始する予定。 ①

４．前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由
②	③	④

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
３　計画書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄には記入しないこと。
４　Ⅰの「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
５　Ⅲの１・２及びⅣの１－２の「区分」欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第５又は非化石エネルギーへの転換に関する法第５条第２項に規定する判断の基準（以下「非化石エネルギーへの転換に関する判断基準」という。）の別表第１に規定する区分をそれぞれ記入すること。
６　Ⅲの３の「中長期計画作成指針」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画作成指針に記載されている計画の番号のうち、該当するものを記載すること。
７　Ⅲの３及びⅣの２の「該当する工場等」の欄には、複数工場等が該当する場合はそれぞれの工場等の名称を記載し、全工場等が該当する場合は全工場等と記入すること。
８　Ⅲの３の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギー消費量の削減効果を記入すること。
９　Ⅳの２の「非化石エネルギー転換期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における非化石エネルギーへの転換に関する効果を記入すること。
１０　Ⅲの４及びⅣの３には、Ⅲの３及びⅣの２で定量的に記載できないエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に向けた計画等について記入すること。この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR報告書等の関係資料を添付すること。
また、Ⅲの４において洋紙製造業（４Ａ）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
１１　Ⅲの５及びⅣの４には、Ⅲ及びⅣについて前年度と比較して記入すること。

【参考 関連HP】

- **改正省エネ法**
  - 省エネ法の手引き（工場・事業場編）

    https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/shoene_tebiki_01.pdf
  - 定期報告書・中長期計画書記入要領

    https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/
  - 定期報告書・中長期計画書について

    https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/report/index.html
- **EEGS**
  - EEGSトップページ

    https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/
  - 操作マニュアル

    https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual/eegs
- **情報開示制度**
  - 定期報告書情報開示制度

    https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/

各種お問い合わせ先

- ご質問の内容にあわせて、複数の窓口を用意しております。

○EEGSの操作ヘルプデスク　（(株)セック）

E-mail: g-eegs-support@sec.co.jp
TEL: 03-4446-6054

※ 可能な限り電話ではなく、メールからの問い合わせをお願いします。

○定期報告書・中長期計画書の書き方等のヘルプデスク　（省エネセンター）

< フォームからのお問い合わせはこちら >
https://tayori.com/f/sehd2024/
※可能な限り電話ではなく、フォームからの問い合わせをお願いします。

< 電話でのお問い合わせはこちら >
ナビダイヤル　0570-000-291（通話料がかかります）
受付時間：9:20～17:20（土日、祝日、年末年始(12/30～1/3)を除く）

省エネ法ヘルプデスクのHPには、Q&Aが沢山掲載されています。
ご活用下さい。
https://www.eccj.or.jp/helpdesk/

○定期報告書・中長期計画書の提出に関して

中部経済産業局
資源エネルギー環境部 エネルギー対策課　省エネ係

TEL：０５２－９５１－０４１７
Mail：bzl-chb-shoeneteikidata■meti.go.jp
（■を@に変えて送信してください）

お問い合わせの際は、特定事業者番号・特定荷主番号をお知らせください。